

茨木市次世代育成支援行動計画

(第4期)《案》



はじめに



国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代の社会を担う子どもとその家庭を社会全体で支援するため取組を進めてきました。その後、平成24年には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートしました。

また、平成22年4月には、子ども・若者育成支援施策の総合的推進の枠組みを整備するために「子ども・若者育成支援推進法」が、平成26年1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」がそれぞれ施行され、様々な取組が進められています。

一方、本市では、子ども・子育て支援新制度を踏まえ、平成27年に地域社会が子ども・若者や子育て家庭に寄り添い、誰もが子育てや子ども・若者の成長に喜びや生きがいを感じる社会を目指すための計画として『茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）[以下「第3期計画」という。]』を策定し、具体的な施策を展開してまいりました。

近年、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化、保育ニーズの増加による待機児童の存在、児童虐待の深刻化、子どもの貧困、不登校・ひきこもりなど、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。

こうした社会環境の変化に伴う新たな課題や、国の動向に対応するため、第3期計画の進捗状況を踏まえた施策の見直しを行い、「未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”」の実現を目指し、『茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）』を策定する運びとなりました。

この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました茨木市こども育成支援会議の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様、パブリックコメントやヒアリング等を通じて貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました皆様に、心からお礼を申し上げるとともに、引き続き本市の発展と子育て支援施策の推進のため、ご参加とご協力をよろしくお願ひいたします。

令和2年(2020年)3月

茨木市長 福岡洋一

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の期間と推進体制	6
第2章 第3期計画の総括	7
第1節 教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の確保状況と課題	7
第2節 子育て支援と子ども・若者支援に関する施策の取組状況と課題	15
第3節 本計画の実施に向けた検討課題	32
第3章 計画の構想	39
第1節 計画の基本理念	39
第2節 施策展開についての考え方	39
第4章 次世代育成支援施策の展開	45
第1節 ライフステージに沿った施策の展開	45
第2節 ライフステージごとの施策	49
第3節 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり	74
第4節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり	81
第5節 社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくり	84
第5章 子どもの貧困対策の推進	89
第1節 対策の背景と趣旨	89
第2節 子どもの貧困対策に関する新たな方向性	97
第3節 子どもの貧困に関する指標	104
第4節 子どもの貧困対策に関する施策の展開	106
第6章 子ども・子育て支援事業の推進	111
第1節 教育・保育提供区域の設定	111
第2節 子ども・子育て支援事業についての考え方	113
第3節 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容	118
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容	138
第5節 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に関する取組	161
第6節 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成 事業の推進	163
■資料	167

第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の趣旨

1 計画策定の背景

厚生労働省が令和元(2019)年に公表した平成30(2018)年の「人口動態統計月報年計（概数）」では、わが国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.42で、平成29(2017)年の1.43から0.01下がり、3年連続で低下し、少子化の問題は年々深刻度を増しています。国立社会保障・人口問題研究所が平成27(2015)年に実施した「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」の結果では、夫婦が理想とする平均子ども数と、予定する平均子ども数はいずれも低下し過去最低となっています。夫婦の予定の子ども数が理想の子ども数を下回る理由として最も多いのは、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」で、次いで「高年齢で生むのはいやだから」となっています。

また、厚生労働省の調査の結果では、平成27(2015)年の貧困率（平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す率）は13.9%、さらにひとり親家庭の貧困率は50.8%と、先進国の中でも最悪な水準であると言われ、子どもの貧困問題は深刻化している状況です。

このような状況を踏まえ、国では、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供体制の一層の充実を図るために、平成24(2012)年8月に、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）が成立し、平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

しかし、子ども・子育て関連3法等の施行以降、都市部を中心に保育所待機児童は依然増加を続け、また児童虐待による痛ましい事件の多発などを踏まえて、国では「子育て安心プラン」の制定や「児童福祉法」の改正を行っています。

また、平成25(2013)年に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元(2019)年6月に改正法が公布され、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が連鎖したりすることで閉ざされることがないよう、市町村において子どもの貧困対策のための計画の策定を努力義務とするなど、貧困対策を総合的に進めるよう求めています。

さらに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元(2019)年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。



2 計画の目的

本市では、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27(2015)年3月に「茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）」（以下「第3期計画」）を策定し、市民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進しています。

第3期計画が令和元(2019)年度末をもって終了することから、第3期計画での取組での成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とする「茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）」（以下「本計画」）を策定するものです。

子どもや子育て家庭をめぐる状況を踏まえ、第3期計画の取組を見直し・充実しつつ、結婚、妊娠・出産、子育てなどの各ライフイベントでの支援をはじめ、妊娠・出産期から青年・若者期までに至る切れ目ない支援に加え、対策の強化が求められている児童虐待をはじめ、子どもの貧困対策、若者の自立支援、家庭と仕事の両立支援などの今日的な課題の解決に向けた取組を一層進めることができます。

これら課題の解決に向け、本計画を策定し、子ども・子育てに関する給付・事業の計画的な確保・実施に加え、次世代育成支援施策を含む総合的な施策を一層推進します。

第2節 計画の性格

1 位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条で規定する「市町村行動計画」（次世代育成支援行動計画、任意策定）に位置づけられ、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条で規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援事業計画、策定義務）と一体的に策定しています。

また、本計画には、次の計画に関する施策も含んでいます。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で規定する「自立促進計画」
(ひとり親家庭等自立促進計画、任意策定)
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」
(子ども・若者計画、任意策定)
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村子どもの貧困対策計画」(子どもの貧困対策計画、任意策定)



【関係法律の関連条文（抜粋）】

■次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

■子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講すべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

■子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

■子どもの貧困対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



2 他計画との関係

本計画は、まちづくりの総合的指針である「第5次茨木市総合計画」を上位計画とし、総合計画の基本構想でめざす6つのまちの将来像のうち、「次代の社会を担う子どもたちを育むまち」の実現のための一翼を担う分野別計画となるものです。

また、本計画は、保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等、市政の各分野にわたる子育ての総合的な計画として策定するものです。

【総合計画・基本構想の概要】

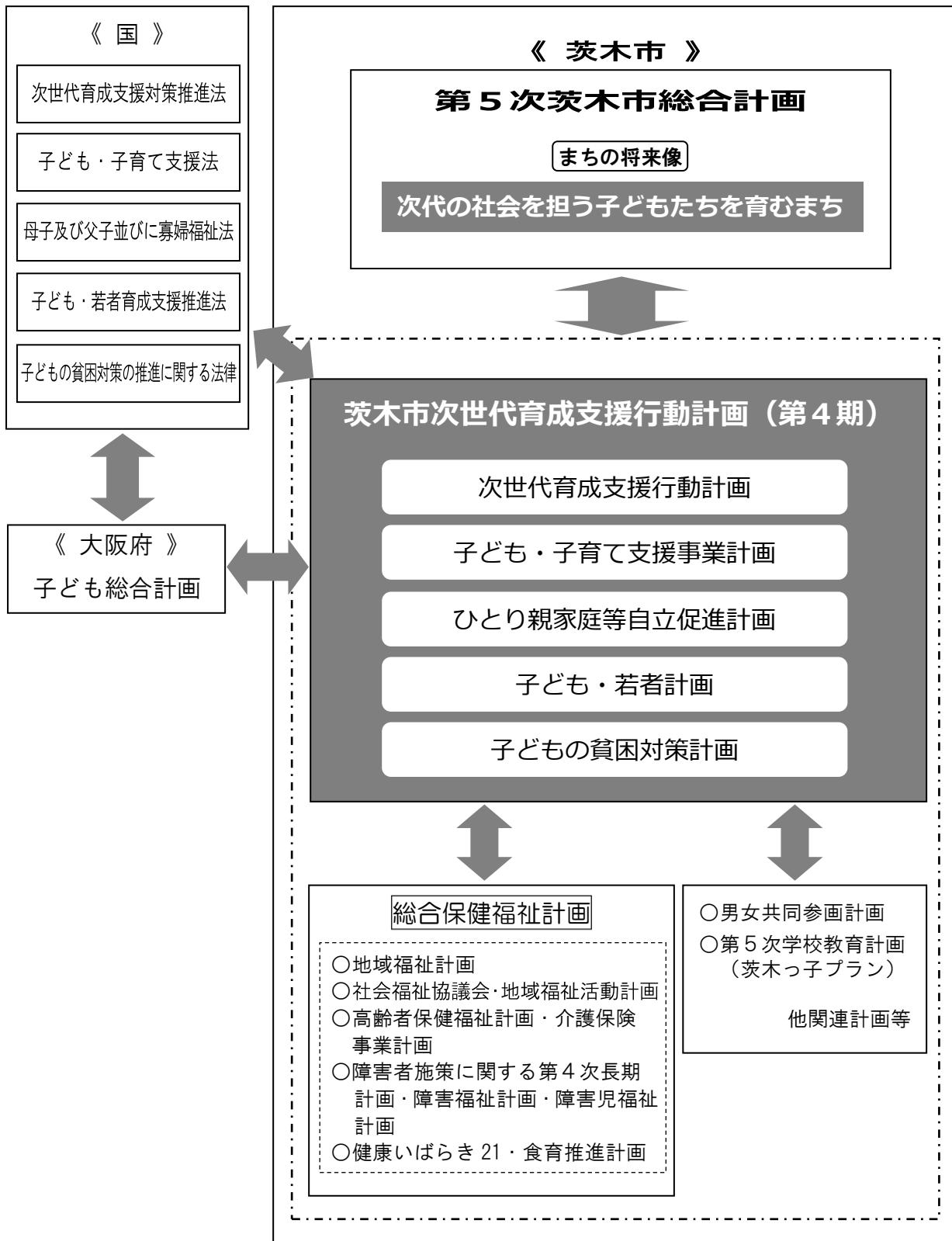


(「第5次茨木市総合計画」より)



さらに、本計画は、大阪府の「大阪府子ども総合計画」をはじめ、「茨木市総合保健福祉計画」や「茨木市男女共同参画計画」などの関連計画等と連携を図り推進していきます。

【関連計画等との関係図】





第3節 計画の期間と推進体制

1 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までとします。

また、計画期間中においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 計画の推進体制と進行管理

本計画の進行にあたっては、次世代育成支援施策、子ども・子育て支援事業、子ども・若者施策等について市民への広報・啓発に努めるとともに、「茨木市こども育成支援会議」が計画の進行管理を行います。

会議では、教育・保育施設をはじめ、特定地域型保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保状況のほか、次世代育成支援等に関する施策（事業）の進行状況の把握と検証・評価を行い、計画推進における課題の分析、取組方策を協議します。

また、本計画に包含して策定している「子どもの貧困対策計画」において設定している子どもの貧困に関する指標については、関係各課が教育や生活支援などのための事業を実施する中で、毎年度指標の改善状況を把握し、必要に応じ事業の見直しを行い、こども育成支援会議に報告します。

さらに、協議内容等については、市民への情報提供に努めます。



第2章 第3期計画の総括

.....



第2章 第3期計画の総括

第1節 教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の確保状況と課題

1 教育・保育施設の確保状況と課題

第3期計画における幼児期の教育・保育施設サービスの平成30(2018)年度末までの進捗状況と評価は次のとおりです。

- 1号認定：3～5歳の児童が対象で、保育の必要性はなく、教育ニーズがある認定区分です。(認定こども園、幼稚園を利用)
- 2号認定：3～5歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。(幼稚園、認定こども園、保育所を利用)
- 3号認定：0～2歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分です。(認定こども園、保育所、地域型保育施設を利用)

(単位：人)

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
1号認定 〔3～5歳・幼児期の学校教育〕 ※2号認定及び他市からの受入分を含む	量の見込み	5,765	5,398	5,083	4,576
	確保の内容	6,830	6,850	6,400	6,550
	実績	5,401	5,186	5,137	5,005
	過不足	1,429	1,664	1,263	1,545
2号認定 〔3～5歳・保育の必要性あり〕	量の見込み	3,037	2,953	2,884	3,113
	確保の内容	2,921	3,035	3,086	3,185
	実績	2,954	3,095	3,096	3,193
	過不足	△ 33	△ 60	△ 10	△ 8
3号認定 〔0～2歳・保育の必要性あり〕	0歳児	量の見込み	660	652	636
		確保の内容	328	391	397
		実績	328	394	399
		過不足	0	△ 3	△ 2
	1・2歳児	量の見込み	2,149	2,127	2,100
		確保の内容	1,962	2,004	2,101
		実績	2,115	2,088	2,147
		過不足	△ 153	△ 84	△ 46

※各年度3月末日時点

※過不足＝確保の内容－実績

【評価・課題】

現計画は、アンケート調査の結果から就学前児童の減少とともに量の見込みも減少すると見込んでいましたが、2号認定及び3号認定の保育需要は増加しており、その結果、見込みと実績に乖離が生じました。第4期計画では、過去の実績と幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえた確保方策を検討します。



2 地域子ども・子育て支援事業の確保状況と課題

第3期計画における地域子ども・子育て支援事業の平成30(2018)年度末までの進捗状況と評価は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

就学前期の児童やその保護者等が、保育所・幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

(単位：か所)

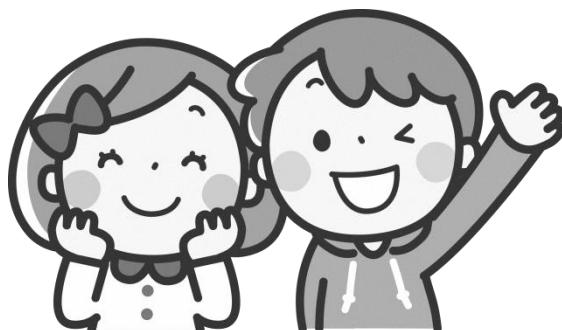
		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
市全域	整備目標数	1	1	5	7
	整備済数	1	1	7	7

【評価・課題】

中央ブロックの子育て支援総合センターにおいて、平成27(2015)年度は利用者支援事業（特定型）として、平成28(2016)年度からは基本型に変更して実施しています。また、西ブロックのこども健康センターにおいて、平成29(2017)年度から母子保健型を実施するとともに、中央、東、西、南、北の各ブロックの公立保育所において利用者支援事業（基本型）を実施しています。

各ブロックにおいて、利用者支援事業を実施することにより、利用者が身近なところで支援を受けられることで利便性が向上しています。

平成29(2017)年度から、こども健康センターの母子保健型と子育て支援総合センターの基本型が連携した「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期からの切れ目ない支援に取り組んでいます。今後は、公立保育所の基本型と連携を深めていくことが課題です。





(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場）

0～5歳児とその保護者が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

(単位：人日、か所)

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
市全体	利用者数の見込み	180,268	178,437	175,431	172,261
	確保の内容	受入可能人数	142,783	148,651	149,919
		実施か所数	21	22	22
	利用者数実績	138,907	146,350	128,891	133,926
	過不足	3,876	2,301	21,028	22,193

* 過不足：受入可能人数－利用者数実績

【評価・課題】

利用者数の見込みでは、実績と見込みに差が生じていますが、中間見直し時点では地域子育て支援拠点の整備に応じて利用者数は増加しており、見込みの修正は行いませんでした。なお、既存の地域子育て支援拠点の受入実績が増加し、市域全体では需要を確保できるため、令和元(2019)年度時点での実施か所数を修正しました。今後は、より身近な地域での整備について検討していきます。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

(単位：人)

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
健診受診 (市全体)	見込み者数	34,832	33,978	33,446	32,970
	実績	33,115	32,302	32,273	30,725
	過不足	1,717	1,676	1,173	2,245

* 過不足：健診受診見込み者数－健診受診者数実績

【評価・課題】

妊婦健康診査の費用を1人当たり最大14回助成し、平成28(2016)年9月から1人当たりの最大総助成額を9万円から12万円に増額することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できる環境整備を推進しました。妊婦が速やかに妊娠の届出を行い、妊婦健康診査を定期的に受診する等、妊婦自身が健康管理に努めることができるよう適切な支援が必要です。



(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、子育てに役立つ情報等を提供する事業です。

(単位：人)

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
訪問対象 (市全体)	見込み者数	2,515	2,488	2,427	2,389
	実績	2,463	2,456	2,343	2,455
	過不足	52	32	84	△ 66

* 過不足：訪問対象見込み者数－訪問実績

【評価・課題】

全件訪問を行うとともに、関係機関との連携のもと、すべての赤ちゃんの確認を行いました。

なお、複数回訪問しても連絡がとれない家庭もあったことから、今後はより効率的な訪問を検討する必要があります。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

(単位：人)

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
訪問対象 (市全体)	見込み者数	18	18	18	18
	実績	8	7	6	5
	過不足	10	11	12	13

* 過不足：訪問対象見込み者数－訪問実績

【評価・課題】

関係機関と連携し、必要な家庭に対し、養育に関する助言などの支援を行いました。

今後も支援を必要とする家庭に円滑に利用してもらえるよう取組を進める必要があります。



(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

① ショートステイ

1～18歳未満の児童を養育する保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

(単位：人日、か所)

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
市全体	利用者数の見込み	91	90	88	88
	確保の内容	受入可能人数	133	133	133
	実施か所数	7	7	7	7
		利用者数実績	56	60	32
	過不足	77	73	101	11

* 過不足：受入可能人数－利用者数実績

【評価・課題】

実施施設を4か所追加（平成27(2015)年度）し、学業補償のため送迎サービスを開始（平成28(2016)年度）しました。送迎サービスの開始や過去の利用傾向から、平成30(2018)・令和元(2019)年度の利用者数については若干の増加を見込んでいます。なお、実施施設を追加したことから、受入可能人数についても増加となっています。市民ニーズの予測が困難な事業であることから、子ども家庭センターと連携を図りながら適切に対応する必要があります。

② トワイライトステイ

1～18歳未満の児童を養育する保護者の仕事の都合により帰宅が夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、児童養護施設などで、生活指導、夕食の提供等を行う事業です。

(単位：人日、か所)

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
市全体	利用者数の見込み	76	76	76	76
	確保の内容	受入可能人数	101	101	101
	実施か所数	5	5	5	5
		利用者数実績	3	16	32
	過不足	98	85	69	87

* 過不足：受入可能人数－利用者数実績

【評価・課題】

実施施設を2か所追加（平成27(2015)年度）し、送迎サービスの追加（平成28(2016)年度）を行いました。また、実施施設を追加したことから、受入可能人数についても増加となっています。なお、実績と見込に乖離が生じていますが、利用者の見直しは行っておりません。



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

3か月～小学6年生までの児童を養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業です。

(単位：人日)

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
市全体	利用者数の見込み	6,262	6,207	4,373	4,374
	確保の内容 活動人数	5,131	4,437	4,437	4,437
	利用者数実績	4,984	4,290	4,602	3,739
	過不足	147	147	△165	698

* 過不足：活動人数－利用者数実績

【評価・課題】

子育て援助会員の募集について、特に少ない地域を明示するなど工夫に努めました。平成27(2015)年度より開始した学童保育の延長により利用者数及び活動人数が減少し、見込みと実績値の乖離が生じたため、利用者数と活動人数の見込みを修正しました。また、平成30(2018)年度は大阪北部地震が発生したため、他の年度に比べ活動人数が減少したと考えられます。

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業には、幼稚園・認定こども園における在園児を対象にした「幼稚園型」と、保育所や地域子育て支援拠点等で実施する「一般型」があります。

幼稚園・認定こども園における「①一時預かり（預かり保育）」は、在園する満3歳児以上が対象で、「②その他の一時預かり」は、0～5歳児を対象に、保育所等で一時的に子どもを預けることができる事業です。

① 幼稚園・認定こども園における一時預かり（預かり保育）

(単位：人日、か所)

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
市全体	利用者数の見込み	107,112	104,127	146,305	149,143
	確保の内容 受入可能人数	409,305	409,305	409,305	414,180
	実施か所数	41	41	41	42
	利用者数実績	117,590	143,605	132,429	131,585
	過不足	291,715	265,700	276,876	282,595

* 過不足：受入可能人数－利用者数実績。利用者数の見込みは1号と2号の合計

【評価・課題】

各ブロックで受入可能人数の範囲内で利用者数が推移しており、概ね順調に事業実施を行うことができています。



② その他の一時預かり（保育所等）

(単位：人日、か所)

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
市全体	利用者数の見込み	10,414	10,269	13,664	13,423
	確保の内容	受入可能人数	33,827	34,664	34,664
	実施か所数	30	31	31	31
		利用者数実績	13,002	13,920	12,698
	過不足	20,825	20,744	21,966	21,027

* 過不足：受入可能人数－利用者数実績。

【評価・課題】

就学前児童数は減少していますが、保育需要が伸びているため、利用者は微増していますが、現状の供給量で需要量を確保できています。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

0～5歳児を対象に、保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業です。

(単位：人、か所)

		平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
市全体	利用者数の見込み	2,281	2,236	2,042	2,199
	確保の内容	受入可能人数	4,899	4,975	5,360
	実施か所数	59	63	70	72
		利用者数実績	1,807	1,977	2,370
	過不足	3,092	2,998	2,990	3,156

* 過不足：受入可能人数－利用者数実績。

【評価・課題】

各ブロックで受入可能人数の範囲内で利用者数が推移しており、概ね順調に事業実施を行うことができています。



(10) 病児・病後児保育事業

0歳～小学3年生の児童を対象に、病中あるいは病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

(単位：人日、か所)

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
市全体	利用者数の見込み	2,932	2,874	869	861
	確保の内容	受入可能人数	1,440	1,440	1,440
		実施か所数	4	4	4
		利用者数実績	763	867	826
	過不足	677	573	614	644

* 過不足：受入可能人数－利用者数実績。

【評価・課題】

受入可能人数の範囲内で利用者数が推移しており、概ね順調に事業実施を行うことができています。一方で、病児保育については、申し込みの方法や利用時間の拡充など利便性の向上が課題となっています。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

(単位：人、か所)

		平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
市全体	利用者数の見込み	1,899	1,933	1,973	2,599
	確保の内容	受入可能人数	2,413	2,549	2,798
		実施か所数	32	32	35
		利用者数実績	1,961	2,179	2,460
	過不足	452	370	338	378

* 過不足：受入可能人数－利用者数実績。

* 低学年の数値

【評価・課題】

当初の利用者の見込みに対し、実績が大幅に増加したことにより、平成28(2016)年度は1ブロック、平成30(2018)年度には4ブロックにおいて過不足がマイナスとなりましたが、余裕教室の借用等により、ニーズに対応する受入を行うことができます。今後も増加することが見込まれるニーズに対し、さらなる場所の確保が課題です。



第2節 子育て支援と子ども・若者支援に関する施策の取組状況と課題

1 ライフステージ別の施策

第3期計画におけるライフステージ別施策の取組の概要と課題は次のとおりです。なお、ここで示すライフステージとは、「妊娠・出産期」「就学前期」「小・中学校期」「青年期」の4つのステージを示します。

※【】は第3期計画に位置づけているライフステージです。

(1) 子どもを生み育てるための意識啓発【全ステージ】

全ステージを対象に、「次世代育成支援に関する意識・啓発」や「児童福祉週間」などの普及・啓発の取組を推進しています。

次世代育成支援に関する意識・啓発では、「ふたりの出会い」や「子育ていいとこくらべ」の公募・選定し、啓発用冊子として配布したりホームページに掲載するなど、子どもを生み育てることの意義や重要性などに関する普及・啓発に取り組んでいます。また、「児童福祉週間」について広報誌により周知し、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、子育てに関する相談窓口に関する情報提供などを行っています。

(2) 妊産婦の健康保持・増進【主に妊娠・出産期】

妊娠・出産期にある人を対象に、「妊娠・出産に関する相談・情報の提供」や「妊娠・出産期における健康の保持・増進」により、健やかな出産を支援するための様々な取組を推進しています。

① 妊娠・出産に関する相談・情報の提供

平成29(2017)年度に「子育て世代包括支援センター」を設置し、利用者支援事業（母子保健型）の専任保健師・助産師等の面談、個別支援計画（子育てプランシート）の作成や子育て支援情報の提供等を行うとともに、必要に応じて地区担当保健師につなぐなど、妊娠期からの切れ目のない支援の充実に努めています。

妊婦とともにそのパートナー等が参加する「両親教室（パパ＆ママクラス）」を実施しています。この教室へは、平成29(2017)年度以降、毎年度900人以上が参加し、パートナー等の参加率も95%以上に達しており、出産・育児に関する知識や情報を得ることで子育てに対する不安解消の一助になっています。

また、つどいの広場や子育てサロンを活用した定期的な保健相談の実施や訪問指導などを通じ、子育てや発達、育児不安等に対して個別相談を受けることにより、不安の軽減、解消に努めています。しかし、家庭環境の問題や育児困難、DV、児童虐待等、相談内容が複雑・困難化していることから、関係機関との連携強化による相談支援体制の充実や様々な機会・手段を活用した情報提



供の充実など、質の高い母子保健サービスの提供により、安心して妊娠、出産できる環境の整備を引き続き図ることが必要です。

② 妊娠・出産期における健康の保持・増進

「妊婦健康診査」により、妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認しています。妊婦健康診査では、妊婦健康診査費用助成により経済的な負担を軽減し受診促進のための支援を図っています。また、「妊婦歯科健康診査」を、妊娠中の口腔管理を通して安全・安心な出産を支援することを目的に実施しています。受診率は上昇傾向にあり、妊娠期の口腔衛生の重要性が浸透してきています。引き続き、これらの健診を定期的に受診することで、妊婦自身が主体的な健康管理に努めることができるよう医療機関を含む関係機関との連携による取組を進めます。

そのほか、妊娠・出産期は、心身の変化が著しい時期であることから、両親教室（パパ＆ママクラス）において生活習慣病予防の取組を行うなど、妊産婦とそのパートナー等の健康保持・増進に関する支援を行うことにより、安心して妊娠、出産できる環境の確保に努めています。

さらに、産前・産後、体調不良のため家事や育児が困難な家庭、多胎児を出産した家庭等を対象に「産前・産後ホームヘルパー派遣事業」を実施しています。平成28(2016)年に利用回数及び期間の拡充を図るとともに、委託事業所数の増加に努めるなど提供体制の充実を図ったことから、利用者数は増加傾向にあります。しかし、希望日時や希望回数など利用者のニーズに十分対応できていないところもあり、委託事業者の確保に努めが必要です。

(3) 子どもの健康保持・増進【主に就学期】

就学期の子どもを対象に、「子どもの健康の保持・増進」や「食育の推進」により、子どもの健やかな成長を支援し、生涯にわたる健康な生活を営む上で必要となる様々な取組を推進しています。

① 子どもの健康の保持・増進

「乳幼児健康診査」や「歯科疾患予防事業」などにより、乳幼児の健康状態を定期的に確認しています。乳幼児健康診査は、4か月児、1歳8か月児、3歳6か月児の各年齢で実施しており、心身の異常や虐待の早期発見、医療及び療育との連携や育児不安等を軽減するため保護者からの相談などに対応しています。1歳8か月児、3歳6か月児健康診査では、「乳幼児健診における育児支援強化事業」を実施しており、保育士による遊びの場を設定し、保健相談につなげるなどにより、育児不安の軽減や虐待の早期発見に努めています。乳幼児健康診査の受診率は各年齢 96～97%台となっており未受診者の状況を把握し、必要な支援に努めていますが、保護者に対する乳幼児健康診査の受診の意義や重要性等に関する啓発を行い、受診率の向上に取り組むとともに、気軽に相談



できる場となるよう相談対応のスキル向上が求められます。

「歯科疾患予防事業」では、むし歯予防や歯磨き習慣、噛むことの大切さなど、口腔保健に関する知識の普及に努めています。

「予防接種」は感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため実施していますが、接種率のさらなる向上をめざし、多様な媒体を通じた情報発信を検討する必要があります。

保育所・幼稚園等における子どもの健康管理については、根拠法令に基づいて各種検診を実施し、子どもの健やかな成長を促進しています。

子どもの急な傷病に対しては、小児初期救急の広域化に伴い、3市1町（茨木市、高槻市、摂津市、島本町）で高槻島本夜間休日応急診療所の小児科を共同運営することにより、安定した小児救急医療体制を確保しています。

② 食育の推進

乳幼児健康診査における「栄養相談」では、乳幼児の食事と栄養等に関する情報提供や相談を実施しています。「離乳食・幼児食講習会」では、離乳期や幼児期における食事の進め方、調理方法、味付け等を講義や実習を通して学ぶ場を提供しています。

保育所・幼稚園等においては、食育教材による食指導や、園・所での取組の紹介等により、家庭での食生活の参考となる情報提供などを行い、子どもや保護者の食に対する興味・関心の向上を図っています。

(4) 就学前教育・保育の充実【主に就学前期】

保育所・幼稚園などの就学前教育・保育施設では、「子どもの個や発達に応じた教育・保育の推進」や「保育所・幼稚園の機能の強化」「教育・保育環境の質的向上」により、集団生活や様々な体験活動を通して社会性や自主性を培い、子ども一人ひとりを心身ともに健全に育むとともに、職員の知識・技能の向上を図るため、様々な取組を推進しています。

① 子どもの発達に応じた教育保育の促進

保育所・幼稚園等では、子どもの豊かな感性と創造力を養うことができる環境に配慮するとともに、一人ひとりの人格が尊重される集団づくりを通して、幼児の成長発達に即し「個」を尊重した教育・保育を展開できるよう、研修の受講など職員の知識の習得や自己啓発などに努めています。

「心理判定員による巡回指導・面談相談」により、保育所・幼稚園等の子どもの様子を観察し、発達に関する担任等との話し合いや保護者に対しての助言を行っています。



② 保育所・幼稚園の機能の強化

保育所・幼稚園等では、利用者からの多様なニーズに対応するための保育環境の整備や子育て家庭支援として相談業務を行うなど、社会情勢の変化に合わせた教育・保育の提供に努めています。しかし、待機児童が依然発生しており、その解消に向け、幼児教育・保育の無償化の影響も踏まえた保育需要の把握と認定こども園への移行を含む受入体制の確保が求められます。

また、「幼稚園の預かり保育（一時預かり）」や「延長保育」「休日保育」を実施することで、子育てと就労等の両立支援やリフレッシュ等を目的とした預かり等、保護者のニーズに概ね対応することができます。

幼児期の教育・保育から小学校以降の教育への円滑な移行については、「保幼小中連携会議」により中学校区内の交流に努め、保幼小中の取組を共有するなど、段差解消や系統的な指導の理解は深まっています。今後は、私立保育園・幼稚園等との連携をさらに進めることと、家庭への支援のあり方を研究することが必要です。

③ 教育・保育環境の質的向上

保育所・幼稚園等では、社会ニーズの変化や経験年数、課題別研修を企画及び実施し、知識の習得だけでなく、職員間の課題の共有と解決方法の研究など、知識・技能の向上を図っています。そのほか、私立施設については、実施園の判断に委ねられますが、老朽化した保育施設の建替や改修などを実施し、児童の安全の確保と保育環境の向上を図っています。

（5）子育て支援サービスの充実【主に就学前期】

子育て支援に関するサービスとして、「相談支援・情報提供」や「地域子ども・子育て支援事業の充実」「経済的支援」により、子育てに対する不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう、関係機関が連携した取組を行っています。

① 相談支援・情報提供

「利用者支援事業」を特定型から基本型へと変更し、母子保健型とも連携を行い、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期からの切れ目のない支援を実施できるよう体制づくりを行っています。また、子育てハンドブックの作成にあたっては、広告掲載を取り入れ、経費の削減を図るとともに、民間のノウハウを活用し、見やすい紙面づくりに取り組んでいます。今後は、スマートフォンを活用するなど、子育て世代のライフスタイルに応じた情報やサービスの提供方法を取り入れていくことが必要です。

子育て支援総合センターでは、「ママヨガ」や「リトミック」など子どもと一緒に参加できる講座のほか、近年注目されている「アンガーマネジメント講座」などを開催し、400～500人程度の参加があります。

ネット社会になった今日、自宅に居ながらも情報を得ることができることから、座学だけでなく体験型の講座を充実する必要があります。



② 地域子ども・子育て支援事業の充実

「乳児家庭全戸訪問事業」は、保育士等が対象世帯を全数訪問し、母子の健康状態を観察し、育児指導や保健師等による訪問指導の紹介を行い、関係機関との連携に努めながら対象乳児の全件確認を行っています。また、子どもの養育上、支援が必要と思われる母子については「養育支援訪問事業」により、保護者の自立に向けた支援を行っています。しかし、当事者が支援の必要性を認識できず、事業の導入ができなかったケースもあり、関係機関との連携のもと、当事者の困り感を引き出し、事業導入につなげる必要があります。

就学前の子どもと保護者が気軽に集い、自由に遊べる場として「つどいの広場」の整備を進めることで地域の子育て支援の充実を図っています。

プレママ・プレパパの利用が少ないとから、周知方法を工夫するなど、利用促進につなげる取組を検討するとともに、つどいの広場の利用実態等の把握に努め、より身近な地域における拠点の整備について検討する必要があります。

「子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）」では、子どもの送迎を実施するなど概ね利用者のニーズに沿うことができています。

「病児・病後児保育事業」では、病児対応型は600～700人、病後児対応型は110～120人程度の利用があり、保護者のニーズに概ね対応しています。また、平成30(2018)年度からベビーシッター事業者が実施する訪問型病児・病後児保育事業を利用した保護者に補助をする制度を開始しましたが、利用者数が伸び悩んでいることから、利用登録や予約方法の煩雑さなどを軽減し、さらなる利便性の向上に努めることが必要です。

③ 経済的支援

こども医療費の助成は、これまで12歳までを対象に実施していましたが、平成30(2018)年4月から15歳まで拡充したことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減しています。

多世代（親世帯と子世帯）が支えあって暮らせるまちづくりを進め、子育てや介護などの各世代が抱える不安の軽減を図るため、いずれかの世帯が近居・同居を目的として住宅を購入または持ち家をリフォームした際に、市外から転入した世帯に費用の一部を補助する「茨木市多世代近居・同居支援事業」を実施しています。

(6) 地域ぐるみの子育て支援【主に就学前期】

「子どもを守るための地域ネットワークの機能強化」をはじめ、「子育て支援活動を行う団体等への支援」や「子どもの豊かな情操を育む家庭教育の支援」「ふれあい・交流の推進」により、地域住民や関係団体等が連携・協働した様々な子育て支援活動を推進するとともに、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え、育む取組を推進しています。



① 子どもを守るために地域ネットワークの機能強化

全小学校校区に「健康福祉セーフティネット・福祉まるごと相談会」を設置し、子育てをはじめ、教育や不登校などに関して身近な地域で相談できる体制を推進しています。しかし、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動が浸透してきたことから、専門的な相談はCSWが対応することにより、福祉まるごと相談会への来場者が減少しています。市民の多様で専門性の高い相談内容に対応できるよう相談支援体制の整備が必要です。

地域の子育て支援関係団体による定期的な連絡会の開催やイベントカレンダーの作成等を通じて関係団体の連携が進んできており、参加団体も増加していることから、子育て支援総合センターを中心とした「kokoフェスティバル」事業は終了しています。今後は、より身近な地域で子育て家庭を対象としたイベントの開催などを通じて各団体間のネットワークが広がるような取組が求められます。

② 子育て支援活動を行う団体等への支援

子育てサークル・グループに対し、「子育てサポーター」の派遣やおもちゃの貸し出し等の支援を行っており、支援件数は徐々に増加しています。また、子育て支援の人材育成の取組として、「スキルアップ研修」を実施していますが、対象となる団体や職種により求められるスキルが異なっており、現在の統合型の研修プログラムではすべての参加者に適切な内容とすることが難しいことから、スキルアップに効果的につながる研修体制について検討を行う必要があります。

それぞれの地域では、民生委員・児童委員、主任児童委員が「子ども“わいわい”ネットワーク茨木」など、様々な活動に参加・協力しています。また、子どもに関する相談にも応じており、その相談・支援件数は微増の傾向にあることから、地域の身近な相談相手として定着してきたものと考えられます。

③ 子どもの豊かな情操を育む家庭教育の支援

4か月児健康診査での「ブックスタート」の実施、各図書館や保育所等でのおはなしボランティアによる「おはなし会」の開催を通じ、小さい頃から本に親しむ機会を提供しています。今後、子どもたちがおはなしや絵本を楽しめる機会の充実を図るため、読み聞かせやおはなし会等の対象者や実施場所等を検討するとともに、ボランティアの確保・養成が必要です。

④ ふれあい・交流の推進

保育所・幼稚園等では、園庭開放を実施し、地域の親子との交流を図っています。また、多世代交流センターでは、地域の高齢者が講師となって、昔遊びや手作りおもちゃ、囲碁・将棋の指導や絵本の読み聞かせ等、高齢者と地域の子どもたちや子育て世代との世代間交流を目的とした事業を行っており、実施



回数・参加者数とも増加傾向にあります。

こども健康センターでは、生後2～6か月児と父母を対象に「赤ちゃんと保護者のつどい」を実施していましたが、つどいの広場や子育てサロン等の地域の子育て支援活動が充実したこと、また、乳児家庭全戸訪問事業や子育て支援総合センターの親支援のための各種講座など関連事業が充実してきていることから、平成27(2015)年度に事業の整理を行っています。

共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化を踏まえ、男らしさ・女らしさよりも「自分らしさ」を大切にする子育てを学ぶ機会の提供として「ローズWAM親子交流」を開催しています。参加者の満足度は高いものの、男性の参加が少ないとから、男性も参加しやすくなる工夫が必要です。

(7) 安心して外出できる環境整備【就学前期以降】

子育てハンドブックに市内公共施設の授乳室・おむつ交換台設置一覧を掲載していますが、外出先で容易に施設・設備の情報が入手でき、最も近隣の場所へ誘導を行えるようスマートフォン等を活用した情報提供の検討が必要です。

通学路を中心とした道路（歩道）のほか、市バリアフリー基本構想に基づき、公共・民間施設において、ユニバーサルデザインの視点に立った施設・設備の整備・充実に努めるなど、誰もが安心して外出できる環境づくりに取り組んでおり、公園の遊具の更新・設置についても計画的に実施しています。

幼稚園や保育所などでの交通安全教室以外にも、警察や自治会と連携した街頭キャンペーンを実施するなど、精力的に交通安全啓発に取り組んでいます。

(8) 特色ある学校教育の充実【小・中学校期】

「『確かな学力』と『豊かな心』を育む教育」をはじめ、「教育相談」や「児童・生徒の心身の健康への支援」「就学及び進路・進学のための支援」により、児童・生徒一人ひとりの「生きる力」を育む教育や一人ひとりの個に応じた教育を推進するとともに、児童・生徒の健やかな心身を育成する取組を推進しています。

① 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育

小・中学校では、「特色ある学校づくり推進交付金」を活用し、教職員の研修・研究や、児童・生徒対象の講演会、児童・生徒の体験学習等を行い、特色ある学校づくりの取組が進んでいます。また、「茨木発人権学習授業プラン集パート2」を新転任教員に配付し人権学習の充実を図るとともに、「国際理解教室」などの交流体験を通じて、多様な個性を認め、大切にする教育を推進しています。

道徳教育については、道徳教育推進教師連絡会にて、市教育研究会道徳部会と連携した道徳の研究授業の実施や、「いのちの教育推進交付金」を活用した生命尊重に関する体験学習を実践しています。

学力向上については、「第4次3か年計画（茨木っ子グローイングアッププラ



ン)」に基づき取り組んでいます。全国学力・学習状況調査の正答率は小・中学校ともに全国平均を上回り、学力低位層は全国より低い水準を維持できています。一方、体力合計点は、小学校では向上傾向にあり、全国平均に近づきつつありますが、中学校では下降傾向にあります。

今日的な課題や新学習指導要領を踏まえて、主体的・対話的で深い学びのある授業づくりや、道徳教育・英語教育・プログラミング教育・情報モラルなどの教育課題に対応した研修を実施し、教職員の資質向上につなげています。

「第4次3か年計画(茨木っ子グローイングアッププラン)」を見直し策定する「第5次プラン」の中で、確かな学力と豊かな心の育成について引き続き計画的に取り組むことが必要です。

快適な学習環境を整備するため、小・中学校において施設整備を順次行っており、小・中学校特別教室のエアコン設置は平成26(2014)年度から着手し、平成30(2018)年度で全校完了しています。今後も、国庫補助金の獲得とともに経費の平準化を図りながら計画的に整備を進めていくことが必要です。

② 教育相談

相談ケース報告の簡略化による事務の時間短縮を図ることで、相談時間を確保するとともに、ケース検討する時間を創出し、多岐にわたる相談ニーズに対応することができています。学習面や生活面で困り感を持つ子どもの支援について専門的な立場から助言を行っていますが、学校や関係機関等との連携を強化し、児童・生徒、保護者を支援するとともに、相談体制の工夫・改善を図ることが必要です。

③ 児童・生徒の心身の健康への支援

各校で作成している「食に関する指導の全体計画」に基づき、教育活動全体を通して指導を行うとともに、食育システムによる講座や子どもクッキングなど健康な食生活を学ぶ講座等を行っています。

思春期保健教育の一環として、こども健康センターでは、学校等からの要請により、沐浴人形や妊婦体験ができる「妊娠シミュレーター」の貸出を行うとともに、平成29(2017)年度から男女共生センターローズWAMや関係課等と連携し、人権に関する課題を含む思春期保健教育を実施しています。また、平成30(2018)年度には小・中学校における「出前型講座」や小・中学校教職員等を対象とした研修会を開催しました。引き続き、小・中学校や関係課と連携を図り、思春期保健教育をすすめる必要があります。

「防煙教育」については、小・中学校での授業で使用できる資料等を全校に配布するとともに、各校の防煙教育の取組状況や貸出教材の使用状況等に関するアンケートを実施していますが、その結果に基づく内容等の見直しはできており、今後は、活用しやすい資料や教材等の検討が必要です。

小・中学校では、いじめ・不登校や暴力行為の生徒指導事象に対して、スクー



ルカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携し、迅速かつ、きめ細かな対応を図るための体制づくりや学校応援サポートチームによる学校への指導・助言を行っています。しかし、依然、不登校の児童・生徒が増えている実態があることから、スクールカウンセラー等のサポート人材を有効活用した生徒指導事象対策を進める必要があります。

④ 就学及び進路・進学のための支援

各中学校区では、児童・生徒が主体的に進路を選択・決定できるよう「キャリア教育全体計画」を作成しており、キャリア教育担当者会において、キャリア教育や全体指導計画に関する指導・助言を行っていますが、今後は、計画に基づく実践が求められます。

児童・生徒への進路・進学の支援については、茨木市進学対策委員会等との連携を進め、進路情報の提供に努めており、さらに丁寧な情報共有が必要です。就職の支援については、ハローワークとの連携により、就職を希望する生徒に対し励ます会を開催し、就職する生徒への指導の充実を図っています。

小・中学校に通学している家庭で、学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭を対象にその費用を補助する「就学援助」のほか、高校進学のための「奨学金の支給」などを実施し、経済的理由に左右されることなく教育を等しく受けられるよう機会の確保を図っています。就学援助については、中学校給食に対する援助、入学にかかる支給額を増額し、奨学金とあわせて支給時期の早期化を実施し、制度の充実を図っています。

(9) 学校・地域・家庭の連携【主に小・中学校期】

子どもの人間性豊かな人格や心の形成、育成を促すため、学校・地域・家庭が連携・協働しながら、様々な体験や交流活動を推進し、子どもの生きる力を育む環境づくりを推進しています。

こども会の数や会員数が減少傾向にあるため、育成者の負担軽減を図るとともに、子どもたちの自主性や社会性を養うために様々な体験活動を行うこども会の意義や魅力を広く発信していく必要があります。

地域の中でスポーツを通じて子どもの健全育成を図るために活動している「スポーツ少年団」は団員数が増加していますが、「キッズスポーツデー」等のスポーツを体験できるイベントを引き続き実施するなど、子どもたちのスポーツへの興味・関心をさらに高めるための取組が必要です。そのほか、総合型地域スポーツクラブにおいては、会員数を維持・増加するため、より多くの人にクラブの存在を知ってもらうことや魅力的な教室づくりへの支援、広報活動の強化を行うことが求められます。

環境教育・啓発においては、環境教育ボランティアが講師となり、より効果的な授業を行う「小学校向け環境学習プログラム」の実施や「こどもエコクラブ」など家庭や地域での子ども向け環境学習の促進を行っています。



家庭教育支援については、「家庭教育学級」の開設や各種講座の実施により、保護者がつながり、ともに学ぶ場を提供していますが、参加者数等は減少傾向にあります。今後は、社会情勢の変化に応じた事業展開を検討していく必要があります。

子どもを生み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるよう、「乳幼児とのふれあい体験」の機会を提供しており、中学校の一部と、市内の公立高校全校で実施することができます。

消費者トラブルの種類・内容や対処法、製品の安全性に関して理解を深める市内大学・高校への出前授業や子ども向けセミナーを実施しています。

(10) 安全で安心な居場所づくり【小・中学校期】

地域と連携した「居場所づくり」や「地域の安全確保策」により、子どもたちにとって安全・安心な居場所を設けるとともに、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うなど、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進しています。

① 居場所づくり

地域における子どもの居場所として、上中条青少年センターがありますが、主に学習スペースの利用が多く、利用者の多様化を図っていく必要があります。

また、多世代交流センターでは、18歳以下の者及びその保護者を対象に各事業が取り組まれており、学習室や子どもフリールームを設置するなど、地域における子どもの居場所として機能しています。さらに、中学生以降の年代の子ども・若者の居場所として、「ユースプラザ」を東・西・南・北の各ブロックに平成30(2018)年7月に、中央ブロックに令和元(2019)年7月に、計5か所開設しています。

放課後の子どもの居場所として、放課後保護者が家庭にいない、主に小学校低学年児童を預かる「学童保育室」を清渓・忍頂寺小学校区を除く小学校に開設するとともに、地域との連携のもと放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる居場所として「放課後子ども教室」を各小学校区に開設しています。

学童保育室については、公立学童保育室の受入可能人数の増加策及び民間学童への運営費補助により、入室児童数の増加及び待機児童の抑制につなげています。

放課後子ども教室は、地域住民や大学生の参画、また市内企業によるプログラムの実施等により、スタッフ不足の解消及び内容の充実に努め、子どもたちの安全・安心な居場所を提供しています。

② 地域の安全確保策

市内の小学校児童が安全に通学できるよう、子どもの安全見守り隊による見



守り活動、通学路の安全点検などの取組を通して子どもを見守るネットワークづくりを推進しています。

子どもたちにとって地域の安全・安心な居場所を設けるため、防犯協会、警察等との連携を図り、防犯に関する啓発や広報活動を行うとともに、通学路見守り用カメラを設置するなど街頭犯罪の抑止に努めています。

市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、転入者等や各種の防災イベントなどで、防災ハンドブック等を配布するなどの取組を実施しています。

(11) 子どもの視点を取り入れた社会づくり【主に小・中学校期】

「児童の権利に関する条約」については、子育てハンドブックへの掲載や子育て支援総合センターでのポスター掲示により、周知に努めています。

いじめや不登校、虐待などの問題については、子ども自身が自らの権利を学ぶことが必要であることから、子どもの権利について記載したカレンダーを市内の全小学1年生・中学1年生に配布しています。カレンダーは日常的に目にするものであり、情報を提供する媒体として有効であると考えられることから、継続して実施する必要があります。

「次代を担う若者世代との未来ミーティング」などへの参加を通じ、子どもたちが市政への理解と関心を深めるとともに、子どもたちからの市政への提案の実現に努めています。さらに、子どもたちの「まち」や「まちづくり」への関心を高め、将来のまちづくりの担い手としての成長を期待して実施している「体験型等まちづくり学習」については、子どもたちが関心を持つ内容にすることのほか、参加者を確保するため、小・中学生の学校行事等の時期も考慮して実施することが必要です。

(12) 若者の自立支援【青年期】

課題を持つ子ども・若者に対しては、相談を通じ、関係機関等との連携や情報提供により、課題の解決に向けた対応をしています。一方、保護者からの相談件数が少ないため、保護者が利用するきっかけとなるように、保護者どうしが交流できる場が必要です。

ひきこもり等の状態にある子ども・若者が社会参加できるよう、「子ども・若者自立支援センター」において、ひきこもり等の当事者や家族の相談・支援を行うことで、子ども・若者の状態改善を図ることができます。しかし、保護者だけでなく、本人への直接の支援件数も増加している一方で、利用料が発生することで、支援につながらないケースがあることから、平成31(2019)年4月から、子ども・若者自立支援センターの利用料を無償化しています。

そのほか、若者の自立支援の取組として、「就労体験事業」や「職業能力開発講座」など、就職困難者に応じた支援を行うとともに、大学等の奨学金返済の負担を抱える若者への「大学奨学金利子補給事業」などの支援を行っています。



(13) 青少年の健全育成【小・中学校期、青年期】

青少年の国際感覚と英語等の語学力の育成を図るため、「英語で遊ぼう」・「中国語で遊ぼう」の取組を実施し、子どもたちが楽しみながら多言語・多文化に触っています。「国際交流の集い」では、様々な企画で多くの市民が異文化交流し、アンケートの結果では、参加者は概ね満足している評価となっています。いずれの事業についてもリピーターが多い状況ですが、リピーターだけではなく、多くの方に多様な文化に触れる機会を提供できるように、茨木市国際親善都市協会と連携し周知方法等を工夫する必要があります。

姉妹・友好都市である小豆島町との青少年交流は、自然災害等で平成30(2018)年度のキャンプが中止となったものの、毎年継続して相互交流の場が持てており、安定して実施できています。

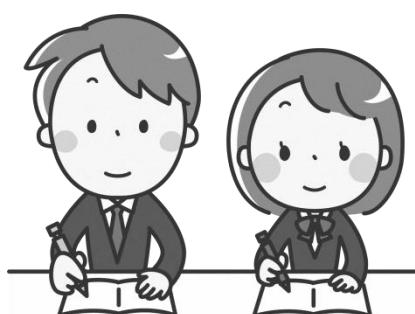
青少年健全育成団体の活動支援である事業補助金は、多くの団体で活用されています。今後は、より青少年が様々な活動へ主体的に参加できるよう自己有用感を高めるための工夫を各事業で行うことが必要です。

また、青少年を取り巻く環境はインターネットの世界にも広がるなど多様化しています。従来の街頭指導にとどまらず、青少年健全育成の指導者である大人が青少年の現状を常に意識する必要があります。

デートDV防止については、毎年、市内の中学2年生を対象に啓発冊子を配布することにより、周知を図っています。また、希望する中学校には、デートDVについて市民グループがワークショップ形式でわかりやすく伝える事業を実施しています。

(14) 体験活動の充実【主に小・中学校期、青年期】

市教育委員会主催キャンプや「小学校自然宿泊体験学習」など、子どもたちの連帯感の育成と自然の大切さを感じる心を育むことのできる場を提供するとともに、青少年活動の指導者として「キャンプカウンセラーの育成」を行い、子どもの健全育成を支援しています。また、上中条青少年センター主催事業として、子どもの関心が高いテーマでのものづくり体験等や青少年が主体となるイベントを実施しています。





2 ライフステージを横断した施策

ライフステージ別施策に対し、横断的に取り組んできた施策である「社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援」及び「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策」の取組の概要と課題は次のとおりです。

(1) 社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援

① ひとり親家庭支援

「相談・情報提供」をはじめ、「子育て・生活支援」や「就労支援」「経済的支援」により、ひとり親家庭の親子がより豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の安定を図る支援を推進しています。

(ア) 相談・情報提供

「ひとり親家庭の施策案内」の冊子や児童扶養手当現況届受付会場等で様々なひとり親施策を案内するとともに、ひとり親自立支援員が一人ひとりの状況にあわせた相談を行っています。また、平成28(2016)年度から大阪弁護士会の専門弁護士によるひとり親のための「無料法律相談」を実施するなど、相談窓口の強化を図っています。

(イ) 子育て・生活支援

保育所入所申し込みの際、一般家庭より優先的に利用調整を行うことで、ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援を図っています。

18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、生活に困窮している方やDV被害者で住居や就労先がない方に対し、母子生活支援施設への入所支援を行うことにより、入所家庭の自立促進を図っています。また、ひとり親家庭の交流・情報交換事業を母子福祉会へ委託して実施していますが、ひとり親家庭同士の交流やつながりが持て、早期の自立や生活の安定に資することができます。

生活困窮世帯及びひとり親家庭等の中学生を対象に、学習支援を実施とともに、生活上の問題や進路選択（進路や進学に要する費用、奨学金など）に関する各種相談に応じています。また、学習・生活支援員（2名）を配置することにより、利用者が増え、子どもの学習意欲の向上や生活習慣の改善等、学習面・生活面の両方において事業の効果がみられます。

(ウ) 就労支援

職業能力の向上を支援し安定就労の促進を図るため、各種講座の開催や受講料の補助等を実施しています。助成金制度は、雇用情勢の改善により利用者数は減少傾向にあるものの、職業能力の習得は、就職の実現に大きな要素を占めることから、職業能力開発の支援を引き続き実施する必要があります。

ひとり親家庭対象の「自立支援教育訓練給付金」等において、対象資格の拡大や給付金の増額など制度を拡充することにより、支給件数が前年度と比べて



大きく増加しています。また、児童扶養手当の現況届会場において、ハローワークと連携して就労相談窓口を設置しています。なお、平成28(2016)年度から3年間実施してきた介護職員初任者研修については、受講者数が減少傾向にあることから、よりニーズの高い講座への変更等を検討することが必要です。

(工) 経済的支援

「児童扶養手当」や「ひとり親家庭医療費の助成」などにおいて、受給者数等が減少傾向にありますが、これは児童数の減や所得の増によるものであり、助成対象者へのサービスを適切に提供しています。また、寡婦・寡夫控除のみなし適用により、保育所、認定こども園等の利用者負担額の軽減や児童扶養手当支給対象者の拡充を行っています。

ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用について、利用料の補助を行うことで経済的負担の軽減に努めています。

② 障害のある子どもを養育する家庭への支援

「適切な療育・リハビリテーションの提供」をはじめ、「ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進」や「障害福祉サービス・子育て支援サービスの提供」「経済的支援」により、障害のある子ども一人ひとりの障害の状況やライフステージに応じた適切な療育及び教育・保育の推進並びに福祉サービスの提供などを図っています。

(ア) 適切な療育・リハビリテーションの提供

「すくすく教室」と「ばら親子教室」を再編整備し、併用希望などの市民ニーズに応じた療育体制を整備しています。また、児童発達支援センターあけぼの学園では、通所支援事業だけでなく、地域支援事業の充実に努めています。

肢体不自由児への機能訓練の適切な実施や「プロフィールブック」の普及を図り、社会的自立に向けた支援を行っています。

「巡回相談」では、全小・中学校に複数回訪問し、支援を必要とする児童・生徒への支援のあり方について教職員に指導・助言を行うとともに、「発達相談・特別教育相談」では、学習面や生活面で困り感を持つ子どもの支援について、専門的な立場から助言を行うなど、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援体制を充実しています。また、特別支援教育に関する教職員の資質向上を図っています。

(イ) ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進

障害者差別解消法や「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の施行を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりがライフステージに応じた適切な支援を受けながら、地域で安心して暮らし続けられるよう、障害のある子どもとない子どもがともに学び育つことのできる機会を提供することや、市民及び事業者等の障害者に対する理解を深めるための継続した啓発活動が必要です。



小・中学校では、「介助員の配置」により、障害のある児童・生徒に必要な支援を実施しています。また、医療的ケアが必要な児童・生徒が地域の学校で過ごすことができるよう、「看護師介助員の配置」も進めています。

本人や保護者の意向を尊重しながら、障害等の状態に応じた適切な就学相談を実施するとともに、幼児期から児童期への適切な引継ぎと丁寧な連携を行っています。

学童保育室では、「加配指導員の配置」や施設整備により、障害のある児童の受入を行っています。また、地域における障害のある児童・生徒、保護者の居場所づくりについては、放課後等ディサービス事業所の数が増加傾向にあることやユースプラザ事業の開始などを踏まえた取組の検討が必要です。

(ウ) 障害福祉サービス・子育て支援サービスの提供

児童発達支援については、相談支援専門員や市ケースワーカーによる、きめ細かな聞き取り等により、適切な支給決定を行っています。また、事業者が一堂に会する事業所説明会を開催すること等により、保護者に効率的かつ効果的な情報提供を行っています。

障害福祉サービスについては、関係機関との連携のもと、障害のある子ども及びその家族への相談支援や情報提供の充実に努めるとともに、個々の障害の状況や家族の状況、サービスの利用意向に応じた適切なサービスの提供を行っています。

障害のある児童・生徒に対し個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成していくことは浸透しており、一人ひとりのニーズを適切に把握し、保護者の思いと本人の思いを尊重しながら就学先・進学先に引き継いでいくことが必要です。

(エ) 経済的支援

障害のある子どもを養育する家庭への経済的支援として「特別児童扶養手当」を支給していますが、窓口等での制度周知により、受給者数が増加しています。

「支援学級等就学奨励」については、中学校給食に対する援助を導入するとともに、入学にかかる支給額の増額や支給時期の早期化を図っています。

③ 児童虐待防止

「児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化」や「要保護児童のいる家庭への支援」により、保健、福祉、医療、教育、警察等関係機関が連携する児童虐待防止ネットワークによる児童虐待防止対策を展開し、虐待のない、子どもの人権が守られるまちに向けて取り組むとともに、児童虐待の防止や早期発見のための地域住民に対する啓発等を推進しています。

(ア) 児童虐待防止ネットワーク活動の充実・強化

市民に対して、児童虐待とその通告に対する理解を促進することに努め、「児童相談所全国共通ダイヤル」等の周知を行っています。また、広報誌で「子育



て相談電話」について周知を行い、子育てに関する不安や負担感、子どもへの関わりに戸惑いのある保護者に対して、気軽に相談できるよう情報提供に努めています。

「要保護児童対策地域協議会」では、要保護児童等に関する情報収集を行い、重症度・緊急性及び当面の支援方針を決定するとともに、定期的に支援方針を見直すことで、要保護児童等の台帳管理を適正に行ってています。しかし、児童虐待通告件数は今後も増加が見込まれることから、効率的な協議会運営に努めるとともに、体制の強化についても検討が必要です。

(イ) 要保護児童のいる家庭への支援

要保護児童等の家庭に対して、訪問や面接による相談等を実施し、必要となる支援サービスを提供しています。また、所属機関や民生委員等への見守りを依頼するとともに、吹田子ども家庭センターをはじめ、関係機関との連携のもと、適切な支援に努めています。

DVによる被害者及び被害児童が安心して暮らせるよう、「茨木市配偶者暴力相談支援センター」でDV相談を行っていますが、相談件数は増加傾向にあり、児童虐待を伴うケースも多いことから、関係課と連携しながらDVの防止と被害者の支援を行っています。特に面前DVは心理的虐待にあたるという認識を広め、DVと児童虐待の双方の視点を持った相談や支援を図っていく必要があります。また、デートDVや予期せぬ妊娠など若年層を取り巻く問題を早期に発見するため、若年層を対象とした相談の実施を検討する必要があります。

④ 外国人など配慮が必要な家庭への支援

言語も文化も習慣も異なる外国人の家庭が安心して生活していくことができるよう、外国人を理解する啓発・教育に取り組み、多様性を受け入れる地域社会づくりに努めています。また、外国籍の子どもや帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、適応指導教室や授業通訳の派遣などの必要な支援を実施しています。さらに、幼稚園・保育所等に通訳者を派遣することにより、日本語の理解が困難な外国人保護者が子どもの生活や行事等に対する理解を深めるよう支援しています。

中学校卒業後も、それまで受けていた支援が途切れたり、学校などで育まれた交流が希薄になることがないよう、継続的な見守りや支援を行っていくことが必要です。

⑤ 子どもの貧困対策

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「大綱」の制定を受け、貧困の世代間連鎖を断ち切ることをめざすこと、また、子どもの成長段階に応じた切れ目のない施策を実施するため、平成27(2015)年3月に「『未来はかえられる』～子どもの貧困対策～」をとりまとめ、生活困窮者自立支援事業など、様々なサポートを行うことにより、相談者の安定した自立生活へとつなげています。



今後、困窮者が抱える課題や自立に向けた支援の方向性の「見える化」を図るために、支援プランの作成を推進するとともに、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援事業の各支援員が参画する支援調整会議の充実を図り、包括的な相談支援を行う必要があります。

子ども・若者の現状・課題等を把握するため、平成28(2016)年度に、関係者等に対するヒアリングやワークショップを実施し、出された課題の解決策について検討を行った結果、ユースプラザの開設やこども食堂の運営補助、既存事業の拡充等の取組を進めています。

令和元(2019)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、子どもの貧困対策に関する計画の策定が努力義務化されています。このため、これまでの取組の検証を踏まえて、次期計画に「子どもの貧困対策計画」を包含するかたちで、子どもの貧困対策を効果的に推進するための具体的な方策を示していくことが必要です。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策

① 意識啓発

「企業への啓発」や「家庭への啓発や支援」により、企業に対する、従業員の子育て支援への理解や協力を求める啓発や家庭に対する、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援しています。

(ア) 企業への啓発

雇用者向けの子育て支援の取組等を入札などにおける事業者評価基準の一つとする制度を推進しています。

職場におけるハラスメント等の防止や労働関係法制の周知に向け、近隣市との共催によるセミナーや大阪府との共催による働きやすい職場づくりセミナーの開催など、啓発活動の充実に努めています。

(イ) 家庭への啓発や支援

共働き世帯が増えるなか、仕事と生活の両立を目的として、性別に関わらず家事や育児に積極的に参加できるような講座や、ワーク・ライフ・バランスに関する講演会など、幅広く男女共同参画の推進に関する講座やセミナーを開催しています。

② 職場環境の改善に向けた支援

企業に対し、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現など、子育てしやすい職場環境づくりに向けた啓発を推進しています。

平成29(2017)年度から、働きやすい職場づくりに取り組む市内事業所を市が



認定する制度を創設し、平成30(2018)年度末時点で延べ9事業所を認定しています。

これらの事業所について、市広報誌やホームページでPRするとともに、正規雇用促進奨励金制度を拡充するなど、支援メニューの充実に努めています。

「茨木市特定事業主行動計画」は、仕事と子育ての両立の徹底を図り、さらなる男性の育児参加や、地域での子育て支援活動への参加の視点も踏まえ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現をめざすもので、「時間外勤務の縮減」「年次有給休暇の取得促進」「男性の育児休業の取得促進」の3つの取組を中心に実施しています。しかし、未だ目標を達成できていない項目もあることから、さらなる職場環境の改善や職員への周知方法の工夫などにより、仕事と子育ての両立を支援し、積極的な取組を進めていくことが必要です。





第3節 本計画の実施に向けた検討課題

子育て家庭や中高生、19歳から39歳までの若者を対象に行ったアンケート調査をはじめ、第3期計画での取組の課題や社会情勢、国の子ども・子育て支援をめぐる動向などを踏まえ、本計画において、新たに取り組むべき課題や充実すべき課題を整理すると次のとおりです。

1 妊娠・出産期からの切れ目のない支援「いばらき版ネウボラ」の推進

人口動態調査の結果では、本市の母親の年齢5歳階級別出生率は、20歳代は低下傾向にあるのに対し、30歳代は上昇傾向となっており、晚産化傾向が進んでいます。

また、国勢調査の結果では、35歳以上の未婚率が男女とも上昇傾向にあり、晩婚化も進んでいます。第一子が生まれる前に赤ちゃんの世話をした経験のない親は少なくないと考えられ、妊娠中から産後の子育てについてイメージを持ち、出産後の子育ての準備ができるような支援が求められます。

特に、産前・産後の母親は心身ともに大きな負担を強いられ、産後うつや病気になるところまでに至らなくても不安を抱えている場合は少なくありません。妊娠や出産に関する悩みや不安を抱え込むことがなく、子どもを安心して産み育てられるよう、母子保健部門と子育て支援部門が連携し、妊娠・出産・子育てに対し継続的かつ包括的な支援を行うことが必要です。そのため、妊娠期から切れ目なく寄り添い、必要な支援へつなぐ「いばらき版ネウボラ」を推進することが重要であり、子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援体制の整備が必要です。

また、いばらき版ネウボラの推進にあたっては、昨今の児童虐待による痛ましい事件の増加を踏まえて、要保護児童対策地域協議会と連携するとともに、地域の相談支援拠点のほか、保育所・幼稚園・認定こども園などの就学前教育・保育施設、医療機関、茨木保健所、吹田子ども家庭センターなどの専門機関がつながり、子育て家庭の変化に気づき、支援に接続できる環境の整備が必要です。

今後、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」を踏まえ「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」に基づき、市民会館跡地を活用した複合施設の整備を進めることとしていますが、この取組の中で、図書館や子どもの遊び場を含む子育て支援機能のひとつとして、いばらき版ネウボラを実施する体制づくりが求められます。

2 潜在的な保育需要に備えた教育・保育提供体制の充実

国勢調査の結果では、25～39歳の子育て世代にあたる女性の労働力率は、調査の回数を重ねるごとに上昇しています。

就学前児童及び小学生児童の保護者を対象に実施したニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）の結果で母親の就労状況をみると、「以前は働いていたが、今は働いていない」「これまで働いたことはない」の各割合は平成25（2013）年度調査の結果から低下し、パートを中心に就労する母親の割合が大きく上昇しています。（母親の



就労割合：就学前児童・平成25(2013)年度 44.7%→今回58.0%、小学生・平成25(2013)年度 59.1%→今回73.0%)

また、現在就労していない無職者のうち、就学前児童の母親の20.0%が、また小学生児童の母親の27.4%が「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」と回答しており、子育て家庭の母親の就労率の一層の上昇が見込まれます。一方、育児休業を取った後、職場に復帰した母親は77.9%で、希望の復帰時期を保育所の入所のタイミングに合わせるため、半年程度早めて復帰する母親が多くなっています。現在、教育・保育施設やサービスを利用していない理由として「利用したいが、幼稚園や保育所、認定こども園などに空きがない」が2番目に多かった（1番目は「利用の必要がない」）ことから、希望した時期に入所できるよう就学前の教育・保育施設やサービスの充実に努める必要があります。

さらに、ニーズ調査（就学前児童）の結果では、平日に定期的に利用したい施設やサービスとして、「認定こども園」(37.5%)と「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(36.0%)など比較的長時間預けることができる教育施設への利用希望が「認可保育所」(30.4%)より多くなっています。待機児童の受け皿としてこれらの施設の充実が求められます。また、令和元(2019)年10月から幼児教育の無償化が実施されたことから、特に3歳以降の利用を見込む上では、無償化による保育需要の増大に備えた提供体制を整えることが必要です。

これまで、保育所等入所申込者の増加に対しては、新規開設（認定こども園化を含む）や定員増、弾力化など様々な対応策を講じてきましたが、パート勤務などの短時間就労者は入所が難しいのが現状です。働き方が多様化するなか、その保育ニーズに応えるための取組を検討することが必要です。

3 質が高く、効果的な就学前教育・保育の提供体制の充実

令和元(2019)年9月時点の本市の就学前施設は、公立幼稚園8園（うち1園休園）、公立認定こども園5園、私立幼稚園13園、公立保育所5か所、私立保育所14か所、私立認定こども園27園、公立小規模保育事業所1か所、私立小規模保育事業所・事業所内保育事業所20か所となっています。また、新たな保育施設として企業主導型保育事業所も存在しています。

一方、就学前児童は年々減少している中、公立幼稚園や私立幼稚園の就園児数は減少しているのに対し、私立保育所や私立認定こども園、小規模保育事業所・事業所内保育事業所の利用児童数は増加しています。今後もしばらくは保育を必要とする児童は増加すると見込まれます。

このような就学前教育・保育施設を取り巻く状況を踏まえ、公立幼稚園については、就園者数の状況や効率的な運営、公立としての役割などを考慮してそのあり方を検討することが求められています。私立施設については、幼稚園の認定こども園への移行を推進し、保育を必要とする子どもの受入枠の拡充を図るとともに、0～2歳までの保育施設である、小規模保育事業所・事業所内保育事業所の卒園後の受



入先確保の課題解消につなげていくことが必要です。また、受入枠の拡充に伴い必要となる保育士や幼稚園教諭など教育・保育の担い手の確保が求められます。さらに、すべての子どもが等しく、より良い教育・保育を受けられるように、公私立、施設・事業の類型の区別に関わらず相互の連携を図るとともに、すべての施設・事業所に所属する保育士や幼稚園教諭等の資質の向上に努める必要があります。

4 就学期の保育・放課後児童対策の充実

ニーズ調査の結果では、就学前児童の就学後の放課後の過ごし方の保護者の希望をみると、低学年時は「自宅」「習い事」に次いで3番目に「学童保育」が多くなっています。一方、小学生児童の保護者で現在学童保育を利用している家庭の希望する放課後の過ごし方は「学童保育」が74.0%を占め、平成25(2013)年度調査の59.9%から上昇しています。「長期休暇（夏休みなど）のみ学童保育を利用したい」という小学生児童の保護者が54.0%を占め、通常時間の利用の場合も長期休暇のみの利用の場合も「小学6年生まで」の希望が最も多くなっています。小学生児童の母親の就労率が上昇傾向にあることを踏まえると、学童保育に対するニーズの一層の高まりが見込まれます。学童保育の利用への希望の多様化を含め、保護者のニーズに沿った就学前から就学期に至る切れ目のない保育の提供体制の充実が求められます。

一方、地域の協力を得ながら運営している「放課後子ども教室」は、学童保育室とは実施目的は異なっていますが、両事業とも、学校終了後の放課後における子どもの安全・安心な居場所として重要な役割を担っています。放課後子ども教室は地域により実施施設の状況や回数、内容などに違いがありますが、各地域の特色を生かしつつ、放課後の子どもたちの居場所として、さらなる充実が求められます。

5 子ども・若者のための支援や居場所づくり

(1) ヤングケアラー対策

中高生を対象に実施した調査結果（以下「中高生調査」という。）では、ヤングケアラーに該当する子どもたちが、少数ですが存在することが示唆されています。その結果をみると、一緒に暮らしている人の手伝いや世話をしている割合は、高校生に比べ中学生で高く、中高生とも母親の手伝いが9割を占めています。また、トイレの手助けやおむつの交換、衣服の着脱、移動の手助け、服薬の手助けなどを行っている中高生は、全体の中では少数ではありますが、これらの手伝いや世話をしている時間は、家事手伝いに要する時間に比べ長い傾向がみられ、身体的・精神的な負担を抱える子どもは少なくないと考えられます。

こうした子どもたちの存在について、要保護児童対策地域協議会において情報共有を図り、その実態の把握に努めるのはもちろんのこと、ケアを行う子どもの不安や悩みに対して、教育や福祉、医療などの関係者が意識して対応していくことや、子どもの話にしっかり耳を傾けて一緒に解決策を探る取組などの対策を検討することが必要です。



(2) ひきこもる子ども・若者に対する包括的な支援と将来の進路の実現に向けた支援

19歳から39歳までの若者を対象に実施した調査（以下「若者調査」という。）の結果では、調査時点で「ひきこもりリスクがある人」は、回答者全体の1.5%（677人中10人）で、そのうち男性が2.8%、女性が0.7%、年代別では19～24歳が2.8%で最も高くなっています。ひきこもり状態になった年齢は、20歳代が最も多く、そのきっかけは「学校になじめなかった」や「職場になじめなかった」「人間関係がうまくいかなかった」などが多くなっています。さらに、ひきこもりの状態になってからの期間が「7年以上」の方もおり、ひきこもりは長期化すればするほど、学校関係者や友人から疎遠になり、支援が困難になるおそれがあります。そのため、ひきこもりの初期段階から学校関係者や地域の支援者、行政機関等が包括的に関わり、社会との関係を維持できる支援体制の充実が必要です。

子ども・若者が将来に夢と希望を抱き、進みたい道を描くことができるよう、職業観やキャリア形成への支援、就労で失敗しても再チャレンジできる機会の充実などに取り組んでいくことが必要です。また、このことが予防的な視点でのひきこもり対策にもつながっていくものと考えられます。

(3) 子ども・若者が気軽に相談したり過ごしたりできる居場所づくり

中高生調査の結果では、悩みや困りごとを抱えている割合は高校生（40.9%）に比べ中学生（56.3%）が多く、また誰かに相談したいと考えている割合も、高校生（46.0%）に比べ中学生（52.3%）で高くなっています。

上中条青少年センターやユースプラザには相談窓口が設置されていますが、これらの施設を利用しない最大の理由として、「施設について知らなかつたから」が多く、次いで「一緒に暮らしている人や先生、友人など身近な人が相談しやすいと思うから」「行くのが面倒」などとなっていることから、相談窓口の周知や利用のしやすさの向上が求められます。

中高生が学校以外の活動に参加したいと思うきっかけとしては「楽しそう」がポイントとなっています。上中条青少年センターや多世代交流センター、ユースプラザなど本市に整備されている公共施設を利用するメリットとして“無料”や“便利”“楽しい”が挙げられていることから、これらの施設の周知を図るとともに、施設を楽しい居場所として、若者や子どもたちに活用されるよう機能の充実を図ることが必要です。

若者調査の結果では、自宅等にひきこもりがちな若者が自宅以外で過ごしたいところは、「ひとりでいられるところ」が最も多くなっています。自分のペースでコミュニケーションをとり、同じ思いを共有できる仲間がいると実感できる居場所を提供する一方で、他者とのかかわりを無理強いされることなく、その人にとって、ひとりでいることに居心地の良さを感じることができる居場所として、ユースプラザなどの周知や利用につながりやすい支援の充実が求められます。



6 生活に困窮する子どもや子育て家庭への対応

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成27(2015)年の日本の相対的貧困率は15.7%で、17歳以下の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は13.9%となっています。また、ひとり親世帯の貧困率は50.8%(平成27(2015)年)と半数を超えており、一方、平成28(2016)年度に大阪府が実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、相対的貧困率(困窮度Ⅰ)は、大阪府全体では14.9%で、そのうちひとり親世帯は44.0%となっており、貧困に苦しんでいると考えられる家庭は少なくありません。

貧困による格差は、教育や進学の機会を狭めることにつながります。すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会の実現をめざし、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境の整備と教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することが必要です。

7 社会的養護が必要な子どもへの支援

社会的養護を受ける児童は、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境で養育を推進することが必要と言われていますが、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状です。このため、国においては、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を明確化するため、平成28(2016)年6月に児童福祉法を改正しています。

この法改正の趣旨を踏まえ、養子縁組や里親に関する制度に関する市民への理解、周知に努めるとともに、児童養護施設等関係機関や社会的養育に関わる団体などと連携し、「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）」の確保などについて検討することが必要です。

また、児童養護施設への入所理由の多くが「虐待」であり、そのことで親との関係が途絶え、施設退所後の住居の確保や就労に際して課題を抱える児童等は少なくありません。施設からの退所を控えた児童、または既に退所した児童等に対して、入所中から退所後を見据え、就労や進学等について情報提供や相談等を行うなど、退所後の社会的自立を支援するための取組が求められます。

8 少子化克服に向けた施策の推進

本市の一人の女性が一生に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成29(2017)年は1.45で、大阪府と全国の数値を上回っていますが、過去5年は大きな変化はなく1.45前後で推移しています。また、総人口に占める年少人口の割合は、平成30(2018)年3月31日時点では14.4%に対し65歳以上の老人人口の割合は23.8%となっており、人口構造は少子高齢化が進行しています。

一方、国では、希望出生率1.8を実現し、国難と位置付けられた少子化の克服をめざして、待機児童の解消や幼児教育の無償化をはじめとする様々な少子化対策が進



められているところですが、その効果はなかなか現れていないのが現状です。

平成30(2018)年6月に公表された少子化克服戦略会議の提言では、「子育ての時間的・空間的・経済的制約を解消し、希望をかなえる」「子育てにあらゆる資源を活かし、負担感を軽減する」という考え方のもと、少子化克服に向けた具体的な対応方針が示されています。

国の対策を注視しながら、本市の特性に合った効果的と考えられる少子化対策を検討する必要があります。



第3章 計画の構想

.....



第3章 計画の構想

第1節 計画の基本理念

第3期計画では、本市において、子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるための課題解決に向け、『次代の社会を担う子どもたちを育むまち“いばらき”～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～』を基本理念に据え、子ども・子育てや次世代育成等に関する各種施策に取り組んできました。

本計画では、次代を担う子ども・若者が最善の利益を保障されながら、地域に支えられ、心身ともに健やかに成長し、未来にわたって本市で活躍する子ども・若者の育成をめざします。

そのための基本原則となる考え方（基本理念）を次のとおり定め、引き続き、子育て支援をはじめ、子ども・若者に関する様々な施策の展開を図ります。

未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”

～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～

第2節 施策展開についての考え方

本計画では、次の視点に立ちながら、施策を展開します。

- ①子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提を踏まえ、地域全体で子育て家庭を支援する視点
- ②児童の権利に関する条約において定められている4つの包括的権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を尊重し、「子どもの最善の利益」を優先する視点
- ③家族形態など生まれ育った環境や子どもの年齢などに関係なく、すべての子育て家庭に対するすき間のない支援と、妊娠・出産期から子ども・若者の育成支援まで、子どもの成長過程に沿った必要な支援を切れ目なく、きめ細かく行う視点
- ④家庭に経済的な問題を抱えていたり生きづらさを感じたりしている子ども・若者が、自尊感情と自立意識を高め、地域社会の一員として個性や能力を發揮し、夢や未来に希望を抱き、いきいきと地域で暮らしていくよう支援する視点



⑤行政による公的な支援だけでなく、家庭、地域、企業など、地域における主体的な子育て支援活動や子ども・若者支援活動と連携・協働し、「子育てでつながる地域社会」を実現するため、これから親になる人や子育て中の家庭、生きづらさを抱える子ども・若者に対し、市民一人ひとりが自分でできるほんの少しの気遣いや手助けしたい気持ちを言葉と行動で表すことができる人とそのための環境づくりを推進する視点

1 ライフステージに沿った施策の展開

本計画に定める子ども・子育て、若者に関する施策は、保健、福祉、医療、教育、労働、生活環境等あらゆる分野に関わり、また妊娠・出産期から青年・若者期に至るまでのライフステージにわたることから、各分野、各ライフステージにおいて、ニーズや課題に沿った適切な施策を展開する必要があります。

ライフステージを、①妊娠・出産期、②就学前期、③小・中学校期、④青年・若者期の4つのステージに分け、それぞれの段階における課題解決に向け、支援が途切れることなく取り組むべき施策や事業を定め計画的に推進します。

各ステージにおいて取り組むべき施策の考え方は次のとおりです。

(1) 妊娠・出産期～安心して妊娠・出産できる環境づくり～

妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児ができるように、妊娠期における健康の保持・増進をはじめ、妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や育児支援などを充実します。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をワンストップで行う機能を整え、子どもの健やかな成長・発達の支援とともに、子育て家庭全体に対するサポートを行う体制づくりに取り組みます。

【施策の方向】

- 妊産婦の健康保持・増進・支援の充実
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
(いばらき版ネウボラ)



(2) 就学前～乳幼児期の子どもがのびのびと育つ環境づくり～

乳幼児期の子どもが健やかに育つよう、疾病の予防や発達上の課題の早期発見・早期対応、食育等健康保持・増進に関する取組の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供体制の充実を図ります。

また、地域による「子育ち」と「親育ち」の活動を応援するとともに、多様化する保護者の教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう就学前教育・保育の提供体制を充実します。さらに、仕事だけでなく、学習活動や社会貢献活動等にも参加でき、子育てとの両立がしやすくなるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

【施策の方向】

- 子どもの健康保持・増進
- 就学前教育・保育体制の充実
- 子育て支援サービスの充実
- 地域ぐるみの子育て、子ども・若者支援

(3) 小・中学校期～生きる力と豊かな感性が育まれる環境づくり～

学習指導要領等が育成をめざす資質・能力である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を育む教育を推進し、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばすとともに、指導方法の充実により「確かな学力」の向上を図り、人権・道徳教育など、健やかな心を育む教育活動を充実します。

また、特色のある教育活動を展開し、家庭や地域社会との連携を進める中で、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、地域の見守りの中、子どもが安全・安心に過ごせる居場所を充実します。

【施策の方向】

- 児童・生徒の健康への支援
- 特色ある学校教育の充実
- 様々な悩みに対応する体制の充実
- 学校・地域・家庭の連携
- 安全で安心な居場所づくり



(4) 青年・若者期 ~ 主体性を育む環境づくり ~

子ども・若者が地域社会において生きづらさや孤立を感じることなく、社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう、相談支援のための体制づくりや安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組むとともに、子ども・若者の好奇心を刺激し、チャレンジ精神を育み、「やってみたい」を後押しします。

また、子ども・若者が健全に育つよう地域で見守る活動を推進するとともに、社会的・経済的自立に必要な能力を身につけ、就労などを通じ社会で活躍できるよう支援します。

【施策の方向】

- 若者の自立をめざした支援
- 就労の支援
- 青少年の健全育成

2 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり

家族形態や障害の有無、国籍の違いなどを理由に様々な困難に直面し、より支援が必要な状況に陥っている児童とその家庭が地域で生きづらさを感じることがないよう、誰もが地域で安心して暮らすことができるインクルーシブな環境づくりを推進します。

ひとり親家庭には、子育てに不安を感じることがないよう、経済的基盤を確立するための支援やきめ細かな福祉サービスの展開を図ります。

障害のある子どもには、それぞれの障害の状況に応じた適切な療育及び教育を充実するとともに、その保護者が安心して子育てができる支援体制の充実を図ります。

児童虐待防止対策については、市町村の責務のさらなる強化が図られたことから、地域や関係機関との連携によるネットワークを一層充実し、虐待の未然防止、早期発見と迅速な対応を推進します。

そのほか、言語も文化も習慣も異なる外国籍の子どもとその家庭への支援を図ります。

【施策の方向】

- ひとり親家庭への支援
- 障害児の健やかな育ちの支援
- 児童虐待防止対策の強化
- 外国人や社会的養護にある児童など配慮が必要な子ども・家庭への支援



3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり

男女が子育てを両立させながら、就労や様々な活動に継続して参加・参画できるよう、企業に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について普及・啓発を引き続き行うとともに、子育てに対し理解と協力が得られる職場環境づくりの促進に努めます。

また、男女がともに仕事と子育てを両立しながら、ゆとりある家庭生活を実現できるよう、企業に対し、働き方の見直しや多様な働き方等について啓発に努めます。

【施策の方向】

- 意識啓発
- 職場環境の改善に向けた支援

4 社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくり

子どもは、将来にわたって本市のまちづくりを担う存在であり、その役割を担う子どもを産み育てることに夢や希望、喜びを与えるような施策の推進を図ります。

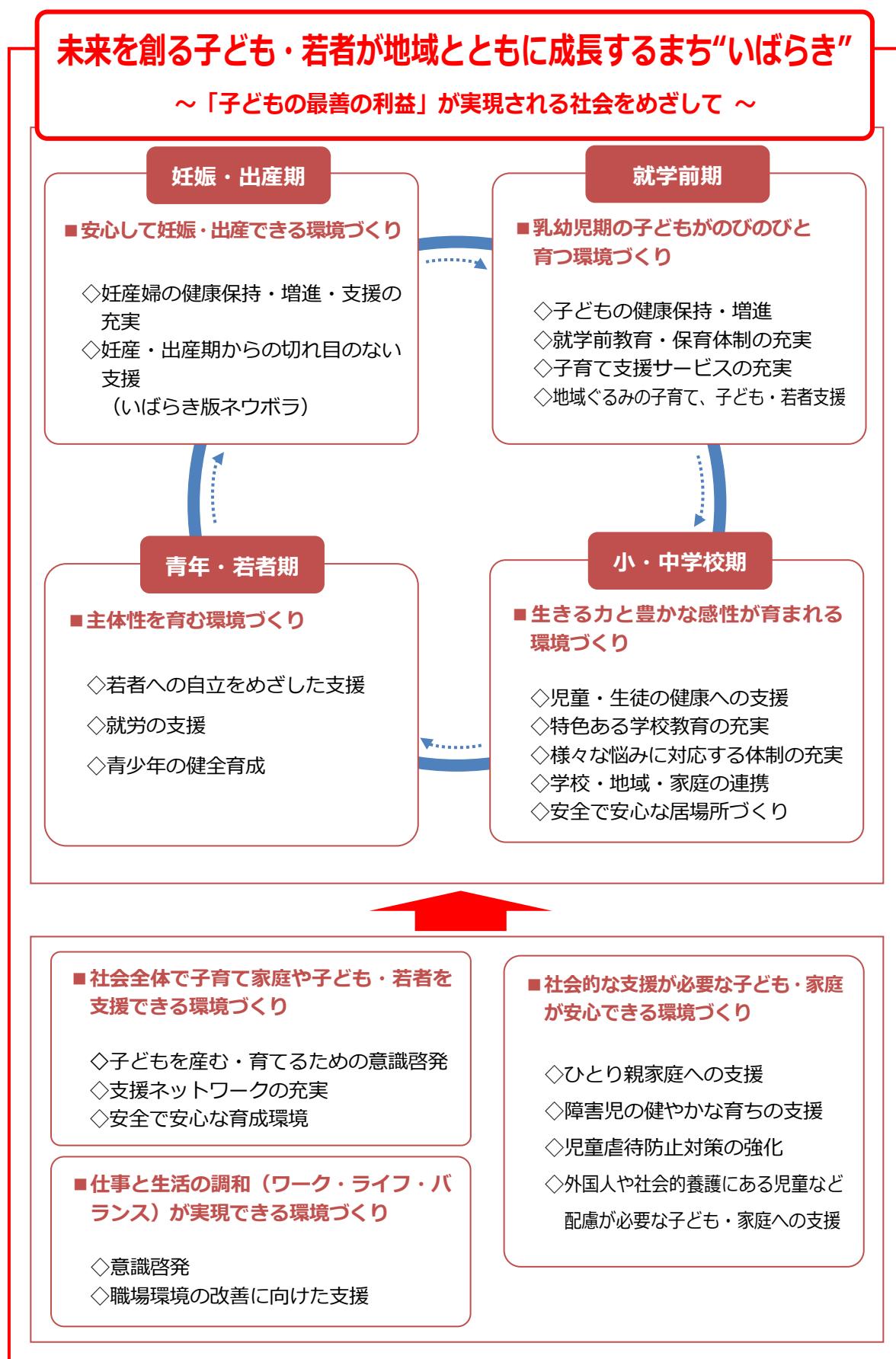
また、「子育ち」「親育ち」「子育て」を地域が支えるという視点のもと、地域における主体的な助け合い・支え合いの活動を支援し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

【施策の方向】

- 子どもを産む・育てるための意識啓発
- 支援ネットワークの充実
- 安全で安心な育成環境



5 施策展開のイメージ図



第4章 次世代育成支援施策の展開



第4章 次世代育成支援施策の展開

基本理念を計画推進の根底の考え方方に据え、「ライフステージごとの施策」「社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり」「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり」「社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支援できる環境づくり」の4つの施策の方向性に沿って、子ども・子育て及び次世代育成支援等に関する取組を総合的に展開します。

第1節 ライフステージに沿った施策の展開

本計画における各施策（事業）については、ライフステージに沿って展開します。

事業No.	施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
		妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
◇妊娠婦の健康保持・増進・支援の充実					
①妊娠・出産に関する相談・情報の提供					
1101 母子健康手帳の交付、妊娠面接・相談					
1102 兩親教室（パパ&ママクラス）					
1103 保健相談					
1104 訪問指導					
②妊娠・出産期における健康の保持・増進					
1105 妊婦健康診査					
1106 妊婦歯科健康診査					
1107 生活習慣病予防					
1108 産前・産後ホームヘルパー派遣					
1109 入院出産の助成					
1110 産婦健康診査					
◇妊娠・出産期からの切れ目のない支援 (いばらき版ネウボラ)					
1111 子育て世代包括支援					
◇子どもの健康保持・増進					
①子どもの疾病予防・発達上の課題の早期発見・早期対応					
1201 乳幼児健康診査					
1202 歯科疾患予防					
1203 二次健康診査（経過観察健診）					
1204 予防接種					
1205 小児救急医療体制の確保					
1206 保育所・幼稚園における子どもの健康管理					
②食育の推進					
1207 栄養相談					
1208 離乳食・幼児食講習会					
1209 幼稚園・保育所における食育					
◇就学前教育・保育体制の充実					
1210 「個」を大切にする幼稚園教育					
1211 「個」を大切にする保育					
1212 公立保育所の機能と役割の強化					
1213 認定こども園の普及					
1214 小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携					
1215 保育の提供体制の充実					



事業No.	施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
		妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
	1216 公立幼稚園のあり方の検討				
	1217 幼稚園の預かり保育（一時預かり）				
	1218 延長保育				
	1219 休日保育				
	1220 保育所・幼稚園職員の研修				
◇子育て支援サービスの充実					
①相談支援・情報提供					
1221	子育てに関する相談				
1222	子育てに関する情報発信及び利用者支援				
1223	子育て支援総合センター各種講座				
②地域子ども・子育て支援事業の充実					
1224	乳児家庭全戸訪問（こにちは赤ちゃん事業）及び4~12か月児親子交流（赤ちゃんと保護者の交流会「あかちゃんあそば」）				
1225	養育支援家庭訪問				
1226	地域子育て支援拠点の整備・運営支援				
1227	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）				
1228	ファミリー・サポート・センター				
1229	出前型一時保育				
1230	一時預かり（一時保育）				
1231	病児・病後児保育				
③経済的支援					
1232	児童手当				
1233	こども医療費の助成				
1234	茨木市多世代近居・同居支援				
◇地域ぐるみの子育て・子ども・若者支援					
1235	子どもの読書活動推進				
1236	世代間交流				
1237	ローズWAM親子交流				
1238	子ども向け文化財普及啓発活動				
1239	子ども・若者支援地域協議会				
◇児童・生徒の健康への支援					
1301	食育システムによる講座				
1302	子どもクッキング				
1303	健康管理への支援				
1304	防煙教育				
1305	データDV防止啓発				
◇特色ある学校教育の充実					
①「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進					
1306	学力向上				
1307	体力向上				
1308	学校施設の整備				
②就学及び進路・進学のための支援					
1309	就学援助				
1310	奨学金（入学支度金）の支給				
1311	山地部児童・生徒通学費補助				
◇様々な悩みに対応する体制の充実					
1312	小・中学生及びその保護者に対する教育相談				
1313	生徒指導（いじめ・不登校問題行動等）への対応				
1314	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置				
1315	子ども本人からの相談				
◇学校・地域・家庭の連携					
1316	こども会活動の支援				
1317	スポーツ少年団の育成				
1318	スポーツ環境の整備				



事業No.	施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
		妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
	1319 環境教育・啓発 1320 家庭教育支援 1321 乳幼児とのふれあい・交流 1322 子どもたちの体験型まちづくり学習 1323 市内大学・高校への出前授業及び子ども向けセミナー				▶▶▶▶▶
◇	安全で安心な居場所づくり				
	1324 上中条青少年センターの運営 1325 多世代交流センターの運営 1326 ユースプラザの運営 1327 学童保育室の運営 1328 放課後児童健全育成事業の支援 1329 学童保育室指導員の研修 1330 放課後子ども教室の推進 1331 新・放課後子ども総合プランの推進				▶▶▶▶▶
◇	若者への自立をめざした支援				
	1401 青少年に関する相談 1402 子ども・若者自立支援センター				▶▶▶▶▶
◇	就労の支援				
	1403 就職サポート 1404 青年就農事業				▶▶▶▶▶
◇	青少年の健全育成				
	①交流活動の推進				
	1405 姉妹・友好都市との青少年交流 1406 青少年の国際感覚と英語等の語学力の育成 1407 青少年健全育成				▶▶▶▶▶
	②体験活動の推進				
	1408 青少年の野外活動 1409 青少年センター行事 1410 各種スポーツ・レクリエーション活動				▶▶▶▶▶

社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり	
◇ひとり親家庭への支援	
①相談・情報提供	
2101	ひとり親家庭の相談・支援
2102	ひとり親家庭への情報提供
2103	ひとり親自立支援員のスキルアップ
②子育て・生活支援	
2104	ひとり親家庭の保育所の優先入所
2105	学童保育室の優先入室
2106	母子生活支援施設への入所受入
2107	当事者団体への支援
2108	住宅支援
2109	学習・生活支援
③就労支援	
2110	資格取得・技能習得のための支援
④経済的支援	
2111	児童扶養手当
2112	ひとり親家庭の医療費の助成
2113	ひとり親家庭への福祉資金の貸付
2114	特別割引制度の周知
◇障害児の健やかな育ちの支援	
① 適切な療養・保育の提供	
2201	すくすく親子教室の運営
2202	児童発達支援センター（あけぼの学園）の運営
2203	医療型児童発達支援センターでの機能訓練、医療的ケア等の専門的な療育の実施



社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり	
2204	障害児保育
社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり	
②	ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進
2205	支援教育
2206	幼児に対することばの相談
2207	学童保育室での障害のある児童の受入
2208	理解促進研修・啓発
③	障害福祉サービス・子育て支援サービスの提供
2209	児童発達支援
2210	自立支援・地域生活支援
2211	障害特性に応じた適切な相談支援・情報提供体制の実施
④	経済的支援
2212	特別児童扶養手当
2213	支援学級等就学奨励
◇児童虐待防止対策の強化	
2301	児童虐待防止活動の強化と適切な支援の実施
2302	面前DVの防止及び被害者の支援
◇外国人や社会的養護にある児童など配慮が必要な子ども・家庭への支援	
2401	帰国・渡日の児童・生徒への支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり	
◇意識啓発	
①	企業への啓発
3101	子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進
3102	雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発
②	家庭への啓発や支援
3103	男女共同参画に関する啓発
3104	父親対象の子育て支援講座
3105	女性の就労支援
◇職場環境の改善に向けた支援	
3201	働きやすい職場づくり推進
3202	特定事業主行動計画(第4期)の運用

社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくり	
◇子どもを産む・育てるための意識啓発	
4101	児童福祉週間(5月5日～11日)の普及啓発
4102	子どもの権利に関する啓発・普及
4103	次代を担う若者世代との未来ミーティング
◇支援ネットワークの充実	
4201	包括的支援体制の推進
4202	子育て支援団体のネットワーク化
4203	子育てサークル・グループ支援
4204	子育て支援の人材育成
4205	民生委員・児童委員、地区福祉委員会の活動支援
◇安全で安心な育成環境	
4301	道路(歩道)の整備
4302	公園等の整備及び維持補修
4303	交通安全啓発・指導
4304	防犯に関する広報・啓発
4305	防犯カメラ設置補助
4306	啓発冊子(防災ハンドブック)作成配布
4307	児童・生徒の安全対策



第2節 ライフステージごとの施策

1 妊娠・出産期

(1) 妊産婦の健康保持・増進・支援の充実

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、出産・育児経験がない母親が安心して妊娠、出産できるよう、妊娠・出産に関する相談・情報提供をはじめ、健康の保持・増進に関する支援を充実するなど、妊産婦の心身の健康を保持・増進する取組を推進します。

① 妊娠・出産に関する相談・情報の提供

★：2つ以上のライフステージにまたがる事業（以下同様）

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1101	母子健康手帳の交付、妊婦面接・相談	妊娠届出者への母子健康手帳交付時に、保健師や助産師が面接し、母子保健事業の周知、妊産婦健康診査・妊婦歯科健康診査の勧奨、妊娠初期からの健康管理についての保健指導や、出産の準備などの情報提供を行います。 また、相談にも応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めます。	質的充実	保健医療課
1102	両親教室（パパ&ママクラス）	妊娠中から出産や育児に関する情報提供、相談支援体制の充実を図るため、妊婦やそのパートナー等が参加する講座を実施します。	量的・質的充実	保健医療課
1103 ★	保健相談	家庭環境の問題や育児困難等、相談内容が複雑化・困難化していることを踏まえ、関係機関とのさらなる連携による支援体制の充実を図ります。	量的・質的充実	保健医療課
1104 ★	訪問指導	妊産婦や乳幼児のいる家庭に、保健師・助産師等が訪問し、育児相談やつどいの広場等の情報提供等を実施します。	量的・質的充実	保健医療課



② 妊娠・出産期における健康の保持・増進

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1105	妊婦健康診査	<p>妊婦及び胎児の健康保持を図るとともに、妊娠状態を定期的に確認します。</p> <p>また、医療機関と連携し、保健指導や産後の育児不安の軽減等を図ります。</p>	継続	保健医療課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
		妊婦健康診査費用助成件数	件	30,725
1106	妊婦歯科健康診査	<p>妊婦に対して、妊娠中の口腔管理を通して、安全・安心な出産をサポートします。</p>	量的充実	保健医療課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
		受診率（延人数）	%	40.4
1107 ★	生活習慣病予防	<p>妊婦とそのパートナー等に対し、自らの健康状態を理解し、将来の生活習慣病の予防や受動喫煙防止などの情報提供ならびに動機付けを行います。また、受診率の高い乳幼児健診査の場も活用し、子育て世代に対して健康づくりに関する情報提供を行います。</p>	継続	保健医療課
1108 ★	産前・産後ホームヘルパー派遣	<p>産前・産後、体調不良のため、家事や育児が困難な家庭や、多胎児を出産した家庭等にホームヘルパーを派遣します。</p>	量的充実	子育て支援課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
		委託事業所数	か所	23
		利用世帯実数	世帯	69
1109	入院出産の助成	<p>誰もが子どもを安心して産めるよう、経済的な理由により入院助産できない妊産婦に対し、入院助産に要する費用を一部助成します。</p>	継続	こども政策課
1110	産婦健康診査	<p>出産後間もない時期にある産婦の心身の健康保持・増進を図るため、おおむね産後2週間、産後1か月に受診する産婦健康診査にかかる費用を助成します。</p> <p>また、医療機関と連携し、育児不安の軽減等を図ります。</p>	新規	保健医療課



(2) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援（いばらき版ネウボラ）

妊娠期からの子育て家庭を切れ目なく支え、子どもを産み育てるに対する不安や負担を軽減するため、保健師などの専門職や地域の関係機関・団体等がつながり、ワンストップで継続的に相談支援を行う体制を整備します。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1111 ★	子育て世代包括支援	母子保健事業と子育て支援事業の一体的な提供により、子育て支援に関するワンストップサービスの提供体制の充実を図り、関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。 ※施設の位置づけについては、資料7に掲載	新規	保健医療課 子育て支援課





2 就学前教育

(1) 子どもの健康保持・増進

子どもの健康は生涯にわたって楽しく明るい生活を営むための基礎となるものです。子どもが食生活など、望ましい生活習慣を身につけ、疾病の予防や受療、発達上の課題に対する不安・悩みの解消など、保護者が就学前教育にある子どもの健康を適切に管理できるよう支援していくことが必要です。

そのため、子どもの健康保持・増進への取組や健康に関する相談・情報提供に柔軟に対応できる体制の充実を図るとともに、幼少時からの食生活・生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発に努め、子どもの健やかな成長を支援します。

① 子どもの疾病予防・発達上の課題の早期発見・早期対応

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1201	乳幼児健康診査	乳幼児期において各種健康診査を実施し、疾病や発達上の課題を早期に発見し、医療及び療育へつなげ、保護者の育児不安の解消や虐待を未然に防ぐための支援に努めます。また、未受診児の状況を把握し、必要な支援に努めます。	継続	保健医療課
【評価指標(目標値)】				
受診率		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
4か月児健康診査		%	96.8	98.0
1歳8か月児健康診査		%	97.8	97.0 ※
3歳6か月児健康診査		%	96.4	97.0
※健やか親子21（第2次）の中間評価報告書の未受診率をもとに目標値を設定。				
1202	歯科疾患予防	歯科疾患予防を図るため、幼児に対する口腔内検査、予防処置、保健指導、カリオスタッフ等を実施します。また、乳幼児期の発育・発達に応じた口腔保健に関する知識の普及に努めます。	継続	保健医療課
【評価指標(目標値)】				
受診率		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
2歳3か月児歯科健康診査		%	86.4	増やす
2歳5か月児歯科健康診査		%	71.4	増やす
1203	二次健康診査 (経過観察健診)	一次健康診査等で発見された問題について、適切な事後指導を行うため、経過観察や相談等を実施します。また、関係機関と連携を図りながら、医療機関や療育機関等を紹介する等、フォローアップに努めます。	質的充実	保健医療課



事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1204 ★	予防接種	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施します。(長期療養を含む)	継続	保健医療課
【評価指標(目標値)】				
		接種率	単位	平成30年度 (2018年度)
		M R 第2期	%	93.2
1205 ★	小児救急医療体制の確保	小児初期救急の広域化に伴い、3市1町（本市、高槻市、摂津市、島本町）で高槻島本夜間休日応急診療所の小児科を共同運営します。	継続	保健医療課
1206	保育所・幼稚園における子どもの健康管理	子どもの健康管理については、法令に基づき保護者との連携を図りつつ、内科、歯科、耳鼻咽喉科等の健診を行い、健康及び発達状況を把握し、子どもの健やかな成長を促します。	継続	保育幼稚園総務課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		実施園所数	箇所	全施設
				令和6年度 (2024年度)

② 食育の推進

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1207	栄養相談	乳幼児期の食事と栄養等について正しい知識の普及を図ります。	継続	保健医療課
1208	離乳食・幼児食講習会	乳幼児をもつ保護者に対し、離乳期や幼児期における食事の進め方、調理方法、味付け等の講習を実施します。	継続	保健医療課
1209	幼稚園・保育所における食育	食育教材による食指導や、家庭への啓発文、取組の紹介により家庭での食生活に参考となる情報提供を行うなどの取組により、子どもや保護者の食に対する姿勢等から興味や関心を育てます。	継続	保育幼稚園総務課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		実施園所数	箇所	10
				令和6年度 (2024年度)
				全施設



(2) 就学前教育・保育体制の充実

女性の就業率は上昇しており、それに伴い保育ニーズは依然上昇傾向にあることから、子育て家庭の多様な保育ニーズに十分対応できるよう教育・保育の提供体制の充実を図ります。

また、保護者の就学前教育に対する期待に応え、保育所や幼稚園、認定こども園がその専門性を生かしながら、地域に開かれた施設として、子どもたち一人ひとりに心身ともに健全に成長できる就学前教育・保育を提供する一方で、公立幼稚園や私立施設の今後のあり方を検討し、一層質の高い教育・保育の実現に向け取り組みます。さらに、質の高い教育・保育を担う人材の確保・育成に取り組み、すべての子どもが等しく教育・保育を受けられる環境整備に努めます。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課								
1210	「個」を大切にする幼稚園教育	「茨木市人権教育推進プラン」に基づき、一人ひとりの人格が尊重される集団づくりを通して幼児の成長発達に即した教育を推進します。	継続	保育幼稚園総務課								
1211	「個」を大切にする保育	「茨木市人権保育カリキュラム」に基づき、子どもの豊かな感性と創造力を養うことができる環境に配慮するとともに、子どもの発育について「個」を尊重した保育を展開します。	継続	保育幼稚園総務課								
1212	公立保育所の機能と役割の強化	公立保育所の機能と役割を強化し、地域の子育て家庭支援の充実や、圏域5ブロックでの拠点として、教育・保育施設等の交流や連携を図ります。 また、小規模保育事業所等との連携確保に努めます。	継続	保育幼稚園総務課								
1213	認定こども園の普及	保育所・幼稚園の特長をあわせ持つ認定こども園の普及に努めます。 【評価指標(目標値)】 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単位</th><th>平成30年度 (2018年度)</th><th>令和6年度 (2024年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>認定こども園化数</td><td>園</td><td>1</td><td>8</td></tr></tbody></table>		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	認定こども園化数	園	1	8	継続	保育幼稚園総務課
	単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)									
認定こども園化数	園	1	8									
1214 ★	小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携	幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との円滑な移行、並びに子どものライフステージの各段階で生じる壁の解消を図るために、保育所・幼稚園・小学校・中学校間のスムーズな接続に努めます。 【評価指標(目標値)】 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単位</th><th>平成30年度 (2018年度)</th><th>令和6年度 (2024年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>保幼小中連携会議の実施回数</td><td>回</td><td>3</td><td>3</td></tr></tbody></table>		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	保幼小中連携会議の実施回数	回	3	3	継続	学校教育推進課 保育幼稚園総務課
	単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)									
保幼小中連携会議の実施回数	回	3	3									



事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1215	保育の提供体制の充実	既存施設の利活用等により待機児童の解消に努めます。	継続	保育幼稚園総務課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	待機児童数	人	35	0
1216	公立幼稚園のあり方の検討	就園者数や運営経費、公立としての役割を考慮して適切なあり方を検討します。	新規	保育幼稚園総務課
1217	幼稚園の預かり保育（一時預かり）	保護者の希望によって、通常の教育時間を超えて行う預かり保育（一時預かり）を実施します。	継続	保育幼稚園事業課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	実施か所数	か所	33	34
	延べ利用人数	人	74,449	75,000
1218	延長保育	通常の保育時間を超えて保育を実施する延長保育を実施します。 保護者の就労形態の多様化に合わせて事業の充実に努めます。	継続	保育幼稚園事業課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	実施か所数	か所	72	72
1219	休日保育	保護者の就労形態の多様化や利用者の利便性を勘案し、日曜や祝日に保育を行う休日保育を実施する保育所の拡充に努めます。	継続	保育幼稚園事業課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	実施か所数	か所	1	2
	延べ利用人数	人	288	540
1220	保育所・幼稚園職員の研修	保育所・幼稚園において、社会ニーズや実態に即した研修を企画及び実施し、職員の知識・技能の向上を図ります。	継続	保育幼稚園事業課



(3) 子育て支援サービスの充実

子育てに対する不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう、保健、福祉、医療、教育など関係分野が連携した総合的な子育て相談支援体制とともに、多様な方法による情報提供の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業等のサービスの整備・充実とともに、経済的負担の軽減など、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

① 相談支援・情報提供

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1221 ★	子育てに関する相談	子育てや発達などについて、電話・面接による相談を実施します。 相談内容に応じ、子育ての負担感の軽減を図ります。	質的充実	子育て支援課 保健医療課
1222 ★	子育てに関する情報発信及び利用者支援	保育サービス、公共施設での授乳室などの設備状況や子育て支援に関する情報を掲載した冊子「子育てハンドブック」を作成・配布します。 また、ホームページ等でも積極的に情報を発信するとともに、スマートフォンアプリの作成・運用を検討します。 また、子ども及びその保護者又は妊娠がその選択に基づき多様な教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者支援事業の充実を図ります。	質的充実	子育て支援課 保育幼稚園総務課 保健医療課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
子育てハンドブック発行数		部	15,200	15,200
関係機関連携会議回数		回	16	20
1223	子育て支援総合センター各種講座	就学前児童の保護者を対象に、乳幼児の生活リズム・家庭での事故防止等、市民ニーズを踏まえた講座を実施します。	質的充実	子育て支援課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
子育て講座等実施回数及び参加者数		回	26	25 ※
		人	532	500 ※
※就学前児童（0～2歳）とその保護者を対象としており、今後、推計児童人口が減少する見込みとなっていることを踏まえ、平成30（2018）年度実績の近似値（下降側）を目標設定している。				



② 地域子ども・子育て支援事業の充実

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1224	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）及び4～12か月児親子交流（赤ちゃんと保護者の交流会「あかちゃんあそぼ」）	<p>子育て世代包括支援センターとして母子保健と連携し、生後4か月までの乳児のいる家庭をより効率的に訪問し、親子の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、育児に関する助言及び子育て支援に関する情報等の提供を行います。</p> <p>また、おおむね4～12か月の子どもと保護者の交流の場である「あかちゃんあそぼ」を、各地域の対象者数等を踏まえて実施します。</p>	継続	子育て支援課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
乳児把握率		%	100	100 ※
交流会参加者数		人	1,139	1,000 ※
※就学前児童（0～2歳）とその保護者を対象としており、今後、推計児童人口が減少する見込みとなっていることを踏まえ、平成30年度実績の近似値（下降側）を目標設定している。				
1225 ★	養育支援家庭訪問	養育上支援が必要な家庭に対し、支援担当員に加え、保育士や心理判定員等の専門職が家庭を訪問し、保護者の自立に向けた支援を実施します。	継続	子育て支援課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
世帯数		世帯	5	18
1226 ★	地域子育て支援拠点の整備・運営支援	就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、自由に遊べる場を提供します。	継続	子育て支援課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
利用者数		人	133,926	133,926
1227 ★	子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の病気や出産、育児疲れなどで子どもの養育が一時的にできない場合や保護者の仕事などが夜間にわたる家庭などに対し児童養護施設と連携し、預かり等の対応をします。	継続	子育て支援課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
ショートステイ 延利用日数		日	122	122
トワイライトステイ 延利用日数		日	14	76

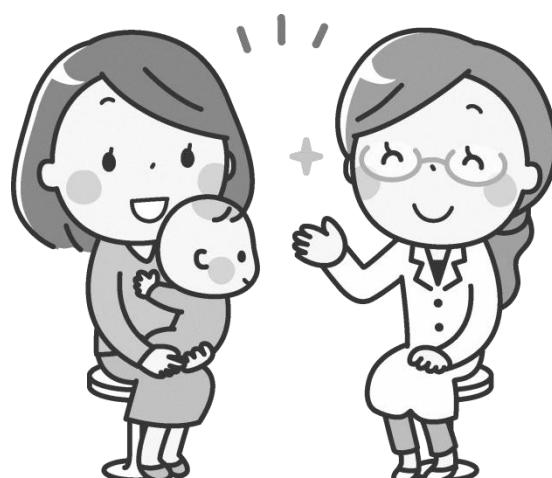


事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1228 ★	ファミリー・サポート・センター	<p>地域で育児の手助けをしてほしい依頼会員と手助けをする援助会員の相互援助活動による子育てを支援します。</p> <p>また、経済的に不安を抱えるひとり親世帯に対し助成を行います。</p>	継続	子育て支援課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		活動件数	件	3,739
				令和6年度 (2024年度)
1229	出前型一時保育	子育て世代が、講演会や審議会等へ参加できるように、託児担当員を派遣して一時的に子どもを預かります。	質的充実	子育て支援課
1230	一時預かり（一時保育）	保護者の外出や病気のため、家庭で子どもの保育ができない場合などに一時的に子どもを預かります。	質的充実	子育て支援課 保育幼稚園事業課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		利用者の見込み数	人	13,990
				令和6年度 (2024年度)
1231 ★	病児・病後児保育	<p>病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行います。</p> <p>訪問型病児・病後児保育事業補助の周知を継続的に行い、利用率の向上を図ります。</p>	継続	保育幼稚園事業課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		病児対応型・延利用人数	人	665
		病後児対応型・延利用人数	人	125
		体調不良児対応型・施設数	施設	42
		訪問型事業補助・延利用人数	人	8
				令和6年度 (2024年度)
				40



③ 経済的支援

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1232 ★	児童手当	家庭生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長を願って支給する児童手当について、制度の普及・啓発に引き続き努めます。	継続	こども政策課
1233 ★	こども医療費の助成	子どもの健やかな育成を支援するため、子どもの医療費の一部を助成します。	継続	こども政策課
1234 ★	茨木市多世代近居・同居支援	<p>多世代（親世帯と子世帯）が支えあって暮らせるまちづくりを進め、子育てや介護などの各世代が抱える不安の軽減を図ります。</p> <p>子世帯（中学生以下の子どもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯）と親世帯（子世帯の父母または祖父母）のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームした際に、市外から転入した世帯に費用の一部を補助します。（補助額／上限30万円）</p>	新規	居住政策課
【評価指標（目標値）】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
		補助金の交付件数	件	37
				40





(4) 地域ぐるみの子育て、子ども・若者支援

地域の教育力や対人関係などの環境の変化、隣近所のふれあいの希薄化などを背景に、地域とつながりをもたない子育て家庭の孤立のほか、いじめや不登校などをきっかけに自宅にひきこもる子ども・若者の問題が顕在化しています。

そのような家庭や子ども・若者が地域の中で見守られ成長していくよう、地域住民や関係団体等が連携・協働し、地域に根ざした様々な子育てと子ども・若者の支援活動を推進します。そのような活動を通じ、地域の連帯感の強化や地域の教育力の向上を図り、次代を担う子ども・若者や子育て家庭を地域ぐるみで支え合い・助け合う体制を推進します。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1235 ★	子どもの読書活動推進	子どもが読書に親しめるよう、読書環境の整備を図るため、ブックスタートの実施、おはなし会等様々な行事を実施するとともに、子どもの読書推進への理解や関心の普及・啓発のための講座を開催します。	継続	中央図書館
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		ブックスタートの絵本の配布数	冊	2,516
		おはなし会	回	414
			参加者数	17,074
		子どもの読書推進のための講座	回	7
			参加者数	289
※今後、推計児童人口が減少する見込みとなっていることを踏まえ、目標値を設定。				
1236 ★	世代間交流	子どもの社会体験・自然体験やスポーツ活動の機会を提供します。(シニアプラザ「シニアマイスター」からの講師選定を一部義務化)	質的充実	地域福祉課 こども政策課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		ふれあい 体験学習	実施回数	回
			参加人数	人
※令和2(2020)年度より各多世代交流センターで月1回の実施となることを踏まえ、目標値を設定。				
1237	ローズWAM親子交流	保護者が男女共同参画の子育てを学び、就学前児童と保護者がリズム遊びや手遊び等で楽しく遊ぶ機会を提供します。	継続	人権・男女共生課



事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1238 ★	子ども向け文化財普及啓発活動	子ども向けの展示や体験学習、イベントの実施に積極的に取り組み、子どもが本市の歴史・文化財に興味を持つ機会の提供に努めます。	新規	歴史文化財課
【評価指標(目標値)】				
		夏休み体験学習講座参加者数	単位 人 平成30年度(2018年度)	年間 40
		児童用文化財普及啓発カード配布枚数	枚 152	300
		展示等における子ども向け企画開催回数	回 2	2
1239 ★	子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者支援地域協議会に参加する様々な支援機関・団体の専門性を活かし、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者の状況に応じた支援を行います。	継続	こども政策課
【評価指標(目標値)】				
		機関を越えたコラボ事業（会議・研修会・イベント等）実施回数	単位 回 平成30年度(2018年度)	令和6年度(2024年度)
		ケース会議開催回数	回 152	155





3 小・中学校期

(1) 児童・生徒の健康への支援

様々な社会的影響を受けやすい思春期におけるこころとからだの健康づくりは、その後の成育に大きな影響を及ぼします。そのため、子どもたちが食を含む望ましい生活習慣や健康・性に関して正しい知識を身につけ、自身の健康管理について適切に判断し対処できる能力を育成し、生涯にわたり健康な生活が続けられる健やかな体を育むよう支援します。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課							
1301	食育システムによる講座	児童・生徒や、市民を対象に栄養バランスをすぐにチェックできる食育システムを使い、バランスの良い食生活を学ぶ講習会を実施します。	量的・質的充実	保健医療課							
1302	子どもクッキング	児童・生徒が自ら食生活の大切さを学び、望ましい食習慣を身につけるよう、調理実習等の講習会を実施します。	継続	保健医療課							
1303	健康管理への支援	小・中学生自らが心身の健康管理ができるよう、健康づくりや生命の大切さ、十代の性に関する正しい知識の普及を支援します。	量的・質的充実	保健医療課							
1304	防煙教育	たばこに関する正しい知識の普及や、教材貸出を通じて、児童・生徒に対する防煙教育を支援します。	質的充実	保健医療課							
1305 ★	デートDV防止啓発	デートDV予防啓発冊子を市内中学校等に配布し、暴力によらない問題解決能力を身につける教育を推進します。 【評価指標(目標値)】	継続	人権・男女共生課							
		<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単位</th><th>平成30年度 (2018年度)</th><th>年間</th></tr></thead><tbody><tr><td>デートDV予防啓発ワークショップ実施回数</td><td>回</td><td>5</td><td>5</td></tr></tbody></table>		単位	平成30年度 (2018年度)	年間	デートDV予防啓発ワークショップ実施回数	回	5	5	
	単位	平成30年度 (2018年度)	年間								
デートDV予防啓発ワークショップ実施回数	回	5	5								



(2) 特色ある学校教育の充実

小・中学校では、児童・生徒に「生きる力」を育むことをめざし、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することが求められています。そのような教育を通じ、児童・生徒が生き抜く中で立ちはだかる様々な課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力そのほかの能力を培うとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることが重要です。そのため、子どもの発達や成長のつながりを大切にしながら、子どもの実態に応じたきめ細かな学習の推進などにより、一人ひとりに寄り添った教育を充実します。

また、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、開かれた教育課程の実現や主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業に取り組みます。

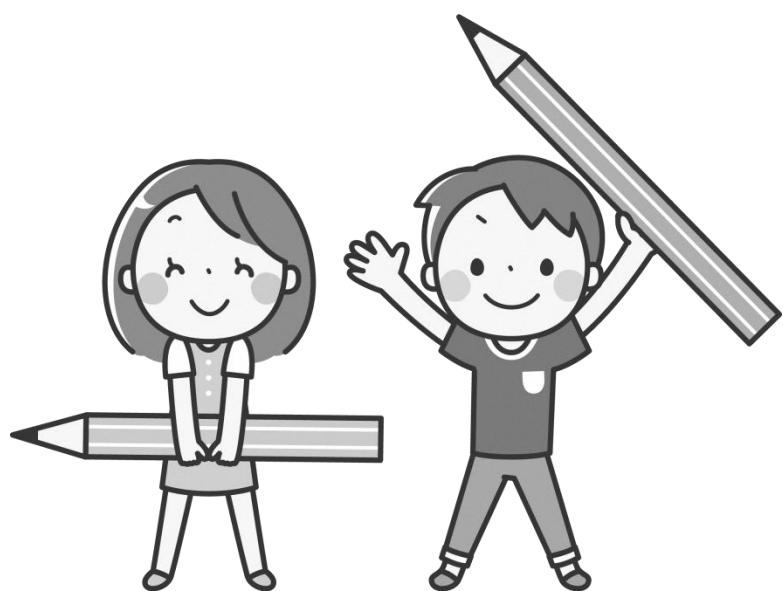
① 「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1306	学力向上	これまでの12年間の学力向上施策の成果と課題を踏まえた第5次計画に基づき、実践的教育活動の活性化と本市の教育振興を図ります。	量的・質的充実	学校教育推進課
【評価指標(目標値)】				
		平成30年度 (2018年度)	年間	
全国学力・学習状況調査の正答率 (全国平均: 1.000)		小: 1.020 中: 1.046	1.0 以上	
学力低位層の率(全国平均: 1.000)		小: 0.958 中: 0.885	1.0 以下	
1307	体力向上	児童・生徒に、生涯にわたって運動に親しむ知識・技能や能力の基礎を育てるとともに、健康の保持・増進と体力の向上を図ります。小・中において、スポーツテストを実施し、児童・生徒が自らの体力の状況を知り運動への動機づけとするとともに、市内及び学校全体のデータを体育指導に有効に活用します。	量的・質的充実	学校教育推進課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
体力合計点(小中平均)		点	49.67	向上
「運動スポーツが好き」と回答する割合(小中平均)		%	85.7	向上
1308	学校施設の整備	快適な学習環境を整備するため、校舎の大規模改修や、便所改修・バリアフリー化への対応など、設備の充実に努めます。	継続	施設課



② 就学及び進路・進学のための支援

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1309	就学援助	小・中学校に通学している家庭で、学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭に、その費用を補助します。	継続	学務課
1310	奨学金（入学支度金）の支給	進学に必要な能力と意欲を持つ生徒が、家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう、奨学金（入学支度金）を支給します。	継続	学務課
1311	山地部児童・生徒通学費補助	通学の安全を確保するために、山地部でバス通学の許可を受けた児童・生徒に、通学費を補助します。	継続	学務課





(3) 様々な悩みに対応する体制の充実

いじめや不登校の未然防止、早期解決に努め、児童・生徒が生きづらさを感じたり、不登校になり自宅にひきこもったりすることがないよう、魅力ある学校、学級づくりを進めるとともに、関係機関と連携し相談支援に努めることが重要です。そのため、児童・生徒の悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応し、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう教育相談のための体制を充実します。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課												
1312	小・中学生及びその保護者に対する教育相談	児童・生徒の学習、性格、行動、身体、発達、進路、不登校等の教育に関して、電話・面接による相談を実施します。	継続	教育センター												
1313	生徒指導（いじめ・不登校問題行動等）への対応	いじめ、不登校等の問題行動に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ対策指導員が小中学校と連携し、迅速かつきめ細やかに対応する学校体制の構築を支援します。	継続	学校教育推進課												
1314	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	配慮が必要な児童・生徒や家庭を福祉面で支援するため、社会福祉の専門的な知識・経験をもつスクールソーシャルワーカー（SSW）を中学校区に配置するとともに、教育相談体制を充実させるため、スクールカウンセラー（SC）を全小学校に配置します。	継続	学校教育推進課												
【評価指標(目標値)】																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">相談件数・回数</td><td style="padding: 2px;">単位</td><td style="padding: 2px;">平成30年度 (2018年度)</td><td style="padding: 2px;">令和6年度 (2024年度)</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">スクールカウンセラー</td><td style="padding: 2px;">件</td><td style="padding: 2px;">10,027</td><td style="padding: 2px;">10,000※</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">スクールソーシャルワーカー</td><td style="padding: 2px;">件</td><td style="padding: 2px;">3,322</td><td style="padding: 2px;">3,300※</td></tr> </table>					相談件数・回数	単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	スクールカウンセラー	件	10,027	10,000※	スクールソーシャルワーカー	件	3,322	3,300※
相談件数・回数	単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)													
スクールカウンセラー	件	10,027	10,000※													
スクールソーシャルワーカー	件	3,322	3,300※													
※相談件数の増加ではなく、課題に応じて対応することをめざしている。																
1315	子ども本人からの相談	子ども本人からのいじめ等に対して電話による悩み相談を実施します。	継続	教育センター												



(4) 学校・地域・家庭の連携

子どもの成長には、世代を超えた多くの人たちとのふれあいが大切です。地域社会は子どもの成長に欠かせない場であり、また、教育は家庭・学校・地域の相互の取組によって担い、保護者や地域とともに子どもを育てていくという視点に立って取り組むことが重要です。そのため、子どもが学ぶことの意義を実感し、将来、必要な力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が協力・連携し、様々な体験活動や学習、交流活動などの取組について一層の充実に努めます。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1316	こども会活動の支援	こども会活動を通じて地域の子どもたちの自主性や社会性を養うことができるよう、様々な体験活動を実施できるよう支援します。	継続	社会教育振興課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
	こども会を対象に開催した事業数	回	7	7
1317	スポーツ少年団の育成	地域社会の中で、スポーツを通じて子どもの健全育成を図ります。	継続	スポーツ推進課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	登録団員数	人	566	570
1318 ★	スポーツ環境の整備	総合型地域スポーツクラブの整備など地域におけるスポーツ環境を整備します。	継続	スポーツ推進課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	総合型地域スポーツクラブ会員数	人	1,043	1,560
1319 ★	環境教育・啓発	将来を担う子どもたちをはじめとする幅広い市民を対象に、環境に関する学習会・研修会・観察会等を開催し、環境保全意識を高め、環境行動につなげていきます。	質的充実	環境政策課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	小学生向け環境学習プログラムの実施回数	回	38	30※
	こどもエコクラブ登録者数	人	69	80

※学習指導要領の改訂により、環境学習プログラムを行う時間の確保が困難となることが想定されるため、平成29(2017)年度(26件)及び平成28(2016)年度(27件)を平年ベースとして目標を設定。



事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1320	家庭教育支援	子どもを育成するために必要な知識及び技術を身に付け、保護者としての家庭教育力の向上を図るとともに、保護者どうしの連帯を深めるための学習の機会を提供します。	継続	社会教育振興課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		家庭教育関係事業実施回数	回	28
				25※
※令和元(2019)年度に講座の統合を行ったことを踏まえ、目標値を設定。				
1321 ★	乳幼児とのふれあい・交流	子どもを生み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができるよう、乳幼児とのふれあい体験の機会を提供します。	継続	子育て支援課 学校教育推進課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		「ふれあい学び」派遣学校数	校	5
		「ふれあい学び」参加者数 (保護者及び乳幼児)	人	453
		公立中学校での実施	校	7
				7
1322	子どもたちの体験型等まちづくり学習	子どもたちの「まち」や「まちづくり」への関心を高め、将来のまちづくりの担い手としての成長を期待して、体験型等の学習の場を提供します。	質的充実	都市政策課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		まちづくり塾の参加人数	人	未実施
				30
1323 ★	市内大学・高校への出前授業及び子ども向けセミナー	幅広い市民を対象に消費生活に関するイベントの開催や学校、地域での出前授業を実施するほか、保護者や学校関係者への情報提供などに努め、自立した消費者を育成します。	新規	市民生活相談課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		市内大学・高校への出前授業実施校数	校	5
		子ども向けセミナー実施回数	人	2
				3



(5) 安全で安心な居場所づくり

共働き家庭の増加に伴い、放課後子どももだけで過ごす家庭も増えており、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保が課題となっています。また、いじめやいやがらせを受けたり不登校・ひきこもり状態にあったりするなど、生きづらさや様々な悩みを抱えながら生活している子ども・若者がおり、気軽に相談でき、安心して過ごせる場所の確保・充実も重要です。心豊かな子ども・若者を社会全体で育むため、民間団体・地域の協力・連携により、子ども・若者が安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課												
1324 ★	上中条青少年センターの運営	放課後や休日に自由につどい、遊び、年齢を超えて交流できる居場所づくりを進めます。 【評価指標(目標値)】 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単位</th><th>平成30年度 (2018年度)</th><th>令和6年度 (2024年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>利用者数</td><td>人</td><td>7,642</td><td>8,500</td></tr></tbody></table>		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	利用者数	人	7,642	8,500	継続	社会教育振興課				
	単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)													
利用者数	人	7,642	8,500													
1325 ★	多世代交流センターの運営	小学生が放課後や休日に自由につどい、遊び、中高生が学べる居場所づくりを進めます。 【評価指標(目標値)】 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単位</th><th>平成30年度 (2018年度)</th><th>令和6年度 (2024年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>学習室利用延人数</td><td>人</td><td>5,660</td><td>6,000</td></tr><tr><td>子ども利用延人数</td><td>人</td><td>14,499</td><td>15,000</td></tr></tbody></table>		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	学習室利用延人数	人	5,660	6,000	子ども利用延人数	人	14,499	15,000	継続	地域福祉課 こども政策課
	単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)													
学習室利用延人数	人	5,660	6,000													
子ども利用延人数	人	14,499	15,000													
1326 ★	ユースプラザの運営	中学生からおおむね39歳までの子ども・若者が、気軽に過ごすことができ、社会体験や交流・相談ができる居場所づくりを進めます。 【評価指標(目標値)】 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単位</th><th>平成30年度 (2018年度)</th><th>年間</th></tr></thead><tbody><tr><td>ユースプラザの推奨度(本人・保護者・先生・支援者)</td><td>ポイント</td><td>-※</td><td>増加</td></tr></tbody></table> <p>※平成30(2018)年度は集計なし。</p>		単位	平成30年度 (2018年度)	年間	ユースプラザの推奨度(本人・保護者・先生・支援者)	ポイント	-※	増加	質的充実	こども政策課				
	単位	平成30年度 (2018年度)	年間													
ユースプラザの推奨度(本人・保護者・先生・支援者)	ポイント	-※	増加													
1327	学童保育室の運営	放課後、保護者が家庭にいない主に小学校低学年児童を預かり、児童の健全育成を図ります。集団規模の適正化や時間延長などに対応するほか、施設の充実を図ります。 【評価指標(目標値)】 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単位</th><th>平成30年度 (2018年度)</th><th>令和6年度 (2024年度)</th></tr></thead><tbody><tr><td>入室児童数</td><td>人</td><td>2,406</td><td>2,830</td></tr><tr><td>支援の単位数</td><td>クラス</td><td>68</td><td>77</td></tr></tbody></table>		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)	入室児童数	人	2,406	2,830	支援の単位数	クラス	68	77	量的充実	学童保育課
	単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)													
入室児童数	人	2,406	2,830													
支援の単位数	クラス	68	77													



事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1328	放課後児童健全育成事業の支援	放課後児童健全育成事業を行う民間事業者に対し、運営費の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、児童の安全・安心な居場所の確保に努めます。	継続	学童保育課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	民間学童補助施設数	か所	4	9
1329	学童保育指導員の研修	児童個々の課題に対応できる知識・技能を身につけるよう指導員研修を実施します。	質的充実	学童保育課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
	研修実施回数	回	22	25
1330	放課後子ども教室の推進	放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所の確保を図るため、地域住民や大学生等の参画を得て、子どもたちと諸活動に取り組み、地域社会全体で地域の子どもたちを見守り育む居場所づくりを推進します。	継続	社会教育振興課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	開設延べ日数	回	2,664	3,019
1331	新・放課後子ども総合プランの推進	学童保育室と放課後子ども教室の両事業に児童が参加しやすくなるような環境整備や学童保育指導員と放課後子ども教室コーディネーターの連携促進に努め、放課後の居場所の充実を図ります。	継続	社会教育振興課 学童保育課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
	一体型の小学校区数	校	30	30



4 青年・若者期

(1) 若者への自立をめざした支援

生きづらさを感じている子ども・若者が一步前へ動き出し、またその保護者が安心して子ども・若者を見守っていくには、できるだけ早く適切な相談支援機関につないでいくことが重要です。そのため、子ども・若者とその保護者が地域で孤立することなく、社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう必要な情報を提供するとともに、適切な助言や相談に対応できる体制づくりに取り組みます。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1401	青少年に関する相談	青少年とその保護者の相談に応じ、諸問題を解決するため、必要に応じて適切な関係機関と連携を図ります。	継続	社会教育振興課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	相談件数	件	4	5
1402	子ども・若者自立支援センター	ひきこもり等の状態にある子ども・若者が社会参加できるよう、「子ども・若者自立支援センター」において、ひきこもり等の当事者や家族の相談・支援を行います。	継続	こども政策課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	スマールステップの段階(自立度) アップ率	%	94	95



(2) 就労の支援

若者は、本市の未来を築く次世代の担い手です。働くことに挫折したり踏み出せない若者とじっくり向き合い、「働く力」を引き出し、社会へ踏み出せるよう橋渡しすることが重要です。そのため、若者が就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考え、個人の資質・能力に応じ、就労などにチャレンジできるよう支援するための取組を推進します。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1403	就職サポート	就労支援などを行う関係機関と連携し、就職困難者等の職業的自立をめざすため、就職相談、講習会・セミナーの実施や職業訓練校等への誘導、合同就職面接会の開催など就職に向けた支援を行います。	継続	商工労政課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	相談カウンセリング件数	件	228	300
	就労支援フェア来場者数	人	342	450
	就職者数	人	72	100
	就職支援セミナー受講者数	人	30	60
	企業説明会・見学会参加者数	人	17	50
	職業能力開発講座受講者数	人	23	40
	就労体験者数	人	1	10
	再就職支援助成金利用者数	人	6	15
	三島地域若者サポートステーションと連携したイベント件数	件	1	1
1404	青年就農事業	大阪府等と連携し、将来就農をめざす都市住民に対して就農認定を行い、営農相談や補助金交付などの支援を行うことで農業経営の確立をめざします。	新規	農とみどり推進課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	青年就農認定者数（累計）	人	4	10



(3) 青少年の健全育成

青少年の心身の健全な発達を促し、自主性や社会性、正義感、倫理観を持った豊かな人間性を育むための取組を推進することが重要です。そのため、子ども・若者が能力を発揮しながら、自らの可能性に気づき、夢に向かって積極的にチャレンジできるよう、様々な交流活動や体験活動を支援します。

① 交流活動の推進

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1405 ★	姉妹・友好都市との青少年交流	キャンプやスポーツ等により、姉妹・友好都市と様々な交流機会を設け、子ども同士の交流を通じて、連帯感や協調の精神・国際感覚の養成を図ります。	継続	文化振興課 社会教育振興課
【評価指標(目標値)】				
		絵画・書などの作品交換	単位	平成30年度(2018年度) 令和6年度(2024年度)
		茨木市から	作品	65 70
		姉妹都市等から	作品	45 50
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度(2018年度) 年間
		しうどしまオリーブキャンプ参加者数(訪問)	人	40 40
		いばらきフレンドリーキャンプ参加者数(受入)	人	- (中止) 110
1406 ★	青少年の国際感覚と英語等の語学力の育成	茨木市国際親善都市協会青少年活動室などにおいて、歌やゲームを通して、楽しみながら英語等を学び、子どもの国際感覚と語学力を養成します。	継続	文化振興課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度(2018年度) 令和6年度(2024年度)
		「英語で遊ぼう」「中国語で遊ぼう」延べ参加人数	人	158 170
		「国際交流のつどい」来場人数	人	324 340
1407 ★	青少年健全育成	地域における青少年健全育成活動を推進するため、関係団体事業の活動を支援します。また、青少年が主体的に取り組み自己有用感を高めるためのイベントを実施します。	質的充実	社会教育振興課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度(2018年度) 令和6年度(2024年度)
		茨木市青少年健全育成運動重点目標に沿って実施された補助事業率	%	52 80
		青少年イベントに運営スタッフとして参加した青少年(中学生以上)の人数	人	75 100



② 体験活動の推進

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
1408 ★	青少年の野外活動	野外キャンプなど、子ども同士の連帯感の育成と自然の大切さを感じる心を育むことのできる場を提供するとともに、青少年活動の指導者の育成を行い、子どもの健全育成を支援します。また、学校教育と連携し、より多くの青少年に自然体験ができる機会を増やします。	質的充実	社会教育振興課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		青少年野外活動センター 利用者数	人	令和6年度 (2024年度)
1409 ★	青少年センター行事	子どもたちに豊かな体験活動の機会を提供するため、上中条青少年センター主催事業として、上中条青少年センターを中心に市の各施設を活用し、土曜日講座・イベントを実施します。	継続	社会教育振興課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		主催事業数	事業	年間
		参加人数	人	47
				50
1410 ★	各種スポーツ・レクリエーション活動	仲間や参加者とのコミュニケーションを図り、スポーツへの愛好心を育てるため、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会となる行事等を開催します。	継続	スポーツ推進課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		地区スポーツ・レクリエーション大会の参加者数	人	令和6年度 (2024年度)
				33, 597
				33, 000※
※スポーツ・レクリエーション活動の近年の状況を踏まえ現状維持の目標値とする。				



第3節 社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり

1 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の支援は、子育てをはじめ、生活支援や就業支援、養育費確保に向けた支援、経済的支援など幅広い分野にわたることから、引き続き関係機関と連携した総合的な支援に取り組むことが重要です。そのため、ひとり親家庭の親子がより豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の安定を図る支援を推進します。

① 相談・情報提供

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2101	ひとり親家庭の相談・支援	ひとり親自立支援員がひとり親家庭等の保護者からの相談について、関係機関と連携を図り対応を行います。また、ひとり親家庭等の保護者に対しては、養育費が確保できるように、啓発及び情報提供を行います。	継続	こども政策課
2102	ひとり親家庭への情報提供	関係課と連携して、ひとり親家庭対象の講座等を実施し、ひとり親家庭に必要な情報提供と啓発を行います。	継続	こども政策課
【評価指標(目標値)】				
ひとり親家庭の施策案内		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
発行部数		部	220	220
2103	ひとり親自立支援員のスキルアップ	ひとり親自立支援員のスキルアップのため、大阪府の自立支援員研修への受講を促します。	新規	こども政策課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
研修受講回数		回	5	5

② 子育て・生活支援

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2104	ひとり親家庭の保育所の優先入所	保育所の入所において、ひとり親家庭の受入を優先します。	継続	保育幼稚園事業課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
優先入所人数		人	48	50
2105	学童保育室の優先入室	学童保育室において、一斉受付で定員を超えた場合、ひとり親家庭等の受入を優先します。	継続	学童保育課



事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2106	母子生活支援施設への入所受入	母子生活支援施設と連携し、生活困窮者、母子家庭などの保護を行うとともに、入所家庭の自立促進を図ります。	継続	こども政策課
2107	当事者団体への支援	当事者団体の活動内容を充実し、活動の活発化を促進することにより、母子家庭の福祉の向上を図ります。	継続	こども政策課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
	ひとり親家庭交流会開催回数	回	6	6
2108	住宅支援	市営住宅の新規募集については、ひとり親世帯・障害者世帯・子育て世帯に対し、必要に応じ入居者募集の優先枠を設けています。また、府営住宅の入居者募集の案内を配布しています。	継続	建築課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
	市営住宅新規年間募集回数	回	0	2
2109	学習・生活支援	生活困窮家庭及びひとり親家庭等の中学生を対象に学習支援を実施します。また、生活上の困りごとや進路選択（進学に要する費用や奨学金など）に関する各種相談に応じます。	継続	こども政策課 相談支援課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	継続参加率	%	-	70
※平成30(2018)年度は集計なし。				

③ 就労支援

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2110	資格取得・技能習得のための支援	パソコン等の技能習得のための講座を実施します。また、資格取得、技能習得等のための受講料の一部や、長期訓練中の一定期間の生活費を補助します。	継続	こども政策課
事業No. 再掲事業				
1403	就職サポート			



④ 経済的支援

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2111	児童扶養手当	子どもの成長やひとり親家庭の生活の安定を支援するため、子どもの養育に関する手当を支給します。	継続	こども政策課
2112	ひとり親家庭の医療費の助成	ひとり親家庭に属する養育者及び児童にかかる保険診療費の患者負担額の一部を助成します。	継続	こども政策課
2113	ひとり親家庭への福祉資金の貸付	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、ひとり親自立支援員が貸付相談を実施します。	継続	こども政策課
2114	特別割引制度の周知	児童扶養手当の支給を受けている世帯に対し、JR通勤定期乗車券等の割引制度の周知に努めます。	継続	こども政策課





2 障害児の健やかな育ちの支援

子ども一人ひとりの発達には特性があります。発達を含めた障害や子どもの育ちについて正しく理解し、支援を必要としている子どもがその特性を生かしながら、住み慣れた地域で、必要な時に、必要な支援が受けられるよう環境を整えていくことが重要です。そのため、障害に対する理解を深めるための周知を図るとともに、一人ひとりの障害の状況やライフステージに応じた適切な療育及び教育・保育の推進並びに福祉サービスの提供を図り、障害のある子どもの健やかな成長を支援します。

① 適切な療育・保育の提供

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2201	すくすく親子教室の運営	1歳8か月児健康診査後、療育を必要とする主に2歳児の乳幼児や3歳半～5歳の乳幼児が、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活へ適応することができるよう、適切な相談・指導・援助を行います。 また、初期療育機関として保護者の気づきを適切に支援し、関係機関とも連携を図りながら、切れ目のない支援に努めます。	質的充実	子育て支援課
2202	児童発達支援センター（あけぼの学園）の運営	日常生活に必要な療育支援サービスや地域支援サービスを提供し、子どもの健全な発達を図ります。	質的充実	子育て支援課
2203	医療型児童発達支援センターでの機能訓練、医療的ケア等の専門的な療育の実施	医療型児童発達支援センターでは、医療的ケアの必要な児童や発達に課題のある児童等を対象に機能訓練や専門的な療育を行い、支援に努めます。	質的充実	子育て支援課
2204	障害児保育	障害児保育の充実に向けて、人・物的な環境整備を図るとともに、心理判定員の保育所への定期的な巡回に努めます。	継続	保育幼稚園総務課



② ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2205	支援教育	障害のある児童・生徒一人ひとりが、地域の学校で地域の子どもたちと共に学ぶことを通して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服することができるよう、必要な支援や介助を行います。	継続	学校教育推進課
2206	幼児に対することばの相談	ことばの遅れ、吃音、言語障害などことばの問題についての相談・指導を実施します。	継続	教育センター
2207	学童保育室での障害のある児童の受入	学童保育室の入室を希望する児童に障害があった場合のため、人員・設備の充実等に努め、可能な限り受入を実施します。	量的・質的充実	学童保育課
2208	理解促進研修・啓発	障害を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供等について、市民や事業者が理解を深めるための研修会やイベント、啓発活動などを実施します。	質的充実	障害福祉課

③ 障害福祉サービスの提供

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2209	障害児通所支援	就学前児童には児童発達支援、就学児童には放課後等デイサービスに係る通所給付決定を行います。 また、障害者やその家族からの相談に応じ、障害の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切なサービスの支給決定が行えるよう、相談支援・情報提供体制を充実します。	継続	子育て支援課
2210	自立支援・地域生活支援	自立支援給付、もしくは地域生活支援事業などの障害福祉サービスを提供し、障害児の日常生活の安定や家族の介助・介護負担の軽減を図ります。	継続	障害福祉課
2211	障害特性に応じた適切な相談支援・情報提供体制の実施	聴覚障害児・者やその家族からの相談に応じ、障害の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切なサービスの支給決定が行われる、相談支援・情報提供体制を充実します。	継続	障害福祉課



④ 経済的支援

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2212	特別児童扶養手当	中程度以上の身体障害児（20歳未満）・知的障害児（20歳未満）を監護・養育している養育者に手当を支給します。	継続	障害福祉課
2213	支援学級等就学奨励	支援学級等に在籍している児童・生徒の保護者に対して学用品費等を支給します。	継続	学務課

3 児童虐待防止対策の強化

児童虐待への対応については、従来から制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきましたが、深刻な児童虐待事件が後を絶ちません。

また、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためにには、関係機関の間で情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要です。そのため、児童虐待の防止に向けて、関係機関が連携するネットワークを強化するとともに、地域の見守り活動の推進や育児に悩む保護者への支援など、地域における虐待防止のための支援体制の充実を図ります。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2301	児童虐待防止活動の強化と適切な支援の実施	「オレンジリボンキャンペーン」等を通して、啓発活動を引き続き実施し、地域での見守り活動の推進を図り、児童虐待の未然防止・早期発見に努めます。 また、児童虐待に至ってしまった親子に対し、子どもへの関わり方等の相談を受け、関係機関と十分に連携し、子育てへの不安感・負担感の軽減を図ります。	継続	子育て支援課
2302	面前DVの防止及び被害者の支援	心理的児童虐待にあたる面前DVの防止に努めるとともに、被害者・被害児童が安心して暮らせるよう支援します。	継続	人権・男女共生課



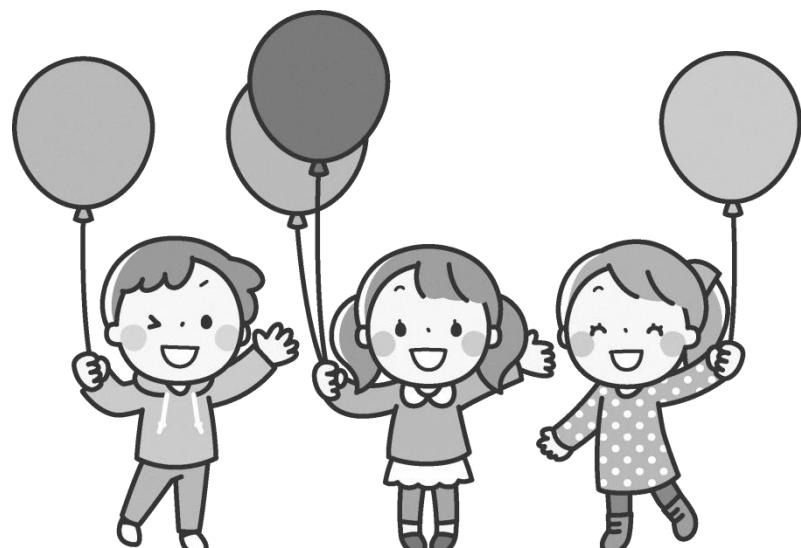
4 外国人や社会的養護にある児童など配慮が必要な子ども・家庭への支援

外国にルーツがあり、自らの力だけでは解決することが難しい課題を抱える子どもたちには、周囲の適切な支援が必要であることを認識することが必要です。

外国籍の子どもや帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、必要な支援を実施します。

そのほか、虐待などにより児童養護施設で暮らす子ども・若者や自覚がないまま家族の介護を行っている、いわゆるヤングケアラーなどについて実態を把握し、関係機関・団体との連携のもと、市としてできる適切な支援を検討し取り組んでいきます。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
2401	帰国・渡日の児童・生徒への支援	帰国・渡日の児童・生徒が習得している貴重な文化体験、母語を生かし、社会で生きる力を育むための学級を開講するとともに、日本語の理解が困難な児童・生徒に授業通訳を派遣します。	継続	学校教育推進課





第4節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり

1 意識啓発

社会的・経済的情勢やライフスタイルが多様化する中で、働く人がその能力を十分に發揮するためには、性別や年齢、子どもの有無など、その置かれている状況にかかわりなく多様な人材が働くことができる社会にすることが重要です。

そのため、企業に対し、従業員の仕事と子育ての両立への理解や協力を求める啓発を推進し、子育てしやすい職場環境づくりを促進します。

また、家庭に対しては、男女共同参画の視点に立ち、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援します。

① 企業への啓発

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
3101	子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進	雇用者向けの子育て支援の取組等を入札などにおける事業者評価基準の一つとする制度を推進します。	継続	契約検査課
3102	雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発	健全な雇用関係の確立及び働きやすい職場環境の実現を図るため、セミナーを開催するとともに、公正な採用選考、障害者・高年齢者雇用促進などの啓発活動を実施します。	継続	商工労政課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	研修会・セミナー受講者数	人	266	190※
※平成30(2018)年度は、セミナーを大阪府と共催したこと（特殊要因）により参加者数が増加したため、令和6(2024)年度の目標値は特殊要因を除いた数値とする。				

② 家庭への啓発や支援

事業No.	事業	内容・評価指標	行動目標	担当課
3103	男女共同参画に関する啓発	家庭生活への男女共同参画を促進するため、男女共同参画に関する啓発や講座を実施します。	継続	人権・男女共生課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
	男女共同参画に関する各種講座参加者数	人	8,836	9,000
3104	父親対象の子育て支援講座	父親の育児参加を促進するためには、父親と子どもが遊びを通してふれあう機会の提供や、育児や家事の知識・技術を身につける講座を実施します。	継続	人権・男女共生課



第4章 次世代育成支援施策の展開

第4節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
3105	女性の就労支援	女性の職場復帰や再就職を支援します。	継続	人権・男女共生課
【評価指標（目標値）】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
	女性活躍推進講座参加者数	人	155	300





2 職場環境の改善に向けた支援

子育て世代が意欲を持って働くようにするために、そのニーズや意識の変化に対応し、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を実現することが重要です。そのため、男女が仕事時間と子育てや家事などの生活時間のバランスがとれる生き方や働き方ができるよう、企業に対し職場環境の改善や従業員の働き方の見直しなどを働きかけます。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
3201	働きやすい職場づくり推進	勤労者の福祉の向上を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進や両立支援など働きやすい職場づくりに取り組む事業主に支援を行います。	継続	商工労政課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	働きやすい職場づくりに取り組む事業所数	事業所	7	10
3202	特定事業主行動計画(第4期)の運用	仕事と子育ての両立モデル職場となるよう、具体的な実施概要については、令和元(2019)年度に策定する、茨木市特定事業主行動計画(第4期)において、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間で取り組みます。	継続	人事課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	月平均の時間外勤務数	時間	12.3h/月	10.0
	年次有給休暇の取得促進 (年平均)	日	10.9	12.0
	男性の育児休業の取得促進	%	7.3	10.0
再掲事業				
3102	雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発			



第5節 社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくり

1 子どもを産む・育てるための意識啓発

少子化を克服し、持続可能な地域社会を維持するため、効果的な少子化対策を模索しながら、本市の次代を担う子ども・若者たちの育ちを支援するとともに、市民が子どもの権利について認識を深め、次代を担う子ども・若者たちの健全な育ちを協働して支え、社会の一員として成長できる環境づくりを推進します。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
4101	児童福祉週間（5月5日～11日）の普及啓発	児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため、児童福祉週間の期間中に、ポスター等による広報活動や子育てに関する相談窓口を身近に感じてもらえるような取組を推進します。	継続	こども政策課 子育て支援課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		広報誌による周知	回	1
4102	子どもの権利に関する啓発・普及	パンフレット・学習会の開催等を通じ、児童を含めた幅広い世代に向け「児童の権利に関する条約」の啓発・普及を実施します。 また、SNSなどの周知方法も加え、より多くの市民に周知していきます。	継続	人権・男女共生課 こども政策課 子育て支援課
4103	次代を担う若者世代との未来ミーティング	若者世代が市政に関する意見を発言できる場を設け、理解や関心を深めてもらうとともに、若者世代の意見を市政にいかしていきます。	継続	市民生活相談課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		開催回数	回	2
				3



2 支援ネットワークの充実

次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え助け合えるよう、子育て支援のネットワークを推進し、その中で子育て家庭の養育力が高まるよう支援することが重要です。そのため、子育て支援に取り組む関係団体・機関が協力・連携を充実し、その活動を通じ、地域の教育力の向上やつながりの強化を図るとともに、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え助け合えるネットワークを充実します。

また、子育て支援に関わる団体等による支援のスキルアップを行うとともに、地域で活躍する人材との連携を充実するなど、子育て支援のネットワークを広げ、安心して子どもを産み育てていくための環境づくりに努めます。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
4201	包括的支援体制の推進	住民がより身近な地域で相談できるように、コミュニティソーシャルワーカー、障害者相談支援センター、地域包括支援センターを14のエリアごとに整備するとともに、圏域ごとにエリアをとりまとめる（仮称）地区保健福祉センターを整備します。	質的充実	相談支援課
【評価指標（目標値）】				
		整備目標	単位	平成30年度（2018年度）
		地域包括支援センター	か所	11
		いきいきネット相談支援センター	か所	14
		障害者相談支援センター	か所	10
		（仮称）地区保健福祉センター	か所	0
【評価指標（目標値）】				
4202	子育て支援団体のネットワーク化	子育て支援総合センター及び公立保育所を中心に、地域における子育て支援活動団体等のネットワーク化を推進します。	質的充実	子育て支援課
		連絡会開催回数	単位	平成30年度（2018年度）
		連絡会開催回数	回	20
【評価指標（目標値）】				
4203	子育てサークル・グループ支援	保護者等で構成される子育てサークルやグループ及び各種子育て支援団体等を対象に、子育てサポーターの派遣やおもちゃの貸し出し等を行います。	継続	子育て支援課
		サポーター派遣件数	単位	平成30年度（2018年度）
		おもちゃの貸出件数	件	61
		おもちゃの貸出件数	件	105
		おもちゃの貸出件数	年間	60※
		おもちゃの貸出件数	年間	100※
※就学前児童（0～2歳）とその保護者を対象としており、今後、推計児童人口が減少する見込みとなっていることを踏まえ、平成30(2018)年度実績の近似値（下降側）を目標設定としている。				



事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
4204	子育て支援の人材育成	地域における子育て支援活動の活性化を図るために、それぞれの特徴に合わせた人材を育成する研修を実施します。	継続	子育て支援課
4205	民生委員・児童委員、地区福祉委員会の活動支援	民生委員・児童委員、主任児童委員が地域の最も身近な相談相手であることを市民に更に周知するとともに、様々な相談に応じができるよう、研修の実施や情報提供を行うなど、安心して活動できるよう支援を行います。 また、地区福祉委員会の活動を支援します。	継続	地域福祉課

3 安全で安心な育成環境

子どもや子育て家庭が安心・安全に暮らせ、外出できる環境づくりが重要です。

そのため、道路や公共施設において「子育てバリアフリー」を推進するとともに、子どもを交通事故や犯罪から守るための対策の充実など、子どもと子育て家庭が安全で安心に暮らせる生活環境の整備を図ります。

事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課							
4301	道路（歩道）の整備	通学路や生活道路において、歩車分離を図り、歩行者の安全を確保するとともに、子育て中の親子や高齢者、障害者が安全かつ円滑に移動できるよう歩道の段差解消や改良を行います。	継続	道路交通課							
4302	公園等の整備及び維持補修	身近な憩いやレクリエーションの場として、子どもや子ども連れが利用しやすい公園等の整備及び維持補修を行います。	継続	公園緑地課							
【評価指標（目標値）】											
		<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単位</th><th>平成30年度 (2018年度)</th><th>年間</th></tr></thead><tbody><tr><td>遊具の更新・設置を行った公園数</td><td>箇所</td><td>5</td><td>3~5</td></tr></tbody></table>		単位	平成30年度 (2018年度)	年間	遊具の更新・設置を行った公園数	箇所	5	3~5	
	単位	平成30年度 (2018年度)	年間								
遊具の更新・設置を行った公園数	箇所	5	3~5								
4303	交通安全啓発・指導	交通安全教室を市内の幼稚園や保育所、小・中学校で実施します。 また、体験型の教室を実施するほか、自転車乗車時におけるヘルメット着用の推進等に努めます。	継続	道路交通課							



事業No.	事 業	内容・評価指標	行動目標	担当課
4304	防犯に関する広報・啓発	子どもが安全に暮らせる地域づくりのために、警察や関係団体、地域住民と連携した防犯に関する広報・啓発を実施します。	継続	危機管理課
4305	防犯カメラ設置補助	屋外の公共空間で発生する子どもや女性への犯罪の抑止を図るため、防犯カメラを設置する事業に対し、補助金を交付します。	継続	危機管理課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
	防犯カメラ設置事業補助金	件	14	20
4306	啓発冊子（防災ハンドブック）作成配布	女性や子ども、高齢者、障害者、外国人等の多様な主体に配慮した防災ハンドブックを作成配布し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。	継続	危機管理課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	年間
	防災ハンドブック増刷	冊	15,000	状況に応じて 印刷
4307	児童・生徒の安全対策	市内小学校児童の安全な通学のために、子どもの安全見守り隊による見守り活動、通学路の安全点検などの取組などを通して子どもを見守るネットワークづくりを推進します。	継続	学校教育推進課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	子どもの安全見守り隊	人	1,306	1,300 以上

第5章 子どもの貧困対策の推進



第5章 子どもの貧困対策の推進

第1節 対策の背景と趣旨

1 国の取組

平成25(2013)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、それを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「旧大綱」という。)において、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会の実現をめざし、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもたちの成育環境を整備とともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要との方針を掲げ、様々な取組が進められています。

具体的には、児童扶養手当の多子加算額の倍増、児童扶養手当の全部支給の所得制限引き上げ、給付型奨学金の創設のほか、生活保護世帯を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもたちへの学習支援事業の創設等、教育の機会均等や生活の基盤強化に関する支援が行われています。また、「子供の未来応援国民運動」の推進や「地域子供の未来応援交付金」の創設等を通じ、地域における教育や福祉の関係者等の連携及びネットワークの形成を促進する取組が行われています。

しかし一方で、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるなど、その状況は依然として厳しい状況にあります。また、ふたり親家庭の貧困率はひとり親家庭より減少率が低く、また各地域で子どもの貧困対策として様々な取組が広がる一方で、地域による取組の格差が拡大しているとの指摘もあります。

このような状況の中、令和元(2019)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立しました。

改正法の目的には、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても対策を総合的に推進することを規定するとともに、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることなどを基本理念に明記したほか、子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項として子どもの貧困対策に関する施策の検証及び評価その他の施策の推進体制に関する事項を追加し、更に市町村が子どもの貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されています。



2 本市の取組

(1) 取組の経過

本市では、国の旧大綱の制定を受け、子どもの貧困対策の推進に関する関係部局間の有機的な連携を図り、総合的かつ効果的な施策を推進するため、「子どもの貧困対策プロジェクトチーム」を平成26(2014)年10月10日から平成27(2015)年3月31日まで設置し、子どもの貧困に関する指標の設定や指標の改善に向けて平成27(2015)年度から取り組む施策について協議を行いました。その協議結果を平成27(2015)年3月に「『未来はかえられる』子どもの貧困対策プロジェクトチーム報告書」としてとりまとめました。

報告書では、本市が子どもの貧困対策として取り組むべき基本的な考え方として、これまで行ってきた子どもの関連施策をベースに、子どもの成育環境や保育・教育条件の整備、改善を図ることに加えて、生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援の必要度の高い子どもに対して優先的に施策を講じることを重要事項としています。

また、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたって、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、旧大綱に示された指標を参考に、本市の子どもの貧困に関する指標を設定しています。

子どもの貧困対策に関する基本的な考え方を踏まえ、報告書で設定した指標を改善することをめざして、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に示す方向性に基づき、必要な施策を展開しています。

(2) 「『未来はかえられる』子どもの貧困対策」の取組の総括

前述の4つの柱に沿って取り組んできた施策（事業）及び第3期計画での関連施策（事業）の主な取組状況は次のとおりとなっています。

① 4つの柱ごとの施策の取組状況

(ア) 教育の支援

□ 『未来はかえられる』子どもの貧困対策での取組

実施施策（事業）	取組状況
ゆめ実現支援事業	奨学金に関する情報提供のため、年間19回の説明会を実施しました。また、個別相談会を実施し、奨学金の冊子を作成し配布しています。
小・中学校への円滑な移行のための保・幼・小・中の連携	食育、外国語教育等、各校区の実態に応じて、必要な項目の連携カリキュラムの作成に取り組んでいます。
学校応援サポート	弁護士やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの助言を得て、課題のある子どもとその家庭への対応にあたっています。



実施施策（事業）	取組状況
教育センターにおける相談員の所内研修の開催	多様化する相談ニーズに対応するため、教育センターにおける相談員に対し所内研修を開催し、資質向上を図っています。
生活保護世帯に対する教育扶助の支給	生活保護世帯において、教育扶助が必要な場合に支給しています。

□第3期計画での関連施策（事業）の取組

実施施策（事業）	取組状況
学力向上	6か年の学力向上施策の成果と課題を踏まえた第3次学力・体力向上3カ年計画（茨木っ子ジャンプアッププラン28）に基づき、教育活動の活性化を図っています。
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置	配慮が必要な児童・生徒や家庭を福祉面で支援するため、社会福祉の専門的な知識・経験をもつスクールソーシャルワーカー（SSW）を中学校区に配置するとともに、教育相談体制を充実させるため、スクールカウンセラー（SC）を全小学校に配置しています。 SC・SSWは、関係機関への周知が進み、認識が高まったため連携が進んでいます。また、SCへの相談件数は更に伸び、需要は高まっています。
専門カウンセラーによる相談・指導	専門カウンセラーによる相談、不登校児童・生徒支援室（ふれあいルーム）を開設しています。 ふれあいルームでは、学校と連携し、一貫した支援を行うことができています。
就学援助	小・中学校に通学している家庭で、学用品費、修学旅行費等の支払いが困難な家庭に、その費用を補助しています。中学校給食に対する援助を導入、入学にかかる支給額の増額及び支給時期の早期化を実施しています。
奨学金の支給	進学に必要な能力と意欲を持つ生徒が、家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう、奨学金を支給しています。平成30(2018)年度入学予定者から、支給時期を入学前にし、一括支給しています。また、令和元(2019)年度入学予定者から、支給時期の早期化を実施しています。



(イ) 生活の支援

□『未来はかえられる』子どもの貧困対策での取組

実施施策（事業）	取組状況
いのち・愛・ゆめセンター総合相談	相談者の立場に立った、きめ細やかな相談支援を行っています。また、ユースプラザとの連携により、子ども・若者のサポートや就労等の相談・支援を行っています。その他、学習・生活支援事業やユースプラザ、フードバンク等の社会資源へつなぐなど支援のネットワークを構築しています。 平成30(2018)年度は、大阪北部地震の避難所となったことで、避難所生活を送っている方のストレスや不安、今後の生活についての相談などにも対応しました。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進するため、平成29(2017)年度にこども健康センターと子育て支援総合センターに子育て世代包括支援センターを設置しました。妊娠届出時に利用者支援事業（母子保健型）専任保健師・助産師等が個別の支援計画（子育てプランシート）の作成、子育て支援情報の提供等を行い、関係機関と連携を図り妊娠期からの支援の充実に努めています。
つどいの広場連絡協議会、地域子育て支援センター会議及び研修会	地域子育て支援団体と連絡協議会等を通じて、定期的な会議を持つことで、政策課題の共有が図られています。 また、研修等を実施することで各団体の支援者の傾聴、相談の技量が向上し、支援の充実につながっています。
ひとり親自立支援員のスキルアップ	研修を受講することで、他の受講者との情報交換のほか、ひとり親支援施策に係る最新情報の入手が可能となり、ひとり親自立支援員のスキルアップにつながっています。
生活保護世帯に対する健康管理支援の実施	生活保護世帯において、健康管理支援が必要な場合に実施しています。

□第3期計画での関連施策（事業）の取組

実施施策（事業）	取組状況
養育支援家庭訪問	養育上支援が必要な家庭に対し、保護者の自立のための助言及び援助を行っています。
ショートステイ	レスパイトでの利用に対し、ほぼ対応でき、就学保障での送迎を実施しています。
トワイライトステイ	単発的な夜間の仕事になった場合に対応できました。
地域における子どもの居場所づくり	上中条青少年センターの自習室やラウンジなどでは、目的に応じて、小学生から中高生まで幅広い年齢層の利用がありました。また、多世代交流センターの学習室は子どもの利用が増加傾向にあります。さらに、東・西・南・北の市内4ブロックに、子ども・若者がホッとできる居場所としてユースプラザを開設しました。



実施施策（事業）	取組状況
子ども・若者の自立に関するネットワークの推進	子ども・若者支援地域協議会に参画する様々な支援機関・団体の専門性を活かし、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者の状況に応じた支援を行っています。支援者向けの手引きである「相談機関への道しるべ」の詳細版を作成するとともに、会議・研修を実施し、子ども・若者の支援者のスキルアップと連携強化を図りました。さらに、中学校卒業後の支援に着手しています。
ひとり親家庭の相談・支援	自立・就労に向け、一人ひとりの状況やニーズに応じた支援を適切に行なうことができています。 平成28(2016)年度から大阪弁護士会と委託契約を結び、ひとり親のための無料法律相談を実施するなど相談窓口の強化を図りました。 また、ひとり親家庭の自立支援を図るため、自立支援プログラムの策定及びアフターフォローを行い、就労へつなげることができます。
母子生活支援施設への入所受入	母子生活支援施設と連携し、生活困窮者、DV被害者の母子家庭などの保護を行うとともに、入所家庭の自立促進を図っており、支援が必要となる母子に適切なサービス提供しています。
学習・生活支援	生活困窮世帯・ひとり親家庭等の中学生を対象に、学習支援を実施しています。また、生活上の問題や進路選択（進学に要する費用や奨学金など）に関する各種相談に応じています。 利用者が増え、学習意欲や生活習慣の向上など学習面・生活面において事業の効果がみられます。
要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童等に関する情報収集を行い、重症度・緊急性及び当面の支援方針を適切に決定することができました。また、定期的に支援方針を見直すことで、要保護児童等の台帳管理を適正に行なうことができています。 さらに、担当職員や関係機関のスキルアップを図るために研修を行いました。
面前DVの防止及び被害者の支援	DVに関する相談を実施し、相談者のニーズに応じて情報提供や支援を行っています。
生活困窮者自立支援	経済的に困窮している方(世帯)のみならず、複合的な課題を抱え困っている方(世帯)に対して、本人とともに自立に向けたプランを作成し、伴走型の支援を行っています。府内関係各課や関係機関からの相談のつなぎも多く、福祉の総合相談窓口としての認知度が向上しています。



(ウ) 保護者に対する就労の支援

□『未来はかえられる』子どもの貧困対策での取組

実施施策（事業）	取組状況
生活困窮者自立支援事業における就労支援（就労準備支援）	庁内においてハローワークの職員による就労相談の窓口開設を行う等の連携を行っています。対象者に障害者のほか、生活困窮者や生活保護受給者等、就労に課題を抱える方を加えています。
就職サポート事業	様々な就労阻害要因を抱える就職困難者に応じた支援を行うため、子育て世代向け就労支援フェアを実施するとともに、就労体験事業を創設するなど、常に事業の見直しを行ってきました。また、福祉部門、人権部門、関係機関と連携するとともに、それぞれに強みを活かした就労支援を展開し、就職困難者が活用できるメニューの充実に努めています。

□第3期計画での関連施策（事業）の取組

実施施策（事業）	取組状況
資格取得・技能習得のための支援	ひとり親家庭の保護者を対象に、パソコン等の技能習得のための講座を実施しています。また、資格取得、技能習得等のための受講料の一部や、長期訓練中の一定期間の生活費を補助しています。

(エ) 経済的支援

□『未来はかえられる』子どもの貧困対策での取組

実施施策（事業）	取組状況
生活保護世帯の高校生に対する生業扶助の支給	生活保護世帯において、高校生の生業扶助が必要な場合に支給しています。
利用者負担額の「みなし寡婦（夫）控除」の適用	平成27(2015)年度から、子ども・子育て支援新制度の給付対象となっている施設の保育料について、税法上の寡婦（夫）控除が適用されない非婚のひとり親世帯に対しても利用者負担額の「みなし寡婦（夫）控除」の適用をすることで、経済的負担の軽減を図っています。

□第3期計画での関連施策（事業）の取組

実施施策（事業）	取組状況
ひとり親家庭への福祉資金の貸付	生活資金や修学資金を貸し付けることで、ひとり親家庭の経済的自立等を図ることができます。



② 子どもの貧困に関する指標の進捗状況

「『未来はかえられる』子どもの貧困対策」において設定した指標、及び平成27(2015)年度時点と平成30(2018)年度時点の数値の変化については下記の表に示したとおりです。

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、平成27(2015)年度と平成30(2018)年度では大きな変化はなく、また国の割合との差はほとんどありません。

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率については、平成27(2015)年度は、国に比べ本市の割合が高くなっていましたが、平成30(2018)年度の中退者はいませんでした。

生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は、平成27(2015)年度・30(2018)年度とも、国の割合が3割台となっているのに比べ、本市の割合は50%を超えています。一方、高等学校等卒業後、就職する割合は、平成30(2018)年度は、平成27(2015)年度に比べ上昇しているものの、国の割合を10ポイント以上低くなっています。

【「『未来はかえられる』子どもの貧困対策】における指標の進捗状況】

指標の項目	平成27(2015)年度			平成30(2018)年度		
	茨木市 全体	茨木市	国	茨木市		国
				茨木市 全体	茨木市	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	98.95%	91.84%	92.80%	99.70%	89.47%	93.70%
①全日制	92.08%	57.10%	67.60%	94.27%	52.63%	/
②定時制	2.00%	16.30%	11.50%	0.61%	10.53%	/
③通信制	2.61%	4.10%	5.10%	2.73%	10.53%	/
④中等教育学校後期課程	0.00%	0.00%	0.10%	0.00%	0.00%	/
⑤特別支援学校高等部	1.09%	8.20%	4.90%	1.21%	10.53%	/
⑥高等専門学校	0.34%	0.00%	0.70%	0.42%	0.00%	/
⑦専修学校の高等課程	0.83%	6.10%	0.90%	0.46%	5.26%	/
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	/	10.37%	5.30%	/	0.00%	4.10%
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	/	56.70%	32.90%	/	55.00%	36.00%
大学等	/	36.70%	19.20%	/	45.00%	/
専修学校等	/	20.00%	13.70%	/	10.00%	/
生活保護世帯に属する子どもの就職率	/	/	/	/	/	/
中学校卒業後の進路	/	0.00%	2.50%	/	0.00%	/
高等学校等卒業後の進路	/	26.70%	46.10%	/	30.00%	/



指標の項目	平成 27(2015) 年度			平成 30(2018) 年度		
	茨木市 全体	茨木市	国	茨木市		国
				茨木市 全体	茨木市	
児童養護施設の子どもの進学率及び就職率（中学校卒業後）						
進学率①～⑥ (国:高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%)	98.12%	100.00%	96.60%	99.24%	100.00%	95.80%
就職率		0.00%	2.10%		0.00%	
ひとり親家庭の子どもの進学率及び就職率（中学校卒業後）						
進学率①～⑥ (国:高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%)	98.12%	95.43%	93.90%	99.24%	96.89%	96.30%
就職率		2.16%	0.80%		0.62%	
不登校率						
小学生	0.28%		0.37%	0.24%		
中学生	2.28%		2.82%	2.93%		
将来の夢や目標を持っていると回答した児童・生徒の割合 ^{*1}						
小学生	85.7%		86.5%	85.1%		85.1%
中学生	70.2%		71.7%	70.0%		72.4%
朝食を毎日食べていると回答した児童・生徒の割合 ^{*1}						
小学生	96.3%		95.6%	95.1%		94.5%
中学生	93.7%		93.5%	92.7%		91.9%
家で自分で計画を立てて勉強をしていると回答した児童・生徒の割合 ^{*1}						
小学生	62.4%		62.8%	63.6%		67.6%
中学生	51.8%		48.8%	52.6%		52.1%

[] は参考指標として追記掲載（第4期計画から新たな指標として設定）

* 1 : 茨木市の数値は、平成 30(2018) 年度全国学力・学習状況調査。

【平成 27(2015) 年度】

- ・茨木市(生活福祉課)の数値及び茨木市全体の数値並びに国の数値は、平成 27(2015) 年 4 月 1 日現在。
- ・茨木市(学校教育推進課)及び国の数値は、平成 28(2016) 年 5 月 1 日現在。国の数値は、平成 27(2015) 年 5 月 1 日現在。
- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率、茨木市は「通信制を含む平成 27(2015) 年度」の数値。国は「通信制を含まない平成 27(2015) 年度」の数値。

【平成 30(2018) 年度】

- ・茨木市(生活福祉課)の数値及び茨木市全体の数値は、平成 31(2019) 年 4 月 1 日現在。
- ・茨木市(学校教育推進課)の数値は、令和元(2019)年 5 月 1 日現在。
- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率、茨木市は「通信制を含む平成 30(2018) 年度」の数値。



(3) 子どもの貧困対策に関する計画策定の趣旨

貧困の問題は、経済的な要因だけでなく、保護者の病気や家庭の教育力・養育力不足、障害や配偶者による暴力、社会的孤立など複合的な要因を含んでおり、その結果、子どもたちは、生活習慣の乱れ、不健康や不衛生、学力不足や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待などの様々な困難に直面している場合が少なくありません。

このような認識のもと、本市では様々な対策に取り組んできましたが、子どもの貧困問題は大きく社会問題化し、一層深刻化する様相を示しています。

生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望をもって成長していくける社会の実現をめざして、子どもの貧困対策を一層充実し、関係機関等が連携して総合的に推進することが求められています。

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「子どもの貧困対策計画」を本計画に包含し策定するものです。





第2節 子どもの貧困対策に関する新たな方向性

1 子どもの貧困対策に関する国的基本的な方針

国は、改正法を踏まえた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。令和元年（2019年）10月時点）において、4つの取組の分野（「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」）に横断的な基本方針を次のとおり示しています。

■分野横断的な基本方針

- (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- (2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- (3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- (4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

また、大綱では、分野ごとの基本方針として、次の4つを示し、「子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進めること」と「今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組むこと」を加えて貧困対策に取り組むこととしています。

■分野ごとの基本方針

- (1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- (2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- (3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- (4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせてその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

※上記は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえた、「子供の貧困対策に関する大綱」で示されている内容です。



2 本市の子どもの貧困対策の取組の方向性

国のある子どもの貧困対策に関する基本的な方針や考え方を踏まえ、次のとおり本市の取組の方向性と考え方を示します。

(1) 教育の支援

① スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の推進

児童生徒の家庭環境等を踏まえた、指導体制の充実を図ります。特に、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが専門のスタッフとして活動ができる勤務体制や環境等の工夫など、学校において機能する取組を推進します。このような体制構築等を通じて、CSW、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等の福祉部門や学童保育と教育委員会・学校等との連携強化を図り、課題のある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

② 学校教育による学力保障と相談体制の充実

学校と市教育委員会が、「茨木っ子プラン22」から始まる計11年にわたる学力向上施策に取り組んだ結果、児童・生徒の学力は着実に向かっています。今後、次期プランにおいても更なる取組を推進します。

また、子どもが学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図ります。

③ 地域に開かれた学校プラットフォームの推進

学校が地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとして有効に機能するために、乳幼児期からの子どもの情報が小学校へ確実に引き継がれるとともに、学校内に存在する子どもやその家庭の様々な情報を総合的に利活用できる仕組みづくりに取り組みます。

④ 高校中退予防の取組

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であり、義務教育段階の情報が高校教育段階へつながり、継続的な支援が可能となるような体制をつくり、高校中退の決断をする以前からの学習・生活面での支援を行います。

⑤ 就学支援の推進

家庭の教育費負担を実質的に減らす方策として、就学援助や給付型奨学金等が必要な世帯に漏れなく活用されるよう周知を図ります。

また、高校奨学金（入学支度金）の支給額について、国の教育費調査・府の



奨学のための給付制度を踏まえ、保護者負担額を算出したうえで、定期的に支給額の見直しを行います。

⑥ 配慮を要する子どもへの支援

外国人の子ども等について、高等学校等への進学が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。

また、支援学級等に在籍する児童生徒について、支援学級等就学奨励費が必要な世帯に活用されるよう周知を図ります。

⑦ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減

大学等への進学を検討している高校生等のいる生活困窮世帯に対して、進学へ向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等の情報提供を行います。

なお、生活保護世帯の子どもが高等学校等に進学するときは、入学準備金、教材費等を給付します。高校生の就労収入のうち、保護者から支給されない就学のための経費や、就労や早期の保護脱却に資するものとして特に自立助長に効果的と認められる経費は、収入認定しない取扱とします。

また、生活保護世帯の子どもが大学等へ進学するときは、進学準備給付金を給付します。この場合、子どもが出身所帯と同居して通学する場合は、通学期間に限り子どもを世帯分離して就労指導の対象外とし、子どもの減員に伴う当該世帯の住宅扶助額の減額は行わないこととします。

⑧ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないよう、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を引き続き実施します。

⑨ 生活保護・ひとり親世帯等の学習・生活支援

貧困の連鎖を防止し、子どもたちが将来の夢や目標を持ち、貧困に負けない生きる力を育むことを目的に、生活保護世帯やひとり親家庭等の中学生を対象に、教育委員会や中学校等と連携し、学習支援や進路選択・進学費用、生活等に関する相談・支援を行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

① 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

安心して子育てができるよう切れ目のない支援をめざし、子育て世代包括支援センターとして、こども健康センターと子育て支援総合センターの2か所で



相談支援を行っています。妊娠の届出、母子健康手帳の交付時の保健師、助産師の面談、医療機関への受診状況等により把握された若年妊婦、自らの子どもの養育を希望する未婚の妊婦、支援を必要とするひとり親家庭等の困難な問題を抱える特定妊婦等に、子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会等が中心となり、地域の関係機関の連携の下に妊娠期からの継続した生活全般の適切な相談支援を行います。

② 保護者の自立支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関へつなぎます。また、生活困窮者及び生活保護受給者のうち就労に向けた準備が必要なものに対し、就労準備支援を実施します。加えて、生活困窮及び生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。

③ 保護者の育児負担の軽減

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を、保育所等での一時預かりや子育て支援総合センター、地域子育て支援拠点などの一時保育で預かります。

また、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、一時的に子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を実施します。

④ 生活保護世帯等の食育支援

平成30(2018)年度に実施したアンケートによると、生活保護世帯の子どもたちは、朝食の欠食や野菜の摂取不足があり、適切な食習慣が確立していない傾向が見られます。このため、生活習慣病発症のリスクが高く、発症後は重症化しやすくなると考えられます。このことから、子ども時代にバランスのとれた食事について理解するとともに、調理に興味を持ち、簡単に料理ができることによって将来の生活習慣病の発症を予防する取組を進めます。

⑤ 住宅に関する支援

ひとり親世帯への住宅支援として、公営住宅において優先入居枠を設けるほか、母子父子寡婦福祉資金貸付制度において、転宅資金や住宅資金（修繕・保全）の貸付等を実施します。また、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進や入居支援に向けた居住支援法人の活用等により、子育て世帯の居住の安定を支援していきます。

生活困窮世帯に対しては、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある方に住宅確保給付金を支給します。また、緊急一時保護施設（シェルター）退所



者や地域から孤立し住宅を失うおそれのある方に対し、一時支援事業や居宅における一定期間の訪問による見守りや生活の支援を行います。

⑥ 社会的養育の体制整備

児童養護施設や里親等に措置された児童に対し、措置後も社会的自立に困難を来さないよう、寄り添った支援・取組について検討します。

また、子どもを養育している里親・養子縁組里親の家庭や養子縁組家庭が地域において社会的につながりをもち、孤立しないために児童相談所や関係機関と連携して必要な支援を行います。あわせて、新たに里親となる人材を確保するため広報等啓発の充実を図ります。

⑦ ひとり親支援に係る相談体制の充実、事務手続きの負担軽減等

ひとり親家庭の就労相談等に対応するため、毎年8月に実施する児童扶養手当現況届の集中受付期間において、現況届提出者がその場で就労相談ができる窓口をハローワークと連携し設置します。

また、ひとり親等の事務手続きにかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用し、添付書類の省略に努めます。

⑧ 生活困窮者自立支援制度とひとり親施策の連携

生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応するひとり親自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。

⑨ 相談職員の資質向上

生活困窮者及び生活保護世帯への支援については、支援にあたる職員や相談員等の資質の向上を図るため研修を実施します。

また、ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応するひとり親自立支援員の質を確保するため、研修会等へ参加し専門性の向上を図ります。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

① ひとり親家庭の保護者の仕事と家庭の両立

保護者の仕事と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に利用可能な、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を推進するほか、ファミリー・サポート・センターの利用補助事業を実施します。



② ひとり親家庭の保護者への就労支援

就職に有利となる資格の取得等を促進し、生活の安定を図るため、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を支給するほか、求職活動中又は就業中でスキルアップをめざす方を対象に、必要な技能と知識を習得することにより、ひとり親家庭の自立促進を図ることを目的に研修講座を実施します。

③ 就労機会の確保

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の方への支援等きめ細かい支援を実施します。また、生活保護を脱却するためのインセンティブの強化及び保護脱却後の生活の安定に資するよう、就労による保護脱却時に就労自立支援給付金の支給を行います。

(4) 経済的支援

① 児童扶養手当制度の着実な実施

平成28(2016)年児童扶養手当法改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30(2018)年児童扶養手当法施行令改正による全部支給所得制限限度額引き上げを踏まえた手当の支給について、着実に実施します。さらに、令和元(2019)年11月からの支払回数の年3回から年6回への見直しについて、事務の円滑な履行に努めます。

② 養育費等の確保の推進

養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与など、ひとり親家庭等が抱える様々な悩みについて相談・支援の充実を図るため、ひとり親家庭等の問題に精通する弁護士等による無料法律相談を引き続き実施するほか、国が委託にて運営している「養育費相談支援センター」と適切に連携を行います。

③ 寡婦（夫）控除のみなし適用の推進

婚姻歴の有無により寡婦（夫）控除が受けられないひとり親に対し、負担の軽減を図るため、保育料をはじめとする子ども・子育て等に関連する事業の寡婦控除等のみなし適用を引き続き実施します。



第3節 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、「『未来はかえられる』子どもの貧困対策」における指標に加え、国の大綱で示された指標を踏まえ、分野ごとに子どもの貧困に関する指標を次のとおり設定します。

指標の項目	平成30(2018)年度		
	茨木市 全体	茨木市	国
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	99.70%	89.47%	93.70%
①全日制	94.27%	52.63%	
②定時制	0.61%	10.53%	
③通信制	2.73%	10.53%	
④中等教育学校後期課程	0.00%	0.00%	
⑤特別支援学校高等部	1.21%	10.53%	
⑥高等専門学校	0.42%	0.00%	
⑦専修学校の高等課程	0.46%	5.26%	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		0.00%	4.10%
生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		55.00%	36.00%
大学等		45.00%	
専修学校等		10.00%	
児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後） 進学率①～⑥（国：高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%）	99.24%	100.00%	95.80%
ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後） 進学率①～⑥（国：高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%）	99.24%	96.89%	96.30%
不登校率			
小学生	0.24%		
中学生	2.93%		
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合			
小学校	93.8%		50.9%
中学校	100.0%		58.4%
スクールカウンセラーの配置率			
小学校	100.0%		67.6%
中学校	100.0%		89.0%



指標の項目	平成 30(2018) 年度		
	茨木市 全体	茨木市	国
将来の夢や目標を持っていると回答した児童・生徒の割合 ^{*1}			
小学生	85.1%		85.1%
中学生	70.0%		72.4%
朝食を毎日食べていると回答した児童・生徒の割合 ^{*1}			
小学生	95.1%		94.5%
中学生	92.7%		91.9%
家で自分で計画を立てて勉強をしていると回答した児童・生徒の割合 ^{*1}			
小学生	63.6%		67.6%
中学生	52.6%		52.1%
ひとり親家庭で、養育費を受け取っていない子どもの割合 ^{*2}		84.1%	80.0%

【平成 30(2018) 年度】

- ・イタリック体（斜字）は生活福祉課の数値で、平成 31(2019) 年 4 月 1 日現在。
- ・下線は学校教育推進課の数値で、令和元(2019)年 5 月 1 日現在。
- ・生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率、茨木市は「通信制を含む平成 30(2018) 年度」の数値。
- ・* 1 : 茨木市の数値は、平成 30(2018) 年度全国学力・学習状況調査。
- ・* 2 : 国の数値は、平成 28(2016) 年度全国ひとり親世帯等調査。





第4節 子どもの貧困対策に関する施策の展開

「子どもの貧困対策に関する新たな方向性」を踏まえ、子どもの貧困に関する指標を改善することをめざして、必要な施策を展開していきます。

子どもの貧困対策に関する施策については、第4章の次世代育成支援施策及び第6章の子ども・子育て支援事業を合わせて総合的に推進します。

この節では、子どもの貧困対策計画として生活困窮の世帯（子ども）に特化して展開する施策（事業）及び、次世代育成支援施策等において貧困対策に資する事業を再掲として示します。

1 教育の支援

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
5001	生活保護世帯に対する教育扶助の支給	生活保護受給者において、教育扶助が必要な場合に支給します。	継続	生活福祉課
5002	生活保護世帯の高校生に対する生業扶助の支給	生活保護受給者において、高校生の生業扶助が必要な場合に支給します。	継続	生活福祉課
5003	ゆめ実現支援事業	奨学金に関する説明会や個別相談会の実施、奨学金冊子の配布を通して、きめ細かく奨学金に関する情報提供を行います。	継続	学校教育推進課
【評価指標（目標値）】				
		単位	平成30年度（2018年度）	令和6年度（2024年度）
		奨学金説明会・個別相談の実施	件	239
		新規相談件数	件	150
事業No.	再掲事業			
1239	子ども・若者支援地域協議会			
1306	学力向上			
1307	体力向上			
1309	就学援助			
1310	奨学金（入学支度金）の支給			
1312	小・中学生及びその保護者に対する教育相談			
1314	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置			
2113	ひとり親家庭への福祉資金の貸付（子）			
2213	支援学級等就学奨励			
2401	帰国・渡日の児童・生徒への支援			



2 生活の安定に資するための支援

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
5004	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮している方(世帯)のみならず、複合的な課題を抱え困っている方(世帯)に対して、対象者とともに自立に向けた具体的な支援プランを作成し、関係機関との連携を図りながら、伴走型の支援を行います。	継続	相談支援課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		相談受付件数	件	459
		相談実績（支援実績延べ回数）	回	2,943
				令和6年度 (2024年度)
5005	いのち・愛・ゆめセンター総合相談	生活全般に係る課題に応じ、関係機関と連携した包括的・継続的な助言・指導を実施します。	継続	人権・男女共生課
5006	生活保護世帯に対する健康管理支援	生活保護受給者において、健康管理支援が必要な場合に実施します。	継続	生活福祉課
5007	生活保護世帯の小中学生と養育者に対する食育支援の実施	生活保護世帯の子ども（小学校高学年～中学生）とその養育者を対象に、管理栄養士、保健師、ケースワーカーによる家庭訪問と子ども（ユースプラザ利用者を含む）への健康教育（調理実習を含む）を実施し、子どもたちがバランスの良い食事について理解し、調理する力をつけ、将来生活習慣病になることを予防します。	新規	生活福祉課
5008	こども食堂への支援	子どもに家庭的な雰囲気の食事と学習や交流の場を提供する団体を支援します。	新規	こども政策課
【評価指標(目標値)】				
			単位	平成30年度 (2018年度)
		こども食堂か所数	か所	14
				令和6年度 (2024年度)
				20



事業No.	再掲事業
1108	産前・産後ホームヘルパー派遣
1111	子育て世代包括支援
1224	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）及び4～12か月児親子交流（赤ちゃんと保護者の交流会「あかちゃんあそぼ」）
1225	養育支援家庭訪問
1226	地域子育て支援拠点の整備・運営支援
1227	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
1230	一時預かり（一時保育）
1326	ユースプラザの運営
1402	子ども・若者自立支援センター
2101	ひとり親家庭の相談・支援
2102	ひとり親家庭への情報提供
2104	ひとり親家庭の保育所の優先入所
2105	学童保育室の優先入室
2106	母子生活支援施設への入所受入
2109	学習・生活支援
2301	児童虐待防止活動の強化と適切な支援の実施
2302	面前DVの防止及び被害者の支援
4201	包括的支援体制の推進
4202	子育て支援団体のネットワーク化
4205	民生委員・児童委員、地区福祉委員会の活動支援



3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
5009	生活困窮者自立支援事業における就労支援	ハローワークと連携を図り、就職活動に不安や課題のある方に対して就労支援を行います。	継続	相談支援課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	就労支援対象者数	人	64	162
5010	生活困窮者自立支援事業における就労準備支援	庁内職場実習やスマイルオフィスでの支援を通して、就労意欲と作業スキルの向上を図りながら、就労に向けて段階的な支援を行います。	継続	相談支援課
【評価指標(目標値)】				
		単位	平成30年度 (2018年度)	令和6年度 (2024年度)
	庁内職場実習利用者数	人	24	60
	スマイルオフィス利用者数	人	7	10
事業No. 再掲事業				
1403	就職サポート			
2110	資格取得・技能習得のための支援			
2113	ひとり親家庭への福祉資金の貸付（親）			



4 経済的支援

事業No.	事 業	内 容	行動目標	担当課
5011	非婚のひとり親世帯における「みなし寡婦（夫）控除」の適用	利用者負担額について「みなし寡婦（夫）控除」を適用することにより、非婚のひとり親世帯の経済的負担の軽減を図ります。	継続	保育幼稚園事業課
【評価指標（目標値）】				
		単位	平成30年度（2018年度）	令和6年度（2024年度）
	適用件数	件	10	10
	適用人数	人	7	10
5012	大学奨学金利子補給	市民が大学等を卒業した後に抱える奨学金返済の負担を軽減し、若者の市内への流入と定住促進を図るために、奨学金の利子相当額（上限2万円）を10年間給付します。	継続	こども政策課
【評価指標（目標値）】				
		単位	平成30年度（2018年度）	令和6年度（2024年度）
	継続受給率	%	77	75※
※今後、最大10年間給付する中で、奨学金の完済や転出などを理由に、継続受給者が減少するため。				
事業No.	再掲事業			
1109	入院出産の助成			
1228	ファミリー・サポート・センター（ひとり親世帯に対する利用補助）			
2111	児童扶養手当			
2112	ひとり親家庭の医療費の助成			
2114	特別割引制度の周知			

第6章 子ども・子育て支援事業の推進



第6章 子ども・子育て支援事業の推進

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域設定の考え方

子ども・子育て支援法並びにそれに基づく基本指針では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（利用ニーズ量）について、子育て家庭の利用希望等を踏まえ設定するとともに、量の見込みを確保するための方策を定めることとなっています。さらに、それらを定める単位として、「教育・保育提供区域」の設定も必要となります。

教育・保育提供区域は、本市の実情に応じて、地理的条件のほか、子どもの人口や交通事情等の社会的条件、教育・保育施設・サービスの提供基盤の整備の状況などを総合的に勘案して設定します。

基本指針では、子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容を記載することが必須事項となっています。

2 本市における教育・保育提供区域

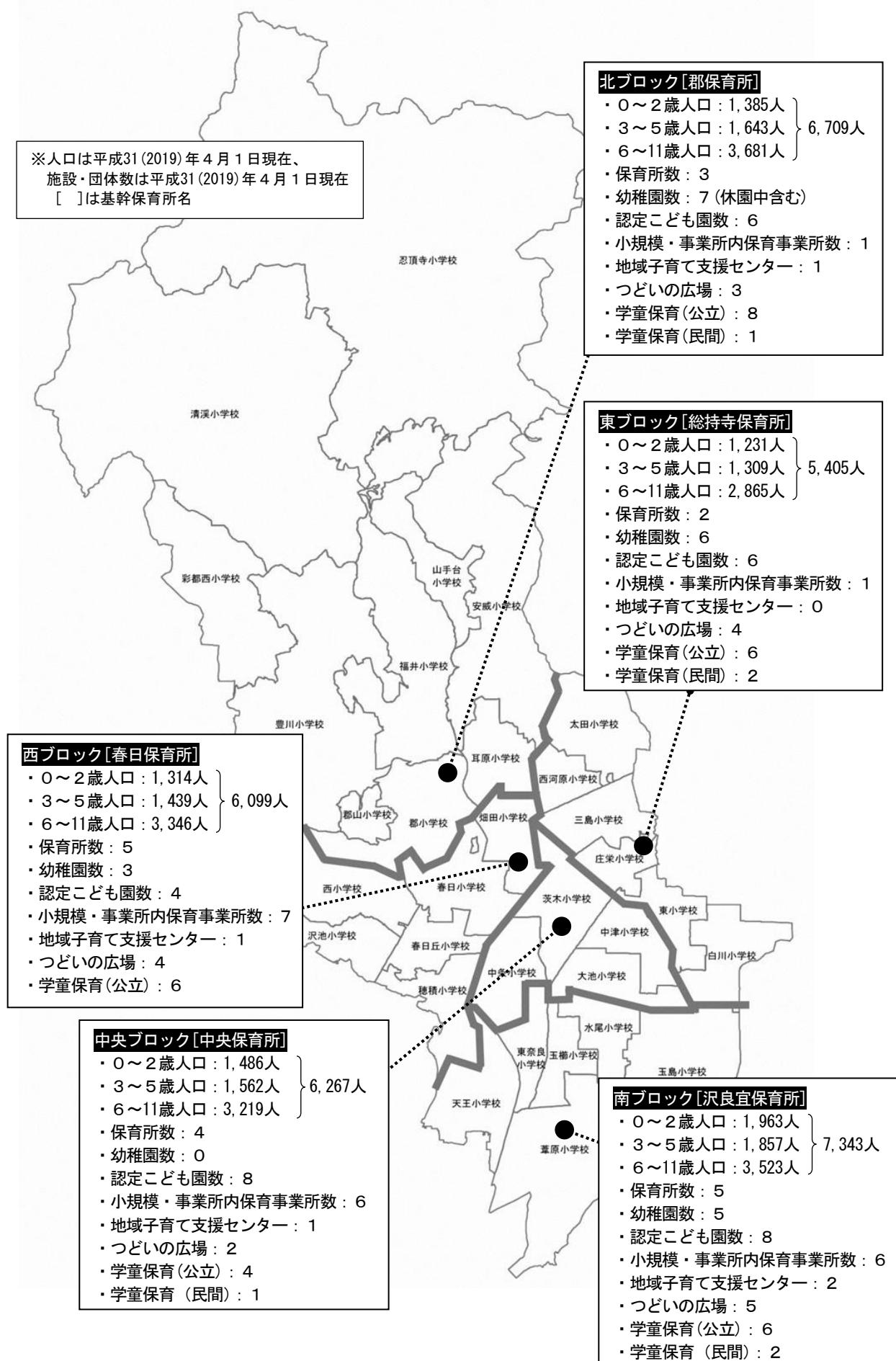
区域内における拠点となる教育・保育施設の配置状況のほか、各区域の子どもの人口と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、小学校区を基本単位に、隣接する複数校区の組み合わせにより、次の5区域を設定しました。

【教育・保育提供区域】

ブロック	小学校区
中央ブロック	茨木、中条、大池、中津
東ブロック	三島、東、太田、庄栄、白川、西河原
西ブロック	春日、春日丘、沢池、畠田、穂積、西
南ブロック	玉櫛、玉島、水尾、天王、葦原、東奈良
北ブロック	安威、福井、清渓、忍頂寺、豊川、郡山、郡、山手台、耳原、彩都西



【教育・保育提供区域図】





第2節 子ども・子育て支援事業についての考え方

1 「量の見込み」と「確保の内容」を設定する事業等

基本指針では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、その量の見込み（潜在的なニーズを含む利用の見込み）とそれを確保するための内容を定めることとされています。

本計画で量の見込みと確保の内容を定める事業等は、次のとおりです。

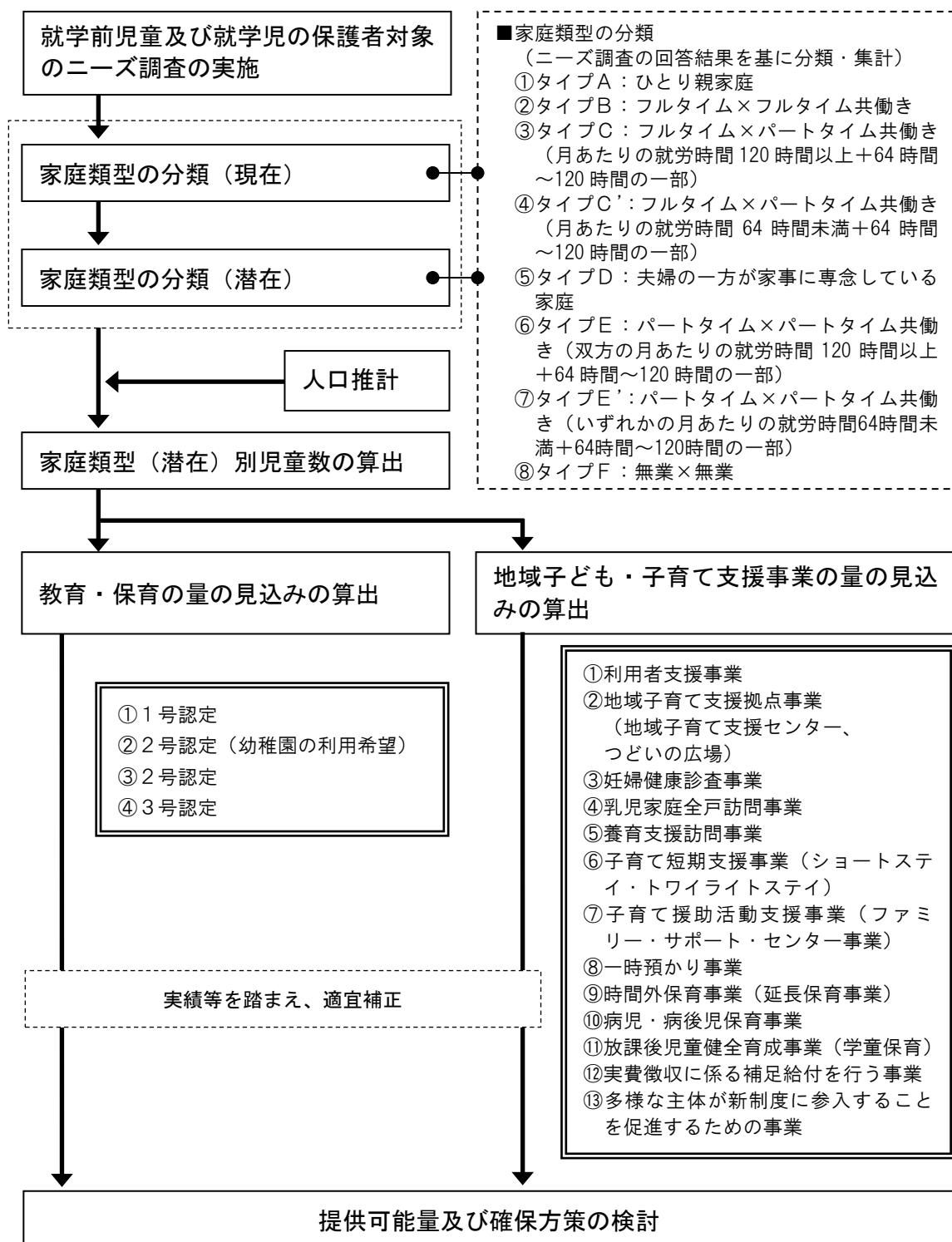
区分		対象者等	内容
教育・保育	(1)	1号認定	3～5歳 保育の必要性がなく、教育ニーズがある認定区分（認定こども園、幼稚園）
	(2)	2号認定	3～5歳 保育の必要性がある認定区分（幼稚園、認定こども園、保育所）
	(3)	3号認定	0歳 1・2歳 保育の必要性がある認定区分（認定こども園、保育所、地域型保育施設）
地域子ども・子育て支援事業	(1)	利用者支援事業	0歳～5歳 子どもやその保護者が、保育所・幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業
	(2)	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター、つどいの広場)	0～5歳 親子が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業
	(3)	妊婦健康診査事業	妊婦 妊婦を対象に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業
	(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児 生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、子育てに役立つ情報等を提供する事業
	(5)	養育支援訪問事業	0～18歳未満 養育上の問題を抱え、育児相談等の支援が必要な家庭 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業
	(6)	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	1～18歳未満 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業
	(7)	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0歳～小学生 地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業
	(8)	一時預かり事業 ①認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） ②その他の一時預かり	①3～5歳 ②0～5歳 ①認定こども園・幼稚園における在園児（3～5歳）を対象とした一時預かり（預かり保育）事業 ②上記以外の児童（0～5歳）を対象とした、保育所等における一時預かり事業
	(9)	時間外保育事業 (延長保育事業)	0～5歳 保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業
	(10)	病児・病後児保育事業	0歳～小学3年生 病中・病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業
	(11)	放課後児童健全育成事業 (学童保育)	小学生 就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業
	(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	※量の見込みの算出等は不要
	(13)	多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業	※量の見込みの算出等は不要



2 量の見込み設定についての考え方

幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の保育サービスの利用実績等を勘案しながら、一部補正を行いました。

【量の見込み算出の流れ】





3 令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの推計児童数

コーホート要因法*により推計した令和2(2020)年度から6(2024)年度までの計画期間中の0歳から11歳までの児童数の推計値は下記のとおりです。

全体として、少子化に伴い、児童人口は減少していき、令和6(2024)年度は30,775人で、令和元(2019)年度の31,823人から1,048人減少(3.3%減)する見込みです。

* コーホート要因法

コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化(出生、死亡、移動)を軸に人口の変化をとらえる方法をいいます。

【推計児童人口(0~11歳)】

市全域

	実績値	推計値				
		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
0歳	2,376人	2,392人	2,373人	2,355人	2,359人	2,366人
1歳	2,465人	2,489人	2,448人	2,429人	2,413人	2,418人
2歳	2,538人	2,521人	2,493人	2,455人	2,435人	2,419人
3歳	2,628人	2,608人	2,523人	2,498人	2,458人	2,439人
4歳	2,599人	2,701人	2,625人	2,536人	2,511人	2,469人
5歳	2,583人	2,666人	2,709人	2,640人	2,539人	2,520人
6歳	2,696人	2,674人	2,687人	2,729人	2,660人	2,561人
7歳	2,751人	2,767人	2,674人	2,683人	2,730人	2,657人
8歳	2,836人	2,835人	2,779人	2,686人	2,694人	2,745人
9歳	2,739人	2,913人	2,835人	2,778人	2,688人	2,693人
10歳	2,803人	2,824人	2,919人	2,841人	2,786人	2,695人
11歳	2,809人	2,892人	2,832人	2,923人	2,848人	2,793人
合計	31,823人	32,282人	31,897人	31,553人	31,121人	30,775人

中央ブロック

	実績値	推計値				
		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
0歳	506人	506人	506人	507人	512人	518人
1歳	504人	520人	509人	510人	511人	516人
2歳	476人	514人	518人	508人	509人	510人
3歳	552人	489人	518人	524人	512人	513人
4歳	506人	571人	500人	529人	534人	522人
5歳	504人	521人	578人	507人	535人	542人
6歳	548人	527人	534人	595人	519人	551人
7歳	532人	562人	532人	537人	601人	523人
8歳	556人	544人	565人	535人	539人	604人
9歳	513人	566人	545人	566人	538人	540人
10歳	515人	522人	569人	547人	568人	540人
11歳	555人	525人	521人	567人	546人	566人
合計	6,267人	6,367人	6,395人	6,432人	6,424人	6,445人

(各年度4月1日現在)



東ブロック

	実績値	推計値				
	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
0歳	425 人	400 人	397 人	396 人	396 人	397 人
1歳	378 人	452 人	418 人	414 人	413 人	413 人
2歳	428 人	381 人	450 人	415 人	411 人	410 人
3歳	440 人	442 人	390 人	459 人	423 人	421 人
4歳	457 人	446 人	443 人	391 人	458 人	423 人
5歳	412 人	465 人	450 人	447 人	393 人	461 人
6歳	443 人	432 人	477 人	461 人	458 人	403 人
7歳	478 人	449 人	430 人	474 人	459 人	456 人
8歳	500 人	489 人	453 人	435 人	478 人	464 人
9歳	458 人	506 人	487 人	451 人	435 人	476 人
10歳	479 人	470 人	506 人	488 人	454 人	436 人
11歳	507 人	492 人	474 人	509 人	492 人	458 人
合計	5,405 人	5,424 人	5,375 人	5,340 人	5,270 人	5,218 人

西ブロック

	実績値	推計値				
	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
0歳	404 人	407 人	400 人	392 人	391 人	387 人
1歳	435 人	405 人	409 人	402 人	394 人	394 人
2歳	475 人	434 人	404 人	407 人	400 人	392 人
3歳	474 人	470 人	430 人	400 人	403 人	396 人
4歳	492 人	474 人	472 人	430 人	401 人	404 人
5歳	473 人	495 人	476 人	477 人	433 人	404 人
6歳	534 人	473 人	495 人	476 人	476 人	435 人
7歳	562 人	536 人	475 人	499 人	479 人	478 人
8歳	565 人	565 人	539 人	478 人	501 人	481 人
9歳	565 人	569 人	570 人	543 人	481 人	503 人
10歳	564 人	568 人	572 人	573 人	547 人	485 人
11歳	556 人	565 人	570 人	574 人	575 人	550 人
合計	6,099 人	5,961 人	5,812 人	5,651 人	5,481 人	5,309 人

(各年度 4月 1日現在)



南ブロック

	実績値	推計値				
	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
0歳	660 人	649 人	645 人	641 人	641 人	642 人
1歳	676 人	657 人	639 人	635 人	632 人	632 人
2歳	627 人	663 人	640 人	624 人	620 人	618 人
3歳	649 人	612 人	642 人	618 人	602 人	598 人
4歳	591 人	644 人	602 人	632 人	610 人	593 人
5歳	617 人	586 人	633 人	592 人	619 人	599 人
6歳	601 人	598 人	565 人	608 人	568 人	596 人
7歳	575 人	600 人	587 人	555 人	597 人	557 人
8歳	587 人	575 人	593 人	580 人	548 人	591 人
9歳	576 人	589 人	570 人	588 人	574 人	544 人
10歳	613 人	575 人	581 人	562 人	579 人	565 人
11歳	571 人	616 人	573 人	579 人	560 人	577 人
合計	7,343 人	7,364 人	7,270 人	7,214 人	7,150 人	7,112 人

北ブロック

	実績値	推計値				
	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
0歳	381 人	430 人	425 人	419 人	419 人	422 人
1歳	472 人	455 人	473 人	468 人	463 人	463 人
2歳	532 人	529 人	481 人	501 人	495 人	489 人
3歳	513 人	595 人	543 人	497 人	518 人	511 人
4歳	553 人	566 人	608 人	554 人	508 人	527 人
5歳	577 人	599 人	572 人	617 人	559 人	514 人
6歳	570 人	644 人	616 人	589 人	639 人	576 人
7歳	604 人	620 人	650 人	618 人	594 人	643 人
8歳	628 人	662 人	629 人	658 人	628 人	605 人
9歳	627 人	683 人	663 人	630 人	660 人	630 人
10歳	632 人	689 人	691 人	671 人	638 人	669 人
11歳	620 人	694 人	694 人	694 人	675 人	642 人
合計	6,709 人	7,166 人	7,045 人	6,916 人	6,796 人	6,691 人

(各年度 4月 1日現在)



第3節 幼児期の教育・保育施設サービスの量の見込み及び確保の内容

国の基本指針及び、教育・保育施設における利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育サービスの提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による「確保の内容＝提供体制の整備」及び「実施時期」を設定します。

【支給認定ごとの対象年齢・家庭類型、利用該当施設・事業等】

支給認定	対象年齢・家庭類型		該当する施設・事業等 (家庭類型に関連する分類)
1号認定	3～5歳	夫婦の一方が家事に専念している家庭 短時間就労家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	共働き等で幼稚園の利用を希望する家庭	幼稚園・認定こども園 (※支給認定：1号認定)
		共働き等で保育所の利用を希望する家庭	認定こども園・保育所 (※支給認定：2号認定)
3号認定	0～2歳	共働き等で保育所の利用を希望する家庭	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

令和2(2020)年度から6(2024)年度における量の見込み、確保の内容及び実施時期は、次ページ以降のとおりとします。



1 1号認定

3～5歳児が対象で、幼稚園の利用希望がある認定区分です。

利用が想定される施設は、「認定こども園」または「幼稚園」です。

(1) 市全域

市全域では需要量を確保できます。(中央ブロックにおいて供給不足となっていますが、私立幼稚園は通園バスにより他のブロック等に通園している実態があるためです。)

【基本情報】

提供区域	5ブロック			
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 64 時間未満十月 64 時間～120 時間の一部)		
	タイプD	夫婦の一方が家事に専念している家庭		
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 64 時間未満十月 64 時間～120 時間の一部)		
	タイプF	無業・無業の家庭		
対象年齢	3歳～5歳児			

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		7,810	7,975	7,857	7,674	7,508	7,428
量の見込み	1号認定 (学校教育の希望強)	4,115	4,434	4,337	4,241	4,145	4,051
	他市の子ども（受入）	821	860	848	814	803	790
	①計	4,936	5,294	5,185	5,055	4,948	4,841
確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175	1,175
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	944	1,199	1,211	1,381	1,396	1,396
	確認を受けない幼稚園	3,865	3,550	3,550	3,270	3,270	3,270
	他市通園 (市内の子ども)	438	472	462	452	442	432
	②計	6,422	6,396	6,398	6,278	6,283	6,273
差（②-①）		1,486	1,102	1,213	1,223	1,335	1,432



(2) 提供区域別

1号認定：中央ブロック

中央ブロックのみでは供給不足となります。しかし、通園バスにより他のブロック等に通園している実態があることから、市全域では需要量を確保できます。

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		1,562	1,581	1,596	1,560	1,581	1,577
量の見込み	1号認定 (学校教育の希望強)	819	869	850	833	814	795
	他市の子ども（受入）	0	0	0	0	0	0
	①計	819	869	850	833	814	795
確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	276	276	276	276	276	276
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
	他市通園 (市内の子ども)	29	31	30	29	28	27
	②計	305	307	306	305	304	303
差（②-①）		△ 514	△ 562	△ 544	△ 528	△ 510	△ 492



1号認定：東ブロック

需要量を確保できます。

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		1,309	1,353	1,283	1,297	1,274	1,305
量の見込み	1号認定 (学校教育の希望強)	616	676	660	645	630	615
	他市の子ども（受入）	304	297	292	270	265	260
	①計	920	973	952	915	895	875
確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	245	245	245	245	245	245
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	136	136	136	136	136	136
	確認を受けない幼稚園	1,235	1,235	1,235	1,235	1,235	1,235
	他市通園 (市内の子ども)	60	65	63	62	61	60
	②計	1,676	1,681	1,679	1,678	1,677	1,676
差（②-①）		756	708	727	763	782	801

**1号認定：西ブロック**

令和3(2021)年度まで供給不足となります。しかし、通園バスにより他のブロック等に通園している実態があることから、市全域では需要量を確保できます。

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		1,439	1,439	1,378	1,307	1,237	1,204
量の見込み	1号認定 (学校教育の希望強)	734	772	755	738	721	705
	他市の子ども（受入）	6	3	3	3	3	3
	①計	740	775	758	741	724	708
確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	300	300	300	300	300	300
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	162	162	174	174	174	174
	確認を受けない幼稚園	180	180	180	180	180	180
	他市通園 (市内の子ども)	93	97	95	93	91	89
	②計	735	739	749	747	745	743
差（②-①）		△ 5	△ 36	△ 9	6	21	35



1号認定：南ブロック

需要量を確保できます。

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績))	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		1,857	1,842	1,877	1,842	1,831	1,790
量の見込み	1号認定 (学校教育の希望強)	938	984	962	940	918	897
	他市の子ども（受入）	138	134	133	148	146	144
	①計	1,076	1,118	1,095	1,088	1,064	1,041
確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	490	490	490	490	490	490
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	227	227	227	397	397	397
	確認を受けない幼稚園	680	680	680	400	400	400
	他市通園 (市内の子ども)	106	110	108	106	104	102
	②計	1,503	1,507	1,505	1,393	1,391	1,389
差（②-①）		427	389	410	305	327	348



1号認定：北ブロック

需要量を確保できます。

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		1,643	1,760	1,723	1,668	1,585	1,552
量の見込み	1号認定 (学校教育の希望強)	1,008	1,133	1,110	1,085	1,062	1,039
	他市の子ども（受入）	373	426	420	393	389	383
	①計	1,381	1,559	1,530	1,478	1,451	1,422
確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	140	140	140	140	140	140
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	143	398	398	398	413	413
	確認を受けない幼稚園	1,770	1,455	1,455	1,455	1,455	1,455
	他市通園 (市内の子ども)	150	169	166	162	158	154
	②計	2,203	2,162	2,159	2,155	2,166	2,162
差（②-①）		822	603	629	677	715	740



2 2号認定

3～5歳児が対象で、保育の必要性がある認定区分です。

利用が想定される施設は、「認定こども園」または「保育所」です。

(1) 市全域

- ① 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。(令和2(2020)年度～)
- ② 既存の私立保育所の建替にあわせた定員増を図ります。(令和3、4(2021、2022)年度)
- ③ 保育所の新設を検討します。(令和5(2023)年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(令和5、6(2023、2024)年度)

なお、西ブロックでは供給不足となっていますが、他のブロックに通園しての実態があることから、市全域では需要量を確保できる見込みです。

【基本情報】

提供区域	5ブロック		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）	
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭	
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月120時間以上+月64時間～120時間の一部)	
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月120時間以上+月64時間～120時間の一部)	
対象年齢	3歳～5歳児		

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		7,810	7,975	7,857	7,674	7,508	7,428
量の見込み	保育利用希望（人）	3,295	3,490	3,698	3,839	3,875	3,920
	①計	3,295	3,490	3,698	3,839	3,875	3,920
確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	2,152 (2,048)	2,449 (2,273)	2,574 (2,361)	2,702 (2,421)	2,707 (2,481)	2,853 (2,631)
	保育所 (特定教育・保育施設)	1,099 (1,015)	1,236 (1,148)	1,205 (1,076)	1,178 (1,094)	1,276 (1,184)	1,276 (1,184)
	その他 (待機児童対策事業)	43 (123)	85 (156)	85 (156)	85 (156)	85 (156)	85 (156)
	②計	3,294 (3,186)	3,770 (3,577)	3,864 (3,593)	3,965 (3,671)	4,068 (3,821)	4,214 (3,971)
差（②-①）		△1 (△109)	280 (87)	166 (△105)	126 (△168)	193 (△54)	294 (51)

※その他（待機児童対策事業）は、待機児童保育室、企業主導型保育事業及び私立幼稚園小規模保育事業卒園児受入促進事業です。
() 内の数値は、確保の内容については利用定員を、差については利用定員と量の見込みとの差を表しています。



(2) 提供区域別

2号認定：中央ブロック

需要量を確保できる見込みです。

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		1,562	1,581	1,596	1,560	1,581	1,577
量の見込み	保育利用希望（人）	715	734	750	746	772	799
	①計	715	734	750	746	772	799
確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	513 (573)	603 (573)	604 (573)	604 (573)	604 (573)	604 (573)
	保育所 (特定教育・保育施設)	217 (206)	241 (224)	241 (224)	241 (224)	241 (224)	241 (224)
	その他 (待機児童対策事業)	7 (47)	18 (49)	18 (49)	18 (49)	18 (49)	18 (49)
	②計	737 (826)	862 (846)	863 (846)	863 (846)	863 (846)	863 (846)
差（②-①）		22 (111)	128 (112)	113 (96)	117 (100)	91 (74)	64 (47)



2号認定：東ブロック

私立幼稚園の認定こども園化を推進します。（令和2（2020）年度～）

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		1,309	1,353	1,283	1,297	1,274	1,305
量の見込み	保育利用希望（人）	598	608	623	621	615	611
	①計	598	608	623	621	615	611
確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	518 (405)	472 (438)	474 (438)	469 (438)	476 (438)	509 (483)
	保育所 (特定教育・保育施設)	145 (138)	148 (138)	148 (138)	148 (138)	148 (138)	148 (138)
	その他 (待機児童対策事業)	20 (39)	35 (43)	35 (43)	35 (43)	35 (43)	35 (43)
	②計	683 (582)	655 (619)	657 (619)	652 (619)	659 (619)	692 (664)
差（②-①）		85 (△ 16)	47 (11)	34 (△ 4)	31 (△ 2)	44 (4)	81 (53)

**2号認定：西ブロック**

- ① 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。(令和2(2020)年度～)
- ② 既存の私立保育所の建替にあわせた定員増を図ります。(令和3(2021)年度)
- ③ 保育所の新設を検討します。(令和5(2023)年度)

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		1,439	1,439	1,378	1,307	1,237	1,204
量の見込み	保育利用希望（人）	612	646	675	684	695	706
	①計	612	646	675	684	695	706
確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	260 (244)	300 (244)	376 (332)	413 (332)	388 (332)	396 (332)
	保育所 (特定教育・保育施設)	283 (256)	317 (294)	270 (222)	239 (222)	288 (267)	288 (267)
	その他 (待機児童対策事業)	7 (37)	20 (64)	20 (64)	20 (64)	20 (64)	20 (64)
	②計	550 (537)	637 (602)	666 (618)	672 (618)	696 (663)	704 (663)
差（②-①）		△ 62 (△ 75)	△ 9 (△ 44)	△ 9 (△ 57)	△ 12 (△ 66)	1 (△ 32)	△ 2 (△ 43)



2号認定：南ブロック

- ① 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。（令和2（2020）年度～）
- ② 既存の私立保育所の建替にあわせた定員増を図ります。（令和4（2022）年度）
- ③ 保育所の新設を検討します。（令和5（2023）年度）
- ④ 認定こども園の新設を検討します。（令和6（2024）年度）

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		1,857	1,842	1,877	1,842	1,831	1,790
量の見込み	保育利用希望（人）	816	852	913	943	970	997
	①計	816	852	913	943	970	997
確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	485 (447)	574 (543)	585 (543)	642 (603)	637 (603)	748 (708)
	保育所 (特定教育・保育施設)	294 (270)	291 (270)	307 (270)	311 (288)	360 (333)	360 (333)
	その他 (待機児童対策事業)	8 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)
	②計	787 (717)	871 (813)	898 (813)	959 (891)	1,003 (936)	1,114 (1,041)
差（②-①）		△ 29 (△ 99)	19 (△ 39)	△ 15 (△ 100)	16 (△ 52)	33 (△ 34)	117 (44)

**2号認定：北ブロック**

- ① 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。（令和2（2020）年度～）
- ② 認定こども園の新設を検討します。（令和5（2023）年度）

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
推計児童人口（人）		1,643	1,760	1,723	1,668	1,585	1,552
量の見込み	保育利用希望（人）	554	650	737	845	823	807
	①計	554	650	737	845	823	807
確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	376 (379)	500 (475)	535 (475)	574 (475)	602 (535)	596 (535)
	保育所 (特定教育・保育施設)	160 (145)	239 (222)	239 (222)	239 (222)	239 (222)	239 (222)
	その他 (待機児童対策事業)	1 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)	6 (0)
	②計	537 (524)	745 (697)	780 (697)	819 (697)	847 (757)	841 (757)
差（②-①）		△17 (△30)	95 (47)	43 (△40)	-26 (△148)	24 (△66)	34 (△50)



3 3号認定

0～2歳児が対象で、保育の必要性がある認定区分です。

利用が想定される施設は、「認定こども園」または「保育所」「地域型保育事業」です。

(1) 市全域

- ① 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。(令和2(2020)年度～)
- ② 既存の私立保育所の定員増を図ります。(令和3(2021)年度)
- ③ 既存の私立保育所の建替にあわせた定員増を図ります。(令和3、4(2021、2022)年度)
- ④ 保育所の新設を検討します。(令和5(2023)年度)
- ⑤ 認定こども園の新設を検討します。(令和5、6(2023、2024)年度)

なお、南ブロックの1・2歳児と北ブロックでは供給不足となっていますが、他のブロックに通園している実態があることから、市全域では需要量を確保できる見込みです。

【基本情報】

提供区域	5ブロック	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月120時間以上＋月64時間～120時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月120時間以上＋月64時間～120時間の一部)
対象年齢	0歳～2歳児	



【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳児	推計児童人口（人）	2,376	2,392	2,373	2,355	2,359	2,366
	量の見込み	必要利用定員総数	484	490	506	520	534
		①計	484	490	506	520	534
	確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)	175 (168)	178 (178)	169 (169)	169 (169)	172 (172)
		認定こども園 (特定教育・保育施設)	269 (302)	317 (317)	329 (329)	329 (329)	329 (329)
		地域型保育事業	35 (74)	76 (76)	76 (76)	76 (76)	76 (76)
		その他 (待機児童対策事業)	5 (69)	86 (86)	86 (86)	86 (86)	86 (86)
		②計	484 (613)	657 (657)	660 (660)	660 (660)	663 (663)
		差 (②-①)	0 (129)	167 (167)	154 (154)	140 (140)	129 (129)
		推計児童人口（人）	5,003	5,010	4,941	4,884	4,848
1・2歳児	量の見込み	必要利用定員総数	2,288	2,388	2,447	2,502	2,554
		①計	2,288	2,388	2,447	2,502	2,554
	確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)	694 (581)	733 (618)	701 (591)	715 (603)	729 (615)
		認定こども園 (特定教育・保育施設)	1,140 (1,040)	1,220 (1,119)	1,277 (1,169)	1,299 (1,189)	1,332 (1,219)
		地域型保育事業	330 (310)	352 (324)	352 (324)	352 (324)	352 (324)
		その他 (待機児童対策事業)	102 (218)	143 (283)	143 (283)	147 (293)	147 (293)
		②計	2,266 (2,149)	2,448 (2,344)	2,473 (2,367)	2,513 (2,409)	2,560 (2,451)
		差 (②-①)	△ 22 (△ 139)	60 (△ 44)	26 (△ 80)	11 (△ 93)	6 (△ 103)
		保育利用率（0～2歳児）	38.9%	40.4%	41.7%	42.8%	43.7%

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口



(2) 提供区域別

3号認定：中央ブロック

需要量を確保できる見込みです。

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳児	推計児童人口（人）	506	506	506	507	512	518
	量の見込み	必要利用定員総数	102	101	105	107	110
	確保の内容	①計	102	101	105	107	110
	量の見込み	保育所 (特定教育・保育施設)	40 (33)	36 (36)	36 (36)	36 (36)	36 (36)
	確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	65 (81)	81 (81)	81 (81)	81 (81)	81 (81)
	量の見込み	地域型保育事業	8 (22)	24 (24)	24 (24)	24 (24)	24 (24)
	確保の内容	その他 (待機児童対策事業)	3 (36)	39 (39)	39 (39)	39 (39)	39 (39)
	量の見込み	②計	116 (172)	180 (180)	180 (180)	180 (180)	180 (180)
	確保の内容	差 (②-①)	14 (70)	79 (79)	75 (75)	73 (73)	70 (70)
	量の見込み	推計児童人口（人）	980	1,034	1,027	1,018	1,020
1・2歳児	量の見込み	必要利用定員総数	449	504	515	526	537
	確保の内容	①計	449	504	515	526	537
	量の見込み	保育所 (特定教育・保育施設)	157 (131)	166 (140)	166 (140)	166 (140)	166 (140)
	確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	262 (290)	317 (290)	317 (290)	317 (290)	317 (290)
	量の見込み	地域型保育事業	90 (88)	107 (102)	107 (102)	107 (102)	107 (102)
	確保の内容	その他 (待機児童対策事業)	13 (56)	26 (65)	26 (65)	26 (65)	26 (65)
	量の見込み	②計	522 (565)	616 (597)	616 (597)	616 (597)	616 (597)
	確保の内容	差 (②-①)	73 (116)	112 (93)	101 (82)	90 (71)	79 (60)
	量の見込み	保育利用率 (0～2歳児)	39.3%	40.4%	41.5%	42.2%	42.7%

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口



3号認定：東ブロック

私立幼稚園の認定こども園化を推進します。(令和2(2020)年度～)

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳児	推計児童人口（人）	425	400	397	396	396	397
	量の見込み	必要利用定員総数	81	77	80	82	83
	確保の内容	①計	81	77	80	82	83
		保育所 (特定教育・保育施設)	20 (18)	18 (18)	18 (18)	18 (18)	18 (18)
	確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	67 (63)	72 (72)	72 (72)	72 (72)	72 (72)
		地域型保育事業	0 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
	確保の内容	その他 (待機児童対策事業)	0 (0)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
		②計	87 (84)	96 (96)	96 (96)	96 (96)	96 (96)
	差 (②-①)		6 (3)	19 (19)	16 (16)	14 (14)	13 (13)
	推計児童人口（人）		806	833	868	829	824
1・2歳児	量の見込み	必要利用定員総数	375	381	392	401	412
	確保の内容	①計	375	381	392	401	412
		保育所 (特定教育・保育施設)	82 (68)	80 (68)	80 (68)	80 (68)	80 (68)
	確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	280 (206)	265 (243)	265 (243)	265 (243)	265 (243)
		地域型保育事業	19 (16)	17 (16)	17 (16)	17 (16)	17 (16)
	確保の内容	その他 (待機児童対策事業)	55 (91)	71 (103)	71 (103)	71 (103)	71 (103)
		②計	436 (381)	433 (430)	433 (430)	433 (430)	455 (450)
	差 (②-①)		61 (6)	52 (49)	41 (38)	32 (29)	21 (18)
	保育利用率（0～2歳児）		37.1%	37.3%	39.4%	40.6%	41.4%

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口



3号認定：西ブロック

- ① 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。(令和2(2020)年度～)
- ② 既存の私立保育所の建替にあわせた定員増を図ります。(令和3(2021)年度)

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳児	推計児童人口（人）	404	407	400	392	391	387
	量の見込み	必要利用定員総数	88	85	87	90	92
	確保の内容	①計	88	85	87	90	92
		保育所 (特定教育・保育施設)	36 (35)	39 (39)	30 (30)	30 (30)	30 (30)
	確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	31 (33)	33 (33)	45 (45)	45 (45)	45 (45)
		地域型保育事業	15 (23)	23 (23)	23 (23)	23 (23)	23 (23)
	確保の内容	その他 (待機児童対策事業)	0 (27)	36 (36)	36 (36)	36 (36)	36 (36)
		②計	82 (118)	131 (131)	134 (134)	134 (134)	134 (134)
	差 (②-①)		△ 6 (30)	46 (46)	47 (47)	44 (44)	42 (42)
	推計児童人口（人）		910	839	813	809	794
1・2歳児	量の見込み	必要利用定員総数	412	416	425	434	442
	確保の内容	①計	412	416	425	434	442
		保育所 (特定教育・保育施設)	151 (119)	163 (137)	116 (98)	116 (98)	116 (98)
	確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	134 (137)	149 (137)	204 (187)	204 (187)	204 (187)
		地域型保育事業	118 (108)	115 (108)	115 (108)	115 (108)	115 (108)
	確保の内容	その他 (待機児童対策事業)	4 (58)	36 (92)	36 (92)	36 (92)	36 (92)
		②計	407 (422)	463 (474)	471 (485)	471 (485)	471 (485)
	差 (②-①)		△ 5 (10)	47 (58)	46 (60)	37 (51)	29 (43)
	保育利用率（0～2歳児）		40.2%	42.2%	43.6%	45.1%	46.5%

※保育利用率：量の見込み①計 ÷ 推計児童人口



3号認定：南ブロック

- ① 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。(令和2(2020)年度～)
- ② 既存の私立保育所の建替にあわせた定員増を図ります。(令和4(2022)年度)
- ③ 保育所の新設を検討します。(令和5(2023)年度)
- ④ 認定こども園の新設を検討します。(令和6(2024)年度)

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳児	推計児童人口（人）	660	649	645	641	641	642
	量の見込み	必要利用定員総数	137	128	132	136	141
	確保の内容	①計	137	128	132	136	141
		保育所 (特定教育・保育施設)	53 (58)	58 (58)	58 (58)	58 (58)	61 (61)
	確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	65 (73)	76 (76)	76 (76)	76 (76)	76 (76)
		地域型保育事業	6 (20)	20 (20)	20 (20)	20 (20)	20 (20)
		その他 (待機児童対策事業)	2 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
		②計	126 (157)	160 (160)	160 (160)	160 (160)	163 (163)
	差 (②-①)		△ 11 (20)	32 (32)	28 (28)	24 (24)	22 (22)
	△ 19 (19)						
1・2歳児	推計児童人口（人）	1,303	1,320	1,279	1,259	1,252	1,250
	量の見込み	必要利用定員総数	630	629	644	658	671
	確保の内容	①計	630	629	644	658	671
		保育所 (特定教育・保育施設)	185 (162)	193 (162)	193 (162)	207 (174)	221 (186)
	確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	275 (234)	278 (255)	279 (255)	301 (275)	301 (275)
		地域型保育事業	90 (85)	99 (85)	99 (85)	99 (85)	99 (85)
		その他 (待機児童対策事業)	17 (13)	6 (13)	6 (13)	6 (13)	6 (13)
		②計	567 (494)	576 (515)	577 (515)	613 (547)	627 (559)
	△ 63 (△ 136)		△ 53 (△ 114)	△ 67 (△ 129)	△ 45 (△ 111)	△ 44 (△ 112)	△ 17 (△ 88)
	△ 17 (△ 88)						
保育利用率（0～2歳児）			38.4%	40.3%	41.8%	42.9%	43.9%

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口



3号認定：北ブロック

- ① 私立幼稚園の認定こども園化を推進します。（令和2（2020）年度～）
- ② 既存の私立保育所の定員増を図ります。（令和3（2021）年度）
- ③ 認定こども園の新設を検討します。（令和5（2022）年度）

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
0歳児	推計児童人口（人）	381	430	425	419	419	422
	量の見込み	必要利用定員総数	76	99	102	105	108
	確保の内容	①計	76	99	102	105	110
		保育所 (特定教育・保育施設)	26 (24)	27 (27)	27 (27)	27 (27)	27 (27)
	確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	41 (52)	55 (55)	55 (55)	55 (55)	55 (55)
		地域型保育事業	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
		その他 (待機児童対策事業)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
		②計	73 (82)	90 (90)	90 (90)	90 (90)	90 (90)
		差 (②-①)	△ 3 (6)	-9 (-9)	-12 (-12)	-15 (-15)	-18 (-18)
1・2歳児	推計児童人口（人）	1,004	984	954	969	958	952
	量の見込み	必要利用定員総数	422	458	471	483	492
	確保の内容	①計	422	458	471	483	492
		保育所 (特定教育・保育施設)	119 (101)	131 (111)	146 (123)	146 (123)	146 (123)
	確保の内容	認定こども園 (特定教育・保育施設)	189 (173)	211 (194)	212 (194)	212 (194)	245 (224)
		地域型保育事業	13 (13)	14 (13)	14 (13)	14 (13)	14 (13)
		その他 (待機児童対策事業)	13 (0)	4 (10)	4 (10)	8 (20)	8 (20)
		②計	334 (287)	360 (328)	376 (340)	380 (350)	413 (380)
		差 (②-①)	△ 88 (△ 135)	△ 98 (△ 130)	△ 95 (△ 131)	△ 103 (△ 133)	△ 79 (△ 112)
保育利用率（0～2歳児）			39.4%	41.6%	42.4%	43.6%	44.4%

※保育利用率：量の見込み①計÷推計児童人口



第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容

国の基本指針及び、地域子ども・子育て支援事業における利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(必要利用定員総数等)」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による「確保の内容＝供給体制の整備」及び「実施時期」を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の内容及び実施時期は以下のとおりとします。

1 利用者支援事業

就学前期の児童やその保護者等が、保育所・幼稚園等での教育・保育や、一時預かり、学童保育などの地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

整備目標数を確保できています。

【基本情報】

提供区域	5 ブロック
対象家庭類型	すべての家庭類型

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
市全域	整備目標数（か所）	8	8	8	8	8
中央ブロック	整備目標数（か所）	3	3	3	4	4
東ブロック	整備目標数（か所）	1	1	1	1	1
西ブロック	整備目標数（か所）	2	2	2	1	1
南ブロック	整備目標数（か所）	1	1	1	1	1
北ブロック	整備目標数（か所）	1	1	1	1	1



2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター、つどいの広場）

0～5歳児とその保護者が交流するための事業を実施し、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら、子育て支援を行う事業です。

（1）市全域

現状の供給量で需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	5ブロック		
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月64時間未満・月64時間～120時間の一部)	
	タイプD	夫婦の一方が家事に専念している家庭	
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月64時間未満・月64時間～120時間の一部)	
	タイプF	無業・無業の家庭	
対象年齢	0歳～5歳児		

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み (人日)		130,009	128,606	127,174	126,719	126,731
内 容 確 保 の	②受入可能人数 (人日)	166,140	166,140	166,140	166,140	166,140
	実施か所数	25	25	25	25	25
差 (②-①)		37,290	38,932	39,975	40,307	40,116



(2) 提供区域別

地域子育て支援拠点事業：中央ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み (人日)		33,840	33,686	33,510	33,665	33,928
内容 確保の 内 容	②受入可能人数 (人日)	40,060	40,060	40,060	40,060	40,060
	実施か所数	3	3	3	3	3
差 (②-①)		6,521	6,588	6,476	6,184	5,803

地域子育て支援拠点事業：東ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み (人日)		21,638	22,199	21,498	21,410	21,410
内容 確保の 内 容	②受入可能人数 (人日)	26,419	26,419	26,419	26,419	26,419
	実施か所数	4	4	4	4	4
差 (②-①)		4,974	4,904	5,132	5,219	5,289



地域子育て支援拠点事業：西ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み (人日)		20,412	19,870	19,674	19,412	19,216
内 容 確 保 の	②受入可能人数 (人日)	28,093	28,093	28,093	28,093	28,093
	実施か所数	6	6	6	6	6
差 (②-①)		7,863	8,211	8,621	8,921	9,126

地域子育て支援拠点事業：南ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み (人日)		37,913	37,046	36,584	36,450	36,430
内 容 確 保 の	②受入可能人数 (人日)	49,026	49,026	49,026	49,026	49,026
	実施か所数	7	7	7	7	7
差 (②-①)		11,451	12,192	12,401	12,401	12,210



地域子育て支援拠点事業：北ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み (人日)		16,206	15,805	15,908	15,782	15,747
内 容 確 保 の 内 容	②受入可能人数 (人日)	22,542	22,542	22,542	22,542	22,542
	実施か所数	5	5	5	5	5
差 (②-①)		6,481	7,037	7,345	7,582	7,688

3 妊婦健康診査事業

妊婦を対象に、妊娠健康診査の受診券を発行し、妊娠中の健康の保持・増進を図る事業です。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①健診受診見込み者数 (延べ人数)		32,059	31,816	31,870	31,965	32,316



4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家庭に、保育士等が訪問し、地域で子育てを応援する事業です。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型

【量の見込みと確保の内容】

	実施時期				
	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①訪問対象者の見込み（人）	2,392	2,373	2,355	2,359	2,366
②確保の内容	2,392	2,373	2,355	2,359	2,366
差（②－①）	0	0	0	0	0

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	0歳～18歳未満

【量の見込みと確保の内容】

	実施時期				
	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①訪問対象者の見込み数（人）	18	18	18	18	18
②確保の内容	18	18	18	18	18
差（②－①）	0	0	0	0	0



6 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

（1）ショートステイ

1～18歳未満の児童を養育する保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

現状の供給量で需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	1歳～18歳未満

【量の見込みと確保の内容】

内 容 確 保 の	②受入可能人数 (人日)	実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人）	122	122	122	122	122	122
実施か所数	7	7	7	7	7	7
差（②-①）	11	11	11	11	11	11

（2）トワイライトステイ

1～18歳未満の児童を養育する保護者の仕事の都合により帰宅が夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面などで困難が生じている場合に、児童養護施設などで、生活指導、夕食の提供等を行う事業です。

現状の供給量で需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	1歳～18歳未満

【量の見込みと確保の内容】

内 容 確 保 の	②受入可能人数 (人日)	実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人）	76	76	76	76	76	76
実施か所数	5	5	5	5	5	5
差（②-①）	25	25	25	25	25	25



7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

3か月～小学6年生までの児童を養育する保護者を対象に、地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業です。

現状の供給量で需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	全市
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	3か月～小学6年生

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人日）		4,195	4,143	4,102	4,044	3,998
②確保の内容	活動人数（人日）	4,620	4,620	4,620	4,620	4,620
差（②－①）		479	524	564	614	656



8 一時預かり事業

一時預かり事業には、幼稚園・認定こども園における在園児を対象にした「幼稚園型」と、保育所や地域子育て支援拠点等で実施する「一般型」があります。

幼稚園・認定こども園における「一時預かり（預かり保育）」は、在園する満3歳児以上が対象で、「その他の一時預かり」は、0～5歳児を対象に、保育所等で一時的に子どもを預けることができる事業です。

(1) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

① 市全域

現状の供給量で需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	5 ブロック
対象家庭類型	すべての家庭類型
対象年齢	3 歳～ 5 歳児

【量の見込みと確保の内容】

内 容 確 保 の	②受入可能人数（人日）	実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者の見込み（人日）	135,811	135,105	134,291	133,404	132,525	
実施か所数	419,055	419,055	419,055	419,055	419,055	419,055
差（②-①）	283,244	283,950	284,764	285,651	286,530	



② 提供区域別

幼稚園・認定こども園における一時預かり：中央ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

内 容 確 保 の		実施時期				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①利用者の見込み（人日）		16,244	16,114	15,986	15,858	15,732
内 容 確 保 の	②受入可能人数（人日）	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
	実施か所数	6	6	6	6	6
差（②-①）		3,256	3,386	3,514	3,642	3,768

幼稚園・認定こども園における一時預かり：東ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

内 容 確 保 の		実施時期				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①利用者の見込み（人日）		23,996	23,804	23,614	23,425	23,238
内 容 確 保 の	②受入可能人数（人日）	137,475	137,475	137,475	137,475	137,475
	実施か所数	11	11	11	11	11
差（②-①）		113,479	113,671	113,861	114,050	114,237

**幼稚園・認定こども園における一時預かり：西ブロック**

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①利用者の見込み（人日）		9,350	9,275	9,201	9,127	9,054
内 容 確 保 の 内 容	②受入可能人数（人日）	23,595	23,595	23,595	23,595	23,595
	実施か所数	5	5	5	5	5
差（②-①）		14,245	14,320	14,394	14,468	14,541

幼稚園・認定こども園における一時預かり：南ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①利用者の見込み（人日）		39,641	39,518	39,281	38,970	38,661
内 容 確 保 の 内 容	②受入可能人数（人日）	71,370	71,370	71,370	71,370	71,370
	実施か所数	13	13	13	13	13
差（②-①）		31,729	31,852	32,089	32,400	32,709

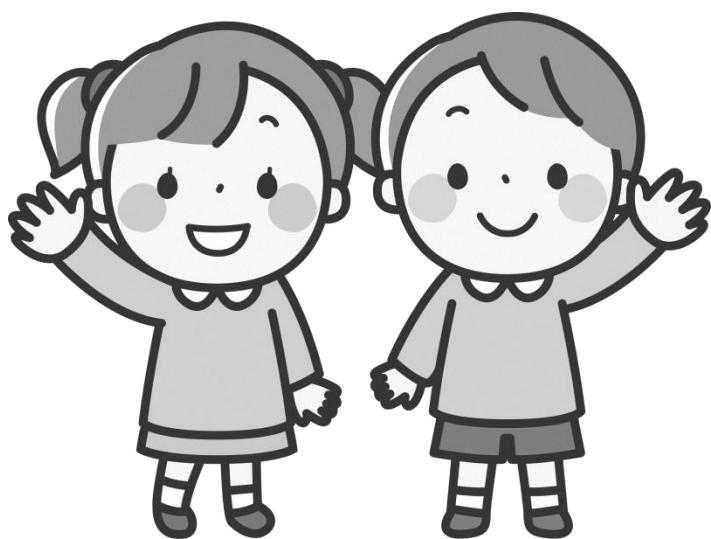


幼稚園・認定こども園における一時預かり：北ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①利用者の見込み（人日）		46,580	46,394	46,209	46,024	45,840
内 確 容 の 確 保 の 内 容	②受入可能人数（人日）	167,115	167,115	167,115	167,115	167,115
	実施か所数	13	13	13	13	13
差（②-①）		120,535	120,721	120,906	121,091	121,275





(2) その他の一時預かり（保育所等）

① 市全域

現状の供給量で需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	5 ブロック			
対象家庭類型	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 64 時間未満十月 64 時間～120 時間の一部)		
	タイプD	夫婦の一方が家事に専念している家庭		
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 64 時間未満十月 64 時間～120 時間の一部)		
	タイプF	無業・無業の家庭		
対象年齢	0歳～5歳児			

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人日）		16,723	16,605	16,428	16,293	16,262
内 容 確 保 の	②受入可能人数（人日）	48,303	48,303	48,303	48,303	48,303
	実施か所数	38	38	38	38	38
差（②-①）		31,761	31,866	32,050	32,180	32,195



② 提供区域別

【その他の一時預かり（保育所等）：中央ブロック】

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人日）		3,163	3,175	3,139	3,171	3,185
内容 確保 の 内容	②受入可能人数（人日）	10,632	10,632	10,632	10,632	10,632
	実施か所数	10	10	10	10	10
差（②-①）		7,533	7,521	7,560	7,553	7,505

【その他の一時預かり（保育所等）：東ブロック】

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人日）		2,929	2,904	2,887	2,868	2,902
内容 確保 の 内容	②受入可能人数（人日）	9,467	9,467	9,467	9,467	9,467
	実施か所数	5	5	5	5	5
差（②-①）		6,505	6,533	6,557	6,579	6,573

【その他の一時預かり（保育所等）：西ブロック】

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人日）		2,674	2,592	2,520	2,446	2,409
内容 確保 の 内容	②受入可能人数（人日）	8,934	8,934	8,934	8,934	8,934
	実施か所数	7	7	7	7	7
差（②-①）		6,189	6,268	6,339	6,411	6,433

**【その他の一時預かり（保育所等）：南ブロック】**

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①利用者数の見込み（人日）		4,733	4,761	4,733	4,743	4,733
内 容 確 保 の	②受入可能人数（人日）	15,466	15,466	15,466	15,466	15,466
	実施か所数	12	12	12	12	12
差（②-①）		10,736	10,696	10,711	10,686	10,682

【その他の一時預かり（保育所等）：北ブロック】

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①利用者数の見込み（人日）		3,224	3,173	3,149	3,065	3,033
内 容 確 保 の	②受入可能人数（人日）	3,804	3,804	3,804	3,804	3,804
	実施か所数	4	4	4	4	4
差（②-①）		798	848	883	951	1,002



9 時間外保育事業（延長保育事業）

0～5歳児を対象に、保育所等で通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業です。

（1）市全域

現状の供給量で需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	5ブロック		
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）	
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭	
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月120時間以上十月64時間～120時間の一部)	
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月120時間以上十月64時間～120時間の一部)	
対象年齢	0歳～5歳児		

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人）		2,349	2,396	2,442	2,472	2,502
内容 確保 の 確 保 の	②定員（人）	5,919	5,919	5,919	5,919	5,919
	実施か所数	76	76	76	76	76
差（②-①）		3,570	3,523	3,477	3,447	3,417



(2) 提供区域別

時間外保育事業（延長保育事業）：中央ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人）		652	665	678	688	698
内容 確保 の 内 容	②定員（人）	1,425	1,425	1,425	1,425	1,425
	実施か所数	17	17	17	17	17
差（②-①）		773	760	747	737	727

時間外保育事業（延長保育事業）：東ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人）		422	432	442	448	454
内容 確保 の 内 容	②定員（人）	973	973	973	973	973
	実施か所数	10	10	10	10	10
差（②-①）		551	541	531	525	519

時間外保育事業（延長保育事業）：西ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人）		375	382	389	393	397
内容 確保 の 内 容	②定員（人）	991	991	991	991	991
	実施か所数	17	17	17	17	17
差（②-①）		616	609	602	598	594



時間外保育事業（延長保育事業）：南ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①利用者数の見込み（人）		490	500	510	514	518
内容 確保の 内容	②定員（人）	1,427	1,427	1,427	1,427	1,427
	実施か所数	20	20	20	20	20
差（②－①）		937	927	917	913	909

時間外保育事業（延長保育事業）：北ブロック

現状の供給量で需要量を確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
①利用者数の見込み（人）		410	417	423	429	435
内容 確保の 内容	②定員（人）	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	実施か所数	12	12	12	12	12
差（②－①）		693	686	680	674	668



10 病児・病後児保育事業

0歳～小学3年生の児童を対象に、病中あるいは病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師等がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

現状の供給量で需要量を確保できています。

【基本情報】

提供区域	全市			
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）		
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭		
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月120時間以上月64時間～120時間の一部)		
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月120時間以上月64時間～120時間の一部)		
対象年齢	0歳～小学3年生			

【量の見込みと確保の内容】

		実施時期				
		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①利用者数の見込み（人日）		854	894	904	890	906
内容 確保 の 容	②受入可能人数（人日）	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960
	実施か所数	4	4	4	4	4
差（②-①）		1,106	1,066	1,056	1,070	1,054



11 放課後兒童健全育成事業（学童保育）

就労などの理由で保護者が居間家庭にいない小学生の児童を対象に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

(1) 市全域

公立の学童保育室については、引き続き学校等に協力を求め、場所の確保に努めます。その際、授業終了までは学校が使用、その後、学童保育室として借用するなど、時間帯を分けた共用等も積極的に進め、安全・安心な居場所の確保に努めます。また、民間学童の拡充や、夏季休業中のみの利用など、保護者のニーズに応じた受け皿の整備を進めます。

【基本情報】

提供区域	5 ブロック	
対象家庭類型	タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
	タイプB	フルタイム・フルタイム共働き家庭
	タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 120 時間以上＋月 64 時間～120 時間の一部)
	タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 (月 64 時間未満＋月 64 時間～120 時間の一部)
	タイプE	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (双方が月 120 時間以上＋月 64 時間～120 時間の一部)
	タイプE'	パートタイム・パートタイム共働き家庭 (いずれかが月 64 時間未満＋月 64 時間～120 時間の一部)
対象年齢	小学 1 年生～3 年生	

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
低学年	①利用者数の見込み(人)	2,522	2,627	2,689	2,756	2,868	2,830
	内容確保の ②受入可能 人数(人)		3,993	3,993	4,083	4,128	4,128
			39	39	39	39	39
	差(②-①)		1,366	1,304	1,327	1,260	1,298
高学年	①利用者数の見込み(人)		638	654	691	716	715
	内容確保の ②受入可能 人数(人)		-	-	-	-	-
		7	7	7	7	7	
	差(②-①)		-638	-654	-691	-716	-715

※②受入可能人数について、学年の区分がないため、低学年の欄に合計人数を記載

※民間学童9か所含む



(2) 提供区域別

放課後児童健全育成事業（学童保育）：中央ブロック

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
低学年	①利用者数の見込み（人）	497	522	576	603	597	576
	内容確保の 内容 確保の 内容	②受入可能人数（人）	752	752	797	797	797
	実施か所数		7	7	7	7	7
	差（②-①）		230	176	194	200	221
高学年	①利用者数の見込み（人）		133	120	141	150	157
	内容確保の 内容 確保の 内容	②受入可能人数（人）	-	-	-	-	-
	実施か所数		3	3	3	3	3
	差（②-①）		-133	-120	-141	-150	-157

※②受入可能人数について、学年の区分がないため、低学年の欄に合計人数を記載

※民間学童3か所含む

放課後児童健全育成事業（学童保育）：東ブロック

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
低学年	①利用者数の見込み（人）	434	452	461	484	491	475
	内容確保の 内容 確保の 内容	②受入可能人数（人）	725	725	725	725	725
	実施か所数		8	8	8	8	8
	差（②-①）		273	264	241	234	250
高学年	①利用者数の見込み（人）		112	116	116	122	125
	内容確保の 内容 確保の 内容	②受入可能人数（人）	-	-	-	-	-
	実施か所数		2	2	2	2	2
	差（②-①）		-112	-116	-116	-122	-125

※②受入可能人数について、学年の区分がないため、低学年の欄に合計人数を記載

※民間学童2か所含む



放課後児童健全育成事業（学童保育）：西ブロック

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
低学年	①利用者数の見込み（人）	509	519	531	530	561	545
	内 確 保 の 内 容	②受入可能人数（人）	709	709	709	709	709
	内 確 保 の 内 容	実施か所数	6	6	6	6	6
	内 確 保 の 内 容	差 (②-①)	190	178	179	148	164
高学年	①利用者数の見込み（人）		129	128	148	140	140
	内 確 保 の 内 容	②受入可能人数（人）	-	-	-	-	-
	内 確 保 の 内 容	実施か所数					
	内 確 保 の 内 容	差 (②-①)	-129	-128	-148	-140	-140

※②受入可能人数について、学年の区分がないため、低学年の欄に合計人数を記載

放課後児童健全育成事業（学童保育）：南ブロック

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
低学年	①利用者数の見込み（人）	545	572	555	561	596	620
	内 確 保 の 内 容	②受入可能人数（人）	957	957	957	957	957
	内 確 保 の 内 容	実施か所数	9	9	9	9	9
	内 確 保 の 内 容	差 (②-①)	385	402	396	361	337
高学年	①利用者数の見込み（人）		127	141	146	148	140
	内 確 保 の 内 容	②受入可能人数（人）	-	-	-	-	-
	内 確 保 の 内 容	実施か所数	2	2	2	2	2
	内 確 保 の 内 容	差 (②-①)	-127	-141	-146	-148	-140

※②受入可能人数について、学年の区分がないため、低学年の欄に合計人数を記載

※民間学童3か所含む



放課後児童健全育成事業（学童保育）：北ブロック

【量の見込みと確保の内容】

		令和元 (2019) 年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
低学年	①利用者数の見込み（人）	537	562	566	578	623	614
	内 容 確 保 の	②受入可能人数（人）		850	850	895	940
		実施か所数		9	9	9	9
	差 (②-①)		288	284	317	317	326
高学年	①利用者数の見込み（人）		137	149	140	156	153
	内 容 確 保 の	②受入可能人数（人）	-	-	-	-	-
		実施か所数					
	差 (②-①)		-137	-149	-140	-156	-153

※②受入可能人数について、学年の区分がないため、低学年の欄に合計人数を記載

※民間学童1か所含む

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

なお、副食費についても、教育・保育の無償化の実施に伴い、対象となっています。

13 多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

新規参入施設等への巡回支援については、新規開設した地域型保育事業所を対象に巡回支援を実施しています。

認定こども園特別支援事業については、国の要綱に沿って実施しています。



第5節 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に関する取組

1 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれます。そのような幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援や配慮が求められます。

そのため、教育・保育施設等の利用のための諸手続きにかかる外国語対応やスムーズな施設利用の支援に努めます。

2 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

(1) 教育・保育施設、地域型保育事業の相互連携

子育て家庭の多様な教育・保育ニーズに応えるため、地域型保育事業者が連携施設を確保し、相互に協力して教育・保育事業を円滑に進めることができるよう、本市が教育・保育施設と地域型保育事業との調整・仲介を行うなど必要な支援を実施します。

(2) 教育・保育施設と小学校等との円滑な接続の推進

保育所・幼稚園・認定こども園と小・中学校との交流・連携を充実し、幼児期の教育・保育から小・中学校の教育への各段階におけるつまづきや壁を解消し、就学前教育・保育から義務教育への円滑な接続を推進します。

(3) 幼稚園教諭・保育士等の資質の向上

① 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえた幼児期の質の高い教育・保育を提供することが必要です。

このため、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等、すべての施設・事業所に所属する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等を対象とした合同研修や情報交換等を行い、教育・保育に関する共通理解や専門的技術の向上、人材育成に努めます。

② 幼児教育アドバイザーの育成・配置

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う者（幼児教育アドバイザー）を育成・配置することにより、公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図ります。



3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と提供

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提としながらも、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長を支えることにより、すべての子どもの健やかな育ちをめざします。

また、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、地域のニーズに対応した切れ目のない子育て支援を充実します。その際、障害や生活困窮など社会的支援が必要な子どもが教育・保育を円滑に利用できるように対策を講じます。

なお、これらの事業の実施に当たっては、「こども育成支援会議」において、事業内容の検討や進行状況の管理を行います。





第6節 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業の推進

1 「新・放課後子ども総合プラン」の概要

国では、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26(2014)年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとしています。

「一体型」は、同一の小学校内等で、学童保育と放課後子ども教室の両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が、放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものとしています。

また、平成30(2018)年9月には、これまでの「放課後子ども総合プラン」の進捗状況のほか、児童福祉や教育分野における施策の動向を踏まえ、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度までの新たな放課後児童対策のプランとして、学童保育の受け皿整備に関する新たな目標値などを掲げた「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」という。）を策定しています。

新プランでは、令和5(2023)年度までに約30万人分の受け皿整備を行い、その中で、令和3(2021)年度末までに放課後児童クラブ（学童保育）における待機児童を解消するため、約25万人分の受け皿の整備を図ることを目標に掲げています。

2 新プランに基づく本市の放課後児童対策についての考え方

(1) 趣旨

国では、すべての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しながら、放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室を計画的に整備等していくことが必要であるとし、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や次世代育成支援対策推進法の規定に基づく「行動計画策定指針」に則して、以下に掲げる内容について子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととされています。

そのため、本計画の中で、その目標事業量の設定と取組の考え方を示すものです。



(2) 計画に盛り込むべき内容

新プランでは、計画に盛り込むべき内容について、次の事項が示されています。

- ①放課後児童クラブ（学童保育）の年度ごとの量の見込み及び目標整備量
- ②一体型の放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の令和5（2023）年度に達成されるべき目標事業量
- ③放課後子ども教室の令和5（2023）年度までの実施計画
- ④放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- ⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
- ⑥放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- ⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
- ⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブ（学童保育）の開所時間の延長に係る取組
- ⑨各放課後児童クラブ（学童保育）がその役割をさらに向上させていくための方策
- ⑩放課後児童クラブ（学童保育）の役割を果たす観点から、各放課後児童クラブ（学童保育）における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策 等

(3) 目標整備量及び取組等の考え方

新プランに盛り込むべき事項に沿って、本市の目標整備量及び取組等の考え方を示すと、次のとおりです。

① 放課後児童クラブ（学童保育）の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

■放課後児童クラブ（学童保育）の量の見込みと確保の内容（再掲）

		令和元 (2019)年度 (実績)	実施時期				
			令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
低学年	①利用者数の見込み（人）	2,522	2,627	2,689	2,756	2,868	2,830
	確保の内容 ②定員（人）		3,993	3,993	4,083	4,128	4,128
	実施か所数		39	39	39	39	39
	差（②-①）		1,366	1,304	1,327	1,260	1,298
高学年	①利用者数の見込み（人）		638	654	691	716	715
	確保の内容 ②定員（人）		-	-	-	-	-
	実施か所数		7	7	7	7	7
	差（②-①）		-638	-654	-691	-716	-715

※②定員について、学年の区分がないため、低学年の欄に合計人数を記載

※民間学童9か所含む



② 一体型の放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の令和5（2023）年度に達成されるべき目標事業量

	令和元 (2019) 年度 (実績)	実施時期				
		令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
放課後子ども教室 実施か所数	32	32	32	32	32	32
（内「一体型」*1 数）	30	30	30	30	30	30

*1 「一体型」

同一の小学校内等で両事業（学童保育と放課後子ども教室）を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいう。
(厚生労働省・文部科学省共同策定『放課後子ども総合プラン』より)

③ 放課後子ども教室の令和5（2023）年度までの実施計画

本市では、放課後子ども教室は、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる居場所を提供するとともに、地域全体で子どもの豊かな成長を育むコミュニティづくりを推進することを目的に、子どもにかかる地域の関係団体の協力を得ながら、すべての小学校内で実施しています。一方、放課後児童クラブ（学童保育）は児童福祉法に定められた、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して行われている事業です。

各放課後子ども教室の実施内容や開催回数は、市から委託を受けた校区ごとに組織する放課後子ども教室実行委員会がそれぞれの実情に応じて企画・運営を行っています。

すでに同一の小学校内において、学童保育と放課後子ども教室の両事業が連携を図りながら実施しており、同プランの趣旨、目的は一定満たしています。引き続き、学童保育と放課後子ども教室がより一層連携して事業を実施・運営できるよう、相互の情報共有に努め、事業内容の充実を図ります。

④ 放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

学童保育と放課後子ども教室が連携して事業を実施・運営するにあたっては、放課後子ども総合プラン運営委員会において、共通プログラムや本市における新プランの推進方策を検討します。

また、放課後子ども教室と学童保育のスタッフが連携し、児童に多様な体験活動を提供できるよう取り組みます。

⑤ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

小学校の余裕教室等の活用にあたっては、管理運営上の責任体制を明確化する



とともに、余裕教室の一層の活用のほか、放課後において使用されていない施設の一時借用など、地域の実情に応じて学校施設の活用方策を検討・協議します。

⑥ 放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

こども育成部、教育委員会、学校関係者、放課後子ども教室関係者等を構成員とする放課後子ども総合プラン運営委員会において、学童保育と放課後子ども教室の一体的運営や両事業の連携等に関する方策について引き続き検討・協議を実施します。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障害があり、特別な配慮を必要とする児童の接し方などに関する研修のさらなる充実などの対応を図っていきます。

⑧ 地域の実情に応じた放課後児童クラブ（学童保育）の開室時間の延長に係る取組

現行の開室時間の延長や夏休みなどの長期休業期間中の受入などについては、保護者のニーズを把握し、事業の効果を分析した上で方向性を検討し、必要な調整を進めています。

⑨ 各放課後児童クラブ（学童保育）がその役割をさらに向上させていくための方策

学童保育指導員の資質の向上を図る研修のさらなる充実を図ります。

⑩ 放課後児童クラブ（学童保育）の役割を果たす観点から、各放課後児童クラブ（学童保育）における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

市のホームページや広報誌を通じた周知を継続するとともに、各学童保育室が学校や地域などとの連携を深めていきます。

資 料

.....



■資料

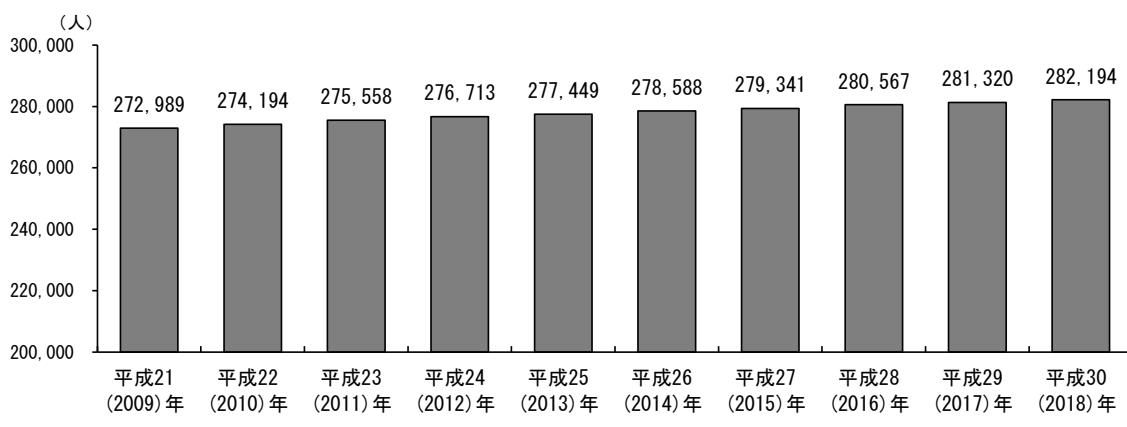
1 基礎データ

(1) 人口・世帯の動向

① 人口の推移

本市の人口は、緩やかながらも年々増加しており、平成30(2018)年9月30日現在で282,194人となっています。

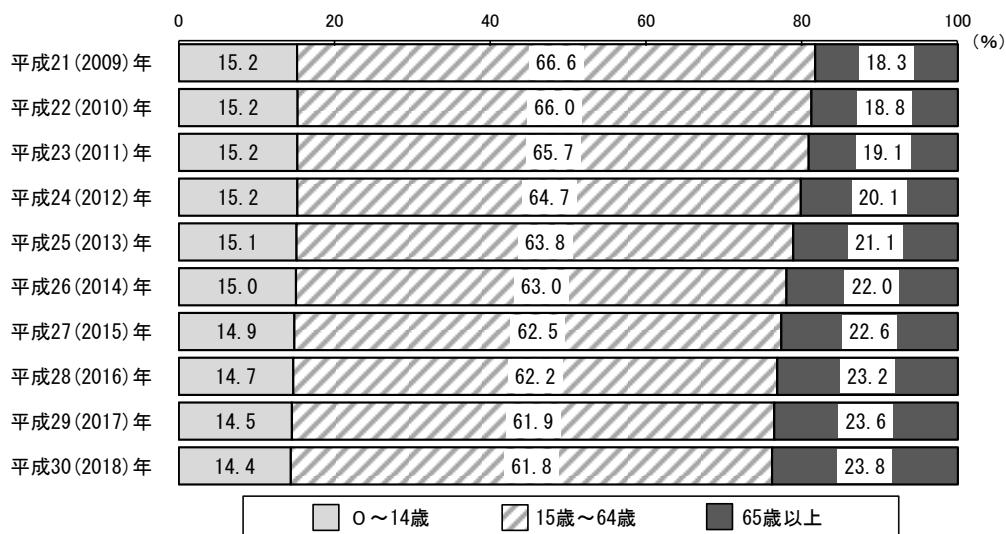
● 人口の推移



② 人口構成の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合が年々減少しているのに対し、老人人口（65歳以上）の割合は増加を続けており、少子高齢化が着実に進行していることがうかがえます。

●年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年9月30日現在）

※百分率は小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%を上下することがある



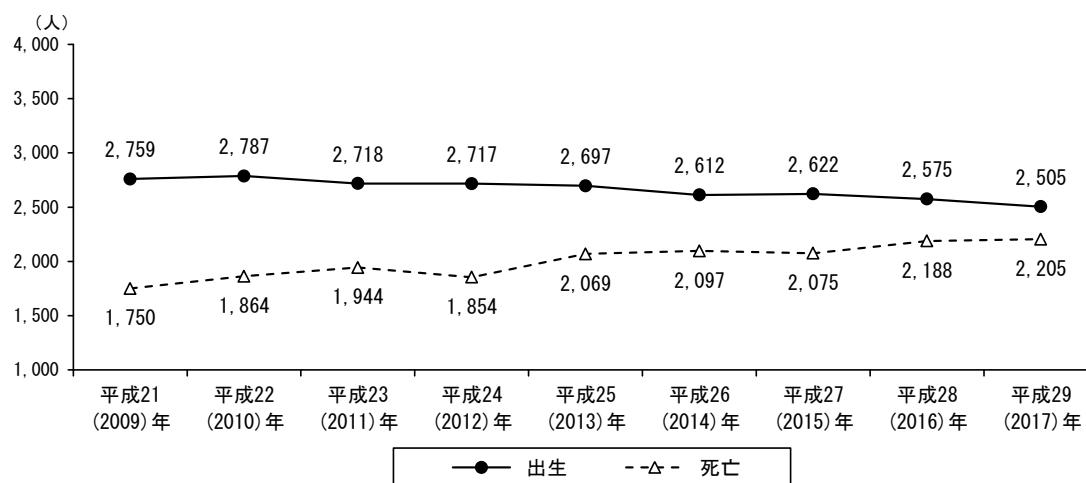
③ 自然動態

出生数は減少傾向にあるのに対し、死亡数は増加傾向にあります。近年、出生数が死亡数を上回る自然増が続いているが、出生数と死亡数の差は年々縮まっています。

一人の女性が一生に産む子どもの数を示す合計特殊出生率をみると、本市においては、各年とも大阪府と全国の数値を上回っていますが、大きな変化はなく推移しています。

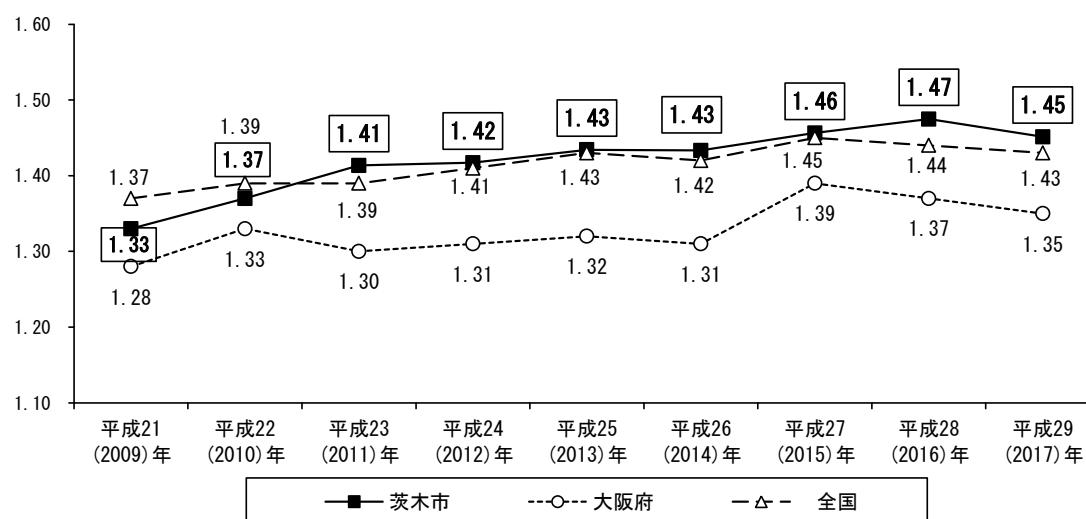
また、母親の年齢5歳階級別の出生率をみると、20歳代は低下傾向にあるのに対し、30歳代は上昇傾向となっています。

●出生数と死亡数の推移



資料：茨木市統計書（各年1月～12月の合計）

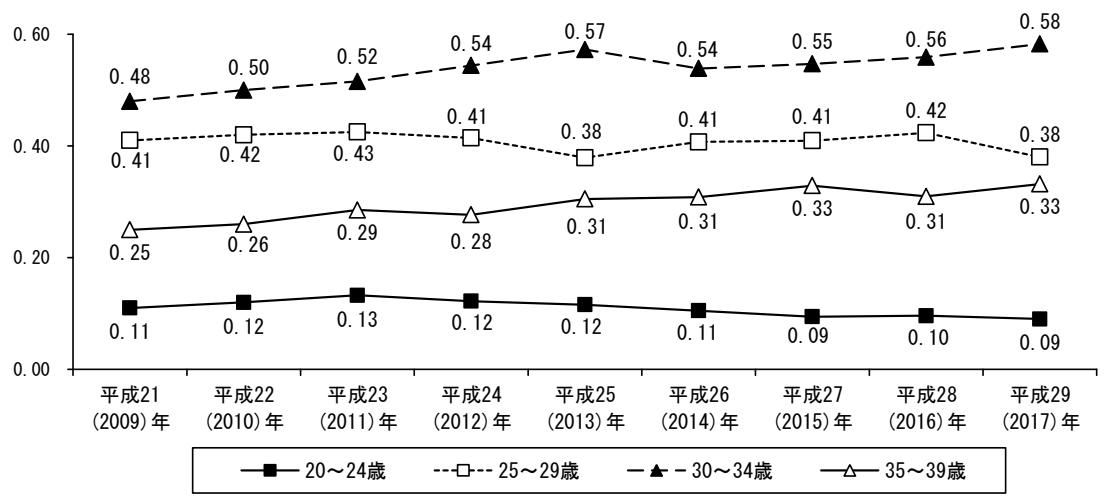
●合計特殊出生率の推移



※資料：全国・大阪府は人口動態調査、市は人口動態調査をもとに独自に算出



●母親の年齢5歳階級別出生率の推移

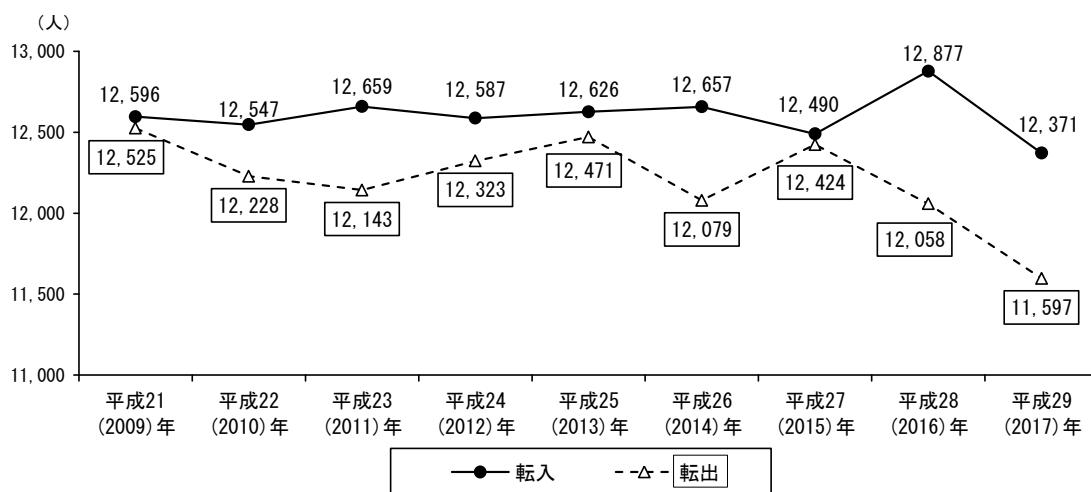


※人口動態調査をもとに独自に算出

④ 社会動態

転入数は、ほぼ横ばいの状態が続いていましたが、平成28(2016)年はこれまでに比べて増加しました。平成29(2017)年の転入数は12,371人となっています。一方、転出数は、平成29(2017)年を除いて12,000人台で推移しており、平成29(2017)年は11,597人となっています。転入数が転出数を上回る社会増（人口流入）が続いているいます。

●転入数と転出数の推移



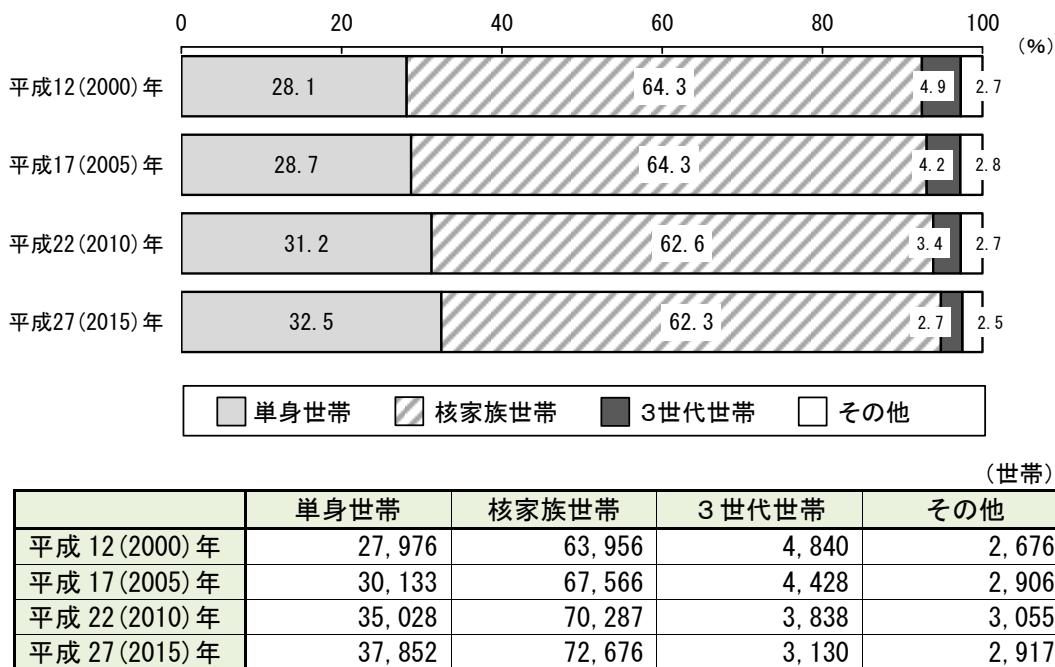
資料：茨木市統計書



⑤ 世帯構成の推移

世帯構成の動きをみると、各年いずれも核家族世帯が最も多く、全体の約6割を占めています。また、単身世帯数は年々増加しており、平成27(2015)年は平成12(2000)年に比べると約1.4倍となっています。

●世帯構成の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※百分率は小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある

⑥ 子どものいる世帯数の推移

6歳未満の子どものいる世帯、18歳未満の子どものいる世帯とともに世帯全体に占める割合は、減少傾向にあります。

一方、6歳未満の子どものいる世帯及び18歳未満の子どものいる世帯のうち、女親と子どもから成る世帯の割合は年々増加していましたが、平成27(2015)年はやや減少しています。

●子どものいる世帯数の推移（6歳未満の子どものいる世帯）

	世帯数 (世帯)	6歳未満の子どものいる世帯							
		計	対世帯 数比(%)	男親と子ども から成る世帯	割合 (%)	女親と子ども から成る世帯	割合 (%)	その他の 世帯	割合 (%)
平成12 (2000)年	99,448	12,155	12.2	17	0.14	452	3.72	11,686	96.14
平成17 (2005)年	105,033	12,745	12.1	23	0.18	498	3.91	12,224	95.91
平成22 (2010)年	112,208	12,463	11.1	31	0.25	522	4.19	11,910	95.56
平成27 (2015)年	116,575	12,081	10.4	26	0.22	488	4.04	11,567	95.75

資料：国勢調査・各年10月1日現在

※百分率の端数処理を行っているため、比率の合計が100%にならない場合がある



●子どものいる世帯数の推移（18歳未満の子どものいる世帯）

世帯数 (世帯)	18歳未満の子どものいる世帯								
	計	対世帯 数比(%)	男親と子ども から成る世帯	割合 (%)	女親と子ども から成る世帯	割合 (%)	その他の 世帯	割合 (%)	
平成12 (2000)年	99,448	27,706	27.9	247	0.89	2,039	7.36	25,420	91.75
平成17 (2005)年	105,033	27,765	26.4	240	0.86	2,491	8.97	25,034	90.16
平成22 (2010)年	112,208	28,357	25.3	219	0.77	2,787	9.83	25,351	89.40
平成27 (2015)年	116,575	28,918	24.8	204	0.71	2,704	9.35	26,010	89.94

資料：国勢調査・各年10月1日現在

※百分率の端数処理を行っているため、比率の合計が100%にならない場合がある

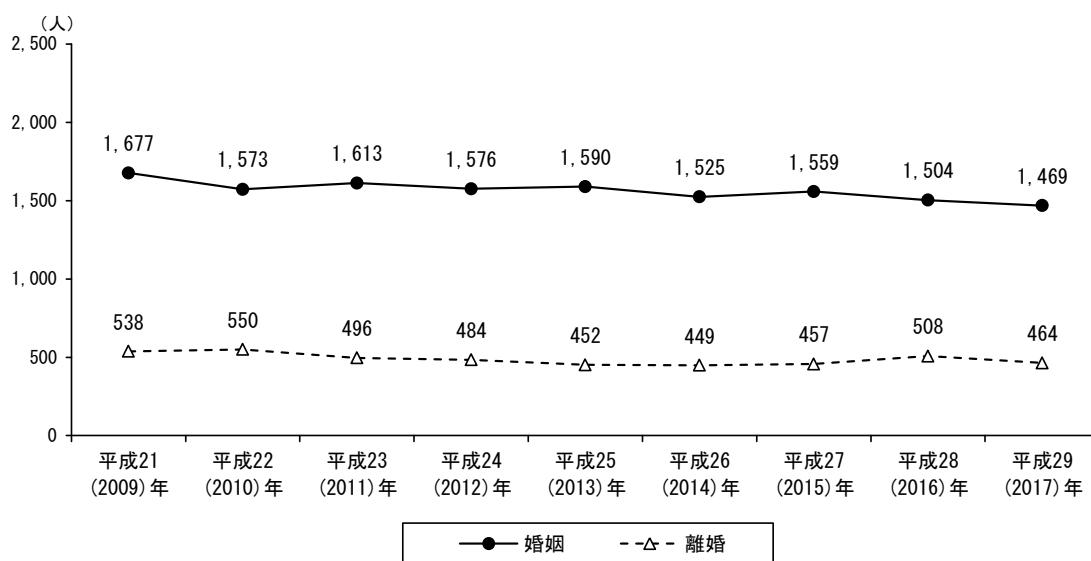
⑦ 婚姻・離婚件数

婚姻・離婚件数の推移(平成29(2017)年)は前年に比べ減少しています。

婚姻・離婚件数の差をみると、婚姻件数が離婚件数よりも1,000件前後多い状況が継続しています。

年齢別に未婚率の推移をみると、35歳以上の未婚率が男女とも上昇傾向にあり、女性の場合は30～34歳の未婚率も上昇しています。

●婚姻・離婚件数の推移

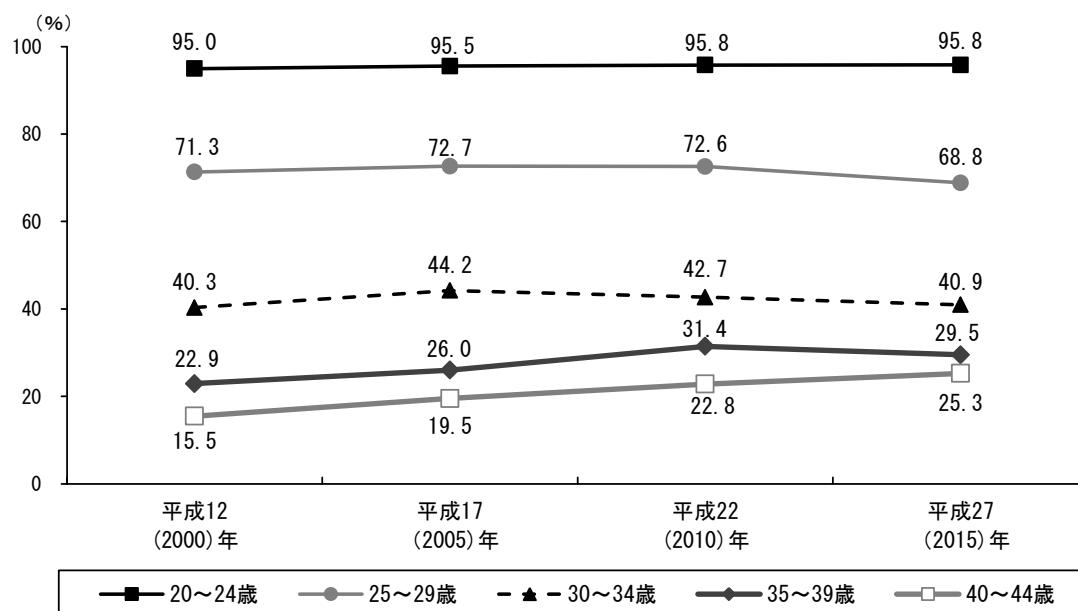


資料：茨木市統計書

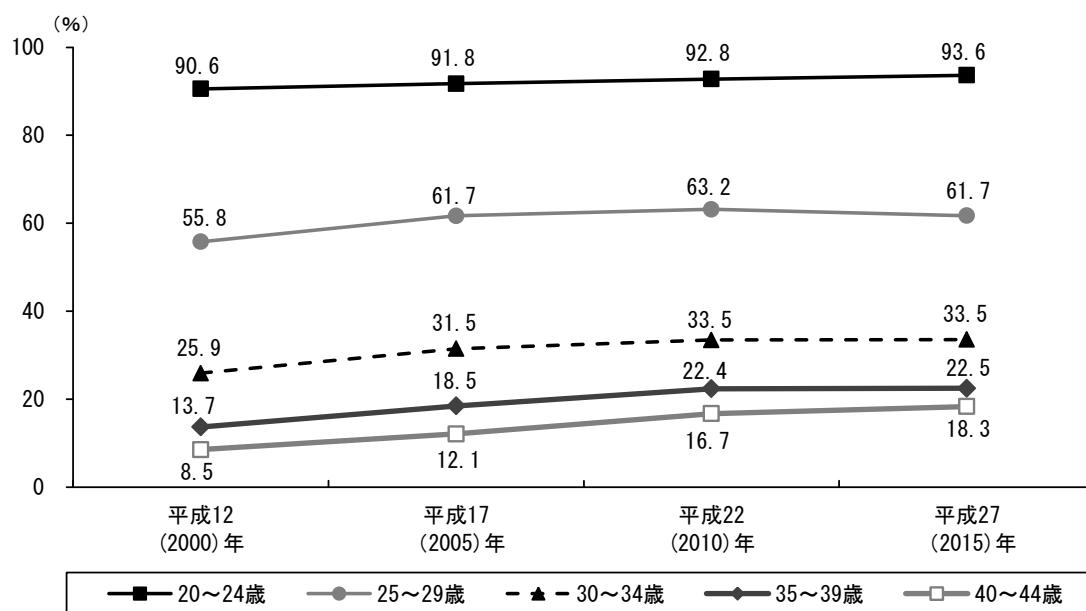


●年齢別未婚率の推移

[男性]



[女性]



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※配偶関係不詳を除いて算出



(2) 産業・就業状況の動向

① 産業別就業構造

茨木市における就業人口を国勢調査でみると、就業者数は年々減少し、平成27(2015)年は126,662人となっています。

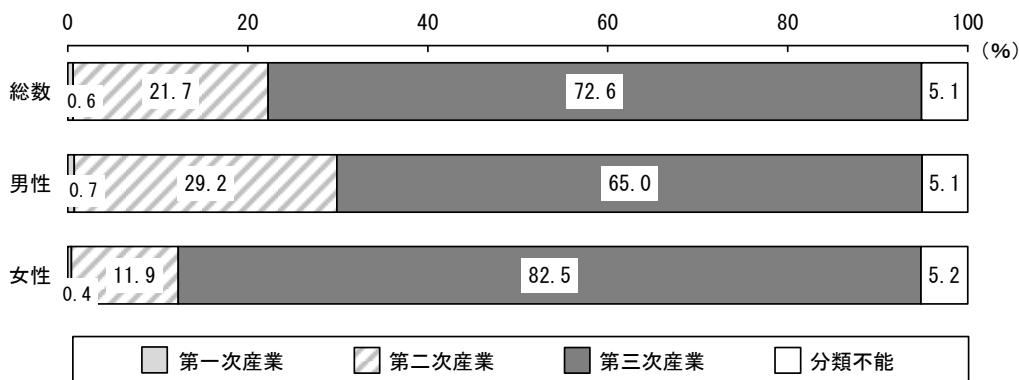
産業分類別にみると、男女とも第三次産業の従事者の割合が高く、女性では82.5%を占めています。また、第一次産業に従事する人は極めて少なく、第二次産業は男性の割合が高くなっています。

●産業分類別就業人口の推移

		合計	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能	(人)
平成12 (2000)年	総数	127,192	965	33,544	89,710	2,973	
	男性	78,173	624	25,894	50,051	1,604	
	女性	49,019	341	7,650	39,659	1,369	
平成17 (2005)年	総数	125,758	1,005	29,031	93,271	2,451	
	男性	74,873	637	22,476	50,331	1,429	
	女性	50,885	368	6,555	42,940	1,022	
平成22 (2010)年	総数	123,012	808	26,418	89,210	6,576	
	男性	71,757	554	20,314	47,100	3,789	
	女性	51,255	254	6,104	42,110	2,787	
平成27 (2015)年	総数	126,662	736	27,454	91,996	6,476	
	男性	71,700	512	20,934	46,625	3,629	
	女性	54,962	224	6,520	45,371	2,847	

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

●産業分類別就業人口構成比（平成27(2015)年）



資料：国勢調査（10月1日現在）

② 事業所数と従業者数の推移

平成26(2014)年の事業所数および従業者数は、平成21(2009)年に比べると減っています。

産業分類別に事業所数をみると、ほとんどの業種が減少している中、「運輸業、郵便業」「不動産業、物品賃貸業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」は増加しています。従業者数は、「農林・林業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「金融業、保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」で増加しています。



●産業分類別にみた事業所数と従業者数の推移

	事業所数(箇所)		従業者数(人)	
	平成21 (2009)年	平成26 (2014)年	平成21 (2009)年	平成26 (2014)年
総数	9,809	9,663	114,228	111,496
農業、林業	11	10	121	233
漁業	-	0	-	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	5	6
建設業	725	688	5,783	5,113
製造業	536	479	13,468	11,562
電気・ガス・熱供給・水道業	17	13	286	308
情報通信業	68	54	991	350
運輸業、郵便業	361	373	12,032	10,543
卸売業、小売業	2,534	2,339	25,699	24,506
金融業、保険業	136	123	2,128	3,415
不動産業、物品販賣業	1,200	1,254	4,145	4,117
学術研究、専門・技術サービス業	338	320	3,476	3,728
宿泊業、飲食サービス業	1,230	1,194	10,071	9,007
生活関連サービス業、娯楽業	786	749	4,807	3,880
教育、学習支援業	427	465	6,702	7,459
医療、福祉	809	990	13,573	17,828
複合サービス事業	37	33	293	324
サービス業(他に分類されないもの)	553	541	8,342	6,893
公務(他に分類されるものを除く)	40	36	2,306	2,224

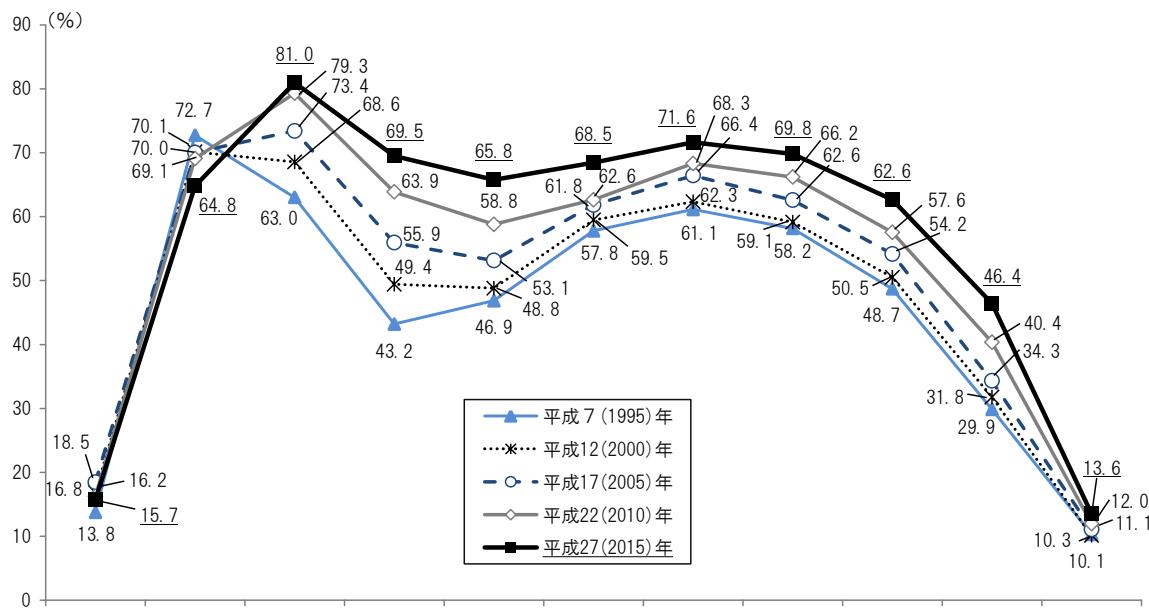
資料：経済センサス基礎調査結果（各年7月1日現在）

③ 女性の年齢別労働率

女性の年齢別労働率をみると、20～24歳以下を除く各年代で上昇しています。

平成27(2015)年は、25～29歳が81.0%で最も高く、過去に比べM字カーブは緩やかになってきているものの、35～39歳の割合は65.8%と、30歳代前半から後半にかけて低下しています。

●女性の年齢別労働率



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※労働力状態不詳を除く



(3) 本市の子どもに関する施策の現状

① 保育所の設置状況

令和元(2019)年度の保育所数をみると、認可保育所は公立5か所、私立14か所の計19か所となっています。

また、地域型保育施設（0～2歳を保育する施設）については、小規模保育事業が19か所で、事業所内保育施設は2か所となっています。

さらに、平成26(2014)年度から設置している待機児童保育室は2か所となっています。

●認可保育所の設置数の推移

(か所)

	公立	私立	合計
平成 26(2014) 年度	8	36	44
平成 27(2015) 年度	6	20	26
平成 28(2016) 年度	5	17	22
平成 29(2017) 年度	5	14	19
平成 30(2018) 年度	5	13	18
令和元(2019) 年度	5	14	19

(各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

●地域型保育施設等の設置数の推移

(か所)

	小規模保育事業	事業所内保育事業	待機児童保育室
平成 26(2014) 年度	-	-	2
平成 27(2015) 年度	10	1	2
平成 28(2016) 年度	14	1	2
平成 29(2017) 年度	17	2	2
平成 30(2018) 年度	19	2	2
令和元(2019) 年度	19	2	2

(各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

② 保育所の入所状況

(ア) 保育所の入所状況の推移

保育所の入所児童の総数は、令和元(2019)年度現在、公立・私立をあわせて1,960人となっており、就学前児童数に占める入所率は12.9%で、認定こども園への移行などを背景に減少傾向にあります。入所児童数の内訳をみると、公立は565人で入所率は3.7%、私立は1,395人で同9.2%となっています。

保育所定員に対する在籍率は、公立・私立とも各年100%を超えており、近年は、110%前後で推移しています。

地域型保育施設等の入所状況をみると、いずれの施設も増加傾向にあります。



●認可保育所の入所状況の推移

	就学前 児童数 (人)	公立				私立				合計			
		定員 (人)	入所 児童数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)	定員 (人)	入所 児童数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)	定員 (人)	入所 児童数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)
平成26 (2014) 年度	16,460	850	917	5.6	107.9	3,710	3,957	24.0	106.7	4,560	4,874	29.6	106.9
平成27 (2015) 年度	16,247	610	671	4.1	110.0	1,810	1,976	12.2	109.2	2,420	2,647	16.3	109.4
平成28 (2016) 年度	16,055	490	552	3.4	112.7	1,540	1,723	10.7	111.9	2,030	2,275	14.2	112.1
平成29 (2017) 年度	15,763	490	554	3.5	113.1	1,260	1,370	8.7	108.7	1,750	1,924	12.2	109.9
平成30 (2018) 年度	15,504	490	552	3.6	112.7	1,190	1,301	8.4	109.3	1,680	1,853	12.0	110.3
令和元 (2019) 年度	15,189	490	565	3.7	115.3	1,240	1,395	9.2	112.5	1,730	1,960	12.9	113.3

(各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

※入所率＝入所児童数／就学前児童数、在籍率＝入所児童数／定員

※他市、南総持寺保育園への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

●地域型保育施設等の入所状況の推移

(人)

	小規模保育事業	事業所内保育事業	待機児童保育室
平成26(2014) 年度	-	-	31
平成27(2015) 年度	160	13	53
平成28(2016) 年度	245	3	60
平成29(2017) 年度	283	9	56
平成30(2018) 年度	334	22	67
令和元(2019) 年度	344	25	67

(各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

(イ) 認可保育所等の入所希望者の状況

平成28(2016)年度までは、保育所等入所待機児童数が100人を超えていましたが、保育所等入所定員の拡充のほか、小規模保育事業の新設、市直営の待機児童保育室の設置などにより、平成29(2017)年度以降は減少しています。

●認可保育所待機児童数の推移

	待機児童数(人)
平成26(2014) 年度	104
平成27(2015) 年度	186
平成28(2016) 年度	147
平成29(2017) 年度	58
平成30(2018) 年度	35
令和元(2019) 年度	23

(各年4月1日時点) 資料：保育幼稚園総務課



③ 幼稚園の状況

幼稚園数は、令和元(2019)年度現在、21か所となっています。

園児数は、令和元(2019)年度5月1日現在では、3,245人となっています。

● 幼稚園の設置数と園児数の推移

	設置数（か所）	定員数（人）	園児数（人）
平成26(2014)年度	26	6,110	4,495
平成27(2015)年度	26	6,110	4,437
平成28(2016)年度	26	6,110	4,227
平成29(2017)年度	21	5,130	3,659
平成30(2018)年度	21	5,130	3,413
令和元(2019)年度	21	5,110	3,245

(各年度5月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

※幼稚園型認定こども園を除く

④ 認定こども園の状況

認定こども園数は、令和元(2019)年度現在、32か所となっています。園児数は年々増加し、令和元(2019)年度現在では、4,347人、就学前児童数に占める入所率は28.6%となっています。

● 認定こども園の設置数と園児数の推移

	設置数 (か所)	就学前 児童数 (人)	定員 (人)	園児数 (人)	入所率 (%)	在籍率 (%)
平成26(2014)年度	19	16,247	2,469	2,425	14.9	98.2
平成27(2015)年度	23	16,055	2,934	2,973	18.5	101.3
平成28(2016)年度	31	15,763	4,034	3,979	25.2	98.6
平成29(2017)年度	32	15,504	4,334	4,258	27.5	98.2
平成30(2018)年度	32	15,189	4,334	4,347	28.6	100.3

(各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園総務課

※入所率=入所児童数／就学前児童数、在籍率=入所児童数／定員

※幼保連携型、幼稚園型及び保育所型を含む

※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

※教育認定子ども及び保育認定子どもを含む



⑤ 0～5歳児の状況（2019年5月1日現在）

0～5歳児の就園状況は、幼稚園が21.3%、保育所が12.9%、認定こども園が29.1%となっています。

● 0～5歳児の状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	(人)合計
人口	2,410	2,471	2,540	2,627	2,608	2,583	15,239
幼稚園	-	-	-	962	1,124	1,159	3,245
	-	-	-	36.6%	43.1%	44.9%	21.3%
保育所(園)	180	323	366	389	354	352	1,964
	7.5%	13.1%	14.4%	14.8%	13.6%	13.6%	12.9%
認定こども園	272	525	612	953	1,039	1,027	4,428
	11.3%	21.2%	24.1%	36.3%	39.8%	39.8%	29.1%
その他	37	190	198	15	0	0	440
	1.5%	7.7%	7.8%	0.6%	-	-	2.9%

資料：保育幼稚園総務課

※他市への委託児童を含み、他市からの受託児童を除く

※認定こども園については、幼保連携型、幼稚園型及び保育所型に在籍する教育認定子ども及び保育認定子どもを含む

※その他は、小規模保育事業、事業所内保育事業及び茨木市待機児童保育室に在籍する子どもの数

⑥ 小中学校の状況

小学校児童数は、令和元(2019)年度現在16,431人で、学級数は697学級となっています。

中学校生徒数は令和元(2019)年度現在7,538人で、学級数は270学級となっています。

不登校者数は、平成30(2018)年度は263人で、市内全児童生徒数に占める不登校者数の割合は1.09%となっています。

公立の学童保育室は、令和元(2019)年度現在、市内小学校30か所に設置し、在籍児童数は2,522人で年々増加しています。

放課後子ども教室は、平成30(2018)年度は、32校開設しており、開設延日数は2,664日、延参加者数は309,387人でした。

● 小学校児童数、学級数

	児童数(人)	学級数
平成26(2014)年度	16,585	622
平成27(2015)年度	16,517	630
平成28(2016)年度	16,381	645
平成29(2017)年度	16,404	641
平成30(2018)年度	16,502	695
令和元(2019)年度	16,431	697

● 中学校生徒数、学級数

	生徒数(人)	学級数
平成26(2014)年度	7,845	266
平成27(2015)年度	7,883	272
平成28(2016)年度	7,822	270
平成29(2017)年度	7,855	276
平成30(2018)年度	7,635	272
令和元(2019)年度	7,538	270

(各年度5月1日現在) 資料：学校基本調査(学務課)



●不登校者数

	不登校者数 (人)	市内全児童生徒数に占める 不登校者数の割合 (%)
平成26(2014)年度	225	0.92
平成27(2015)年度	216	0.89
平成28(2016)年度	239	0.99
平成29(2017)年度	241	0.99
平成30(2018)年度	263	1.09

(各年度3月末現在) 資料:茨木市教育委員会事務管理執行状況の点検及び評価報告書(学校教育推進課)

●学童保育室の状況(民間含む)

	施設数	支援の単位数	児童数(人)
平成26(2014)年度	32	34	1,809
平成27(2015)年度	32	47	1,986
平成28(2016)年度	33	56	2,203
平成29(2017)年度	35	69	2,493
平成30(2018)年度	35	73	2,593
令和元(2019)年度	38	78	2,782

(各年度5月1日現在) 資料:学童保育課

●放課後子ども教室の状況

	開設校数	開設延日数	延参加者数(人)
平成26(2014)年度	32	2,599	266,185
平成27(2015)年度	32	2,672	283,810
平成28(2016)年度	32	2,776	309,261
平成29(2017)年度	32	2,811	333,013
平成30(2018)年度	32	2,664	309,387

(各年度3月末現在) 資料:社会教育振興課



⑦ 障害児療育の状況

児童発達支援事業すぐすく教室、ばら親子教室は、療育施設の再編整備に伴い、平成30(2018)年度からは、すぐすく親子教室として実施しています。

障害児通所支援については、全般に利用者が増加していますが、特に放課後等デイサービスの利用者が急増しています。

●児童発達支援事業すぐすく教室

	利用回数(回)	相談件数(件)
平成 26(2014) 年度	3,719	252
平成 27(2015) 年度	3,239	263
平成 28(2016) 年度	3,297	189
平成 29(2017) 年度	3,585	132

(各年度3月末現在) 資料：子育て支援課

●児童発達支援事業すぐすく親子教室

	利用回数(回)	相談件数(件)
平成 30(2018) 年度	5,809	186

(各年度3月末現在) 資料：子育て支援課

●あけぼの学園、ばら親子教室

	児童発達支援センター あけぼの学園在籍数(人)	児童発達支援事業所 ばら親子教室在籍数(人)
平成 26(2014) 年度	62	94
平成 27(2015) 年度	60	68
平成 28(2016) 年度	56	69
平成 29(2017) 年度	63	67
平成 30(2018) 年度	63	-

(各年度3月末現在) 資料：子育て支援課

●障害児通所支援

(人)

	医療型児童 発達支援	児童発達 支援	放課後等デイサービス				合計
			未就学児童	未就学児童	小学生	中学生	
平成 26(2014) 年度	67	496	236	75	58	369	
平成 27(2015) 年度	78	486	280	91	67	438	
平成 28(2016) 年度	87	502	346	98	78	522	
平成 29(2017) 年度	85	547	412	122	75	609	
平成 30(2018) 年度	90	540	461	137	98	696	

(各年度3月末現在) 資料：子育て支援課



⑧ 地域における子育て支援事業の状況

(ア) 延長保育の利用状況

延長保育は、令和元(2019)年度は75か所で実施されています。利用者数は増加傾向にあり、平成30(2018)年度は2,452人が利用しています。

	実施施設数（か所）	利用者数（人）
平成26(2014)年度	47	-
平成27(2015)年度	59	1,807
平成28(2016)年度	63	1,977
平成29(2017)年度	72	2,194
平成30(2018)年度	74	2,452
令和元(2019)年度	75	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園事業課

(イ) 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)の利用状況

幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)は、令和元(2019)年度は44か所で実施されています。利用者数は増加傾向にあり、平成30(2018)年度は149,237人が利用しています。

	実施施設数(箇所)	利用者数(人日)
平成26(2014)年度	24	90,339
平成27(2015)年度	41	117,590
平成28(2016)年度	41	143,605
平成29(2017)年度	43	177,201
平成30(2018)年度	44	149,237
令和元(2019)年度	44	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園事業課

(ウ) その他の一時預かり保育(保育所等)の利用状況

その他の一時預かり保育(保育所等)は、令和元(2019)年度は29か所で実施されています。利用者数は、平成30(2018)年度は13,269人が利用しています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人日)
平成26(2014)年度	28	10,212
平成27(2015)年度	31	13,002
平成28(2016)年度	31	13,920
平成29(2017)年度	28	1,2531
平成30(2018)年度	29	13,269
令和元(2019)年度	29	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園事業課



(工) 乳児家庭全戸訪問事業の訪問状況

乳児家庭全戸訪問事業の訪問状況は、2,400人前後で推移しており、平成30(2018)年度は2,455人に訪問しています。

	実績(人)
平成26(2014)年度	2,438
平成27(2015)年度	2,463
平成28(2016)年度	2,456
平成29(2017)年度	2,343
平成30(2018)年度	2,455

資料：子育て支援課

(オ) 休日保育の利用状況

休日保育は、令和元(2019)年度は1か所で実施されています。利用者数は平成30(2018)年度で288人であり、前年度より67人増加しています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)
平成26(2014)年度	1	72
平成27(2015)年度	1	143
平成28(2016)年度	1	298
平成29(2017)年度	1	221
平成30(2018)年度	1	288
令和元(2019)年度	1	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園事業課

(カ) 病児・病後児保育の利用状況

病児・病後児保育は、令和元(2019)年度は病児対応型が2か所、病後児対応型が2か所、体調不良児対応型が42か所で実施されており、特に病児対応型の利用者数が多くなっています。

	病児対応型		病後児対応型		体調不良児対応型
	実施施設数 (か所)	利用者数 (人)	実施施設数 (か所)	利用者数 (人)	実施施設数 (か所)
平成26(2014)年度	2	650	2	125	35
平成27(2015)年度	2	647	2	116	36
平成28(2016)年度	2	735	2	132	36
平成29(2017)年度	2	713	2	113	42
平成30(2018)年度	2	665	2	125	42
令和元(2019)年度	2	-	2	-	42

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：保育幼稚園事業課



(キ) 地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の利用状況

地域子育て支援センターは、令和元(2019)年度は5か所で実施されています。利用者数は、平成30(2018)年度は21,793人が利用しています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)
平成26(2014)年度	7	31,187
平成27(2015)年度	7	34,047
平成28(2016)年度	7	30,012
平成29(2017)年度	5	20,896
平成30(2018)年度	5	21,793
令和元(2019)年度	5	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：子育て支援課

(ク) つどいの広場（地域子育て支援拠点事業）の利用状況

つどいの広場は、令和元(2019)年度は18か所で実施されています。利用者数は、平成30(2018)年度は112,133人であり、平成26(2014)年度以降100,000～110,000人台で推移しています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)
平成26(2014)年度	13	108,164
平成27(2015)年度	14	104,860
平成28(2016)年度	15	116,338
平成29(2017)年度	17	107,995
平成30(2018)年度	18	112,133
令和元(2019)年度	18	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：子育て支援課

(ケ) 子育て支援事業（子育てサロン）の利用状況

子育てサロンは、平成30(2018)年度は188回実施しており、参加延人数は5,697人となっています。ボランティアの延人数は1,793人であり、減少傾向がみられます。

	実施回数(回)	参加延人数(人)	ボランティア延人数(人)
平成26(2014)年度	169	6,235	1,802
平成27(2015)年度	201	6,396	1,947
平成28(2016)年度	209	7,307	2,170
平成29(2017)年度	233	6,183	2,333
平成30(2018)年度	188	5,697	1,793

資料：社会福祉協議会



(コ) ショートステイの利用状況

ショートステイは、令和元(2019)年度は6か所で実施されています。利用者数は、平成30(2018)年度は24人、延べ利用日数は122日となっています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)	延利用日数(日)
平成26(2014)年度	3	7	25
平成27(2015)年度	7	12	56
平成28(2016)年度	7	11	60
平成29(2017)年度	7	8	32
平成30(2018)年度	7	24	122
令和元(2019)年度	6	-	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：子育て支援課

(サ) トワイライトステイの利用状況

トワイライトステイは、令和元(2019)年度は4か所で実施されています。利用者数は、平成30(2018)年度が14人、延べ利用日数は14日となっています。

	実施施設数(か所)	利用者数(人)	延利用日数(日)
平成26(2014)年度	3	1	76
平成27(2015)年度	5	3	3
平成28(2016)年度	5	16	16
平成29(2017)年度	5	32	76
平成30(2018)年度	5	14	14
令和元(2019)年度	4	-	-

(実施施設数：各年度4月1日現在) 資料：子育て支援課

(シ) ファミリー・サポート・センター事業の利用状況

ファミリー・サポート・センター事業は、平成30(2018)年度の活動件数は3,739件となっています。平成30(2018)年度は、援助を受けたいとする依頼会員は1,233人、援助を行いたい援助会員は301人、援助を受けることと行うことの両方を希望する両方会員は248人となっており、近年、会員数は1,700人台で推移しています。

	活動件数(件)	依頼会員(人)	援助会員(人)	両方会員(人)	会員合計(人)
平成26(2014)年度	5,975	1,174	369	275	1,818
平成27(2015)年度	4,984	1,225	365	261	1,851
平成28(2016)年度	4,290	1,221	309	250	1,780
平成29(2017)年度	4,602	1,212	305	247	1,764
平成30(2018)年度	3,739	1,233	301	248	1,782

資料：子育て支援課



⑨ 母子保健事業の状況

(ア) 妊婦・乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児の健康診査の受診率は4か月児、1歳8か月児、3歳6か月児のいずれもここ数年は96%以上の受診率となっています。

歯科健診については、一次健診として1歳8か月児、2歳3か月児、3歳6か月児に対し実施しており、また、2歳3か月児の歯科健診後の要注意者には、2歳5か月児に対し歯科疾患予防事業を実施しています。受診率をみると、平成30(2018)年度は、2歳3か月児は86.4%、2歳5か月児は71.4%となっています。

●妊婦・乳幼児健康診査の受診状況の推移

	妊婦 受診数 (延べ人数)	乳児一般 受診数(人)	乳児後期 受診数(人)
平成 26(2014) 年度	33,444	2,232	2,490
平成 27(2015) 年度	33,115	2,305	2,459
平成 28(2016) 年度	32,302	2,262	2,497
平成 29(2017) 年度	32,273	2,167	2,383
平成 30(2018) 年度	30,725	2,204	2,343

資料：保健医療課

	4か月児			1歳8か月児			3歳6か月児		
	対象数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)	対象数 (人)	受診数 (人)	受診率 (%)
平成 26 (2014) 年度	2,617	2,547	97.3	2,717	2,648	97.5	2,806	2,667	95.0
平成 27 (2015) 年度	2,611	2,552	97.7	2,631	2,561	97.3	2,698	2,591	96.0
平成 28 (2016) 年度	2,560	2,558	99.9	2,648	2,588	97.7	2,657	2,555	96.2
平成 29 (2017) 年度	2,521	2,466	97.8	2,632	2,587	98.3	2,614	2,515	96.2
平成 30 (2018) 年度	2,562	2,481	96.8	2,510	2,454	97.8	2,674	2,578	96.4

資料：保健医療課

●歯科疾患予防事業（幼児歯科健診）の受診状況の推移

	2歳3か月児		2歳5か月児(2.3才口)	
	実績(人)	受診率(%)	実績(人)	受診率(%)
平成 26(2014) 年度	2,399	88.1	586	73.0
平成 27(2015) 年度	2,352	86.9	572	75.0
平成 28(2016) 年度	2,254	87.2	558	73.4
平成 29(2017) 年度	2,238	85.8	542	72.4
平成 30(2018) 年度	2,246	86.4	533	71.4

資料：保健医療課



(イ) 保健指導の実施状況

平成30(2018)年度の保健指導の実施状況をみると、母子健康手帳の交付が延べ2,476件、訪問指導が延べ5,921件となっています。

隨時で受け付けている保健相談の件数は、平成30(2018)年度は面接が180件、電話が1,147件で、合計1,327件となっています。

訪問指導は、平成30(2018)年度の延べ訪問件数が5,921件であり、そのうち乳児が延べ2,697件と最も多くなっています。

また、健康教室では、妊婦やそのパートナー等を対象にした「パパ＆ママクラス（両親教室）」の参加者が増加傾向にあります。また、乳幼児をもつ保護者を対象にした離乳食講習会を実施しており、近年、参加延べ件数は計780件前後となっています。

●母子保健指導の実施状況の推移

延数(件)

	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度
母子健康手帳の交付 〔妊娠届をした者に、母子健康手帳を交付〕	2,872	2,721	2,674	2,689	2,476
出前講座・出前型乳幼児保健相談 〔保健師、栄養士が乳幼児の保護者が参加する子育てサークル、子育てサロンなどの子育てグループにおける育児に関する出前講座及び相談〕	1,794	1,698	-	-	-
訪問指導 〔保健師・助産師による妊産婦の健康、乳幼児の発達・育児等の訪問指導〕	3,565	4,545	3,520	6,213	5,921

資料：保健医療課

●保健相談（隨時）件数の推移

	面接(件)	電話(件)
平成 26(2014) 年度	137	818
平成 27(2015) 年度	116	644
平成 28(2016) 年度	2,534	765
平成 29(2017) 年度	293	926
平成 30(2018) 年度	180	1,147

資料：保健医療課

●訪問指導の内訳

	延訪問 件数	内訳(件)						
		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他
平成 26(2014) 年度	3,565	143	877	217	227	675	897	529
平成 27(2015) 年度	4,545	235	1,099	162	373	846	1,134	696
平成 28(2016) 年度	3,520	263	934	149	245	754	750	425
平成 29(2017) 年度	6,213	225	788	161	176	2,665	1,948	250
平成 30(2018) 年度	5,921	174	766	195	168	2,697	1,784	137

資料：保健医療課



●健康教室の参加状況の推移

	両親教室 (パパ&ママクラス)	離乳食講習会		赤ちゃんと 保護者のつどい		幼児食 講習会※	
		ごっくん クラス	かみかみ クラス	平日延数 (人)	休日延数 (人)		
		延数 (人)	延数 (人)	延数 (人)	延数 (人)		
平成 26(2014) 年度		634	555	313	17	217	270
平成 27(2015) 年度		595	558	298	-	237	274
平成 28(2016) 年度		865	594	260	-	-	199
平成 29(2017) 年度		954	580	261	-	-	170
平成 30(2018) 年度		940	557	226			144

※平成 30(2018) 年度はローズ WAM 幼児食講習会を食育講習会とし、その数は幼児食講習会に含まない

資料：保健医療課

(ウ) 予防接種

乳幼児、児童の感染症に対する抵抗力を高めるため、各種予防接種を委託医療機関、こども健康センター等で実施しています。

●予防接種の被接種者数の推移

	ヒブ	小児用 肺炎球菌	4種 混合	3種 混合	2種 混合	日本 脳炎	ポリオ	風 しん 混合	麻 しん	風 しん	B C G	水 痘	B 型 肝 炎	子宮 頸 がん 予 防	(人)
平成 26(2014) 年度	10,814	10,733	10,272	753	1,881	9,201	1,890	5,184	1	0	2,481	5,584	-	30	
平成 27(2015) 年度	10,300	10,259	10,312	7	1,690	8,192	428	4,999	0	0	2,609	5,216	-	27	
平成 28(2016) 年度	10,367	10,384	10,513	0	1,914	9,682	210	5,248	0	0	2,586	4,901	4,100	9	
平成 29(2017) 年度	9,895	9,900	9,909	0	1,787	9,864	110	5,076	1	0	2,477	4,802	7,417	10	
平成 30(2018) 年度	9,820	9,847	10,002	2	2,025	11,993	44	5,058	2	0	2,518	4,812	7,367	17	

資料：保健医療課

注：1) 4種混合はジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ、3種混合はジフテリア・破傷風・百日せき、2種混合はジフテリア・破傷風です。

2) 子宮頸がん予防は平成25(2013)年4月から実施しましたが、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的疼痛が特異的にみられ、同年6月14日から積極的推奨を差し控えています。

3) 平成26(2014)年度の麻しん・風しん混合に長期療養による被接種者3人を含みます。

4) 平成26(2014)年度のB C G、2種混合に長期療養による被接種者各1人を含みます。

5) 平成27(2015)年度の麻しん風しん混合に長期療養による被接種者1人を含みます。

6) 平成27(2015)年度の水痘に長期療養による被接種者2人を含みます。

7) B型肝炎は、平成28(2016)年10月から実施。

8) 平成28(2016)年度のB C Gに長期療養による被接種者1人を含みます。

9) 平成28(2016)年度の麻しん・風しん混合に長期療養による被接種者3人を含みます。

10) 平成28(2016)年度の水痘に長期療養による被接種者4人を含みます。

11) 平成29(2017)年度の2種混合、麻しん、風しん混合に長期療養による被接種者各1人を含みます。

12) 平成29(2017)年度のポリオ、B型肝炎に長期療養による被接種者各2人を含みます。

13) 平成30(2018)年度のポリオに長期療養による被接種者1人を含みます。

14) 平成30(2018)年度のB型肝炎、日本脳炎に長期療養による被接種者各2人を含みます。

15) 平成30(2018)年度の麻しん、風しん混合に被接種者5人を含みます。



⑩ 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員は児童委員を兼ねており、その人数は平成30(2018)年度現在385人となっています。相談のうち子どもに関する相談件数は、平成30(2018)年度は3,395件となっており、ここ5年間の件数はほぼ横ばいで推移しています。

● 民生委員・児童委員の活動状況

	民生委員・児童委員数（人） (4月1日現在)	相談指導件数（延べ件数）	
			うち子どもに 関すること
平成26 (2014)年度	389	10,516	3,309 31.5%
平成27 (2015)年度	396	11,752	3,292 28.0%
平成28 (2016)年度	398	11,308	2,998 26.5%
平成29 (2017)年度	385	11,563	3,273 28.3%
平成30 (2018)年度	385	13,215	3,395 25.7%

※百分率は小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%を上下することがある

資料：地域福祉課

⑪ 児童虐待の状況

児童虐待の通告件数は、平成30(2018)年度で1,074件となっており、前年度(875件)に比べ199件増加しています。台帳管理件数は、平成30(2018)年度で747件となっており、前年度(566件)に比べ181件増加しています。近年通告件数、台帳管理件数共に増加傾向が見られます。

● 児童虐待通告件数の推移

	通告件数				台帳管理件数（各年度末）			
	総計	内訳			総計	内訳		
		要保護 児童	要支援 児童	特定 妊婦		要保護 児童	要支援 児童	特定 妊婦
平成26 (2014)年度	482	425	29	28	275	241	28	6
平成27 (2015)年度	668	531	81	56	388	300	57	31
平成28 (2016)年度	883	683	118	82	506	406	64	36
平成29 (2017)年度	875	685	95	95	566	438	88	40
平成30 (2018)年度	1,074	891	94	89	747	600	109	38

資料：子育て支援課



2 ニーズ調査結果や関係団体等との意見交換での意見等の分析（第3期計画における施策の展開別）

（1）ライフステージに沿った施策の展開

① 妊娠・出産期

◇子どもを生み育てるための意識啓発

次世代育成支援ニーズ調査結果（以下「ニーズ調査」という。）の就学前児童の保護者調査の結果では、希望した子どもの数を生み育てている割合は、現在の子どもの人数が「1人」では89.5%となっていますが、「2人」では59.8%、「3人」では37.1%、「4人以上」では33.3%と、現在の子どもの人数が増えるほど希望どおりの子どもの数を生んでいる割合は低くなっています。2人以上子どもを生み育てたいと考えている人の39.5%が「生みたいと思う」と回答し、そのために必要な環境として49.4%は「収入が増えれば生みたい」としています。この項目は、平成25(2013)年度調査の結果では42.1%で、また市に充実してほしいサービスでは、「育児休業給付の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」が2番目に多いなど、子どもを生み育てるにあたっては依然経済的な面での支援が課題となっています。さらに、もう一人子どもを生むために必要な環境に関するその他の意見として「年齢の問題（もう高齢、もっと若ければ）」など、晩婚化の影響がうかがえる記述もありました。結婚が遅くなることで、晩産化や高齢出産などの問題が生じるだけでなく、初産が遅くなることで一人の女性が生む子どもの数が減ることにつながることから、子育て支援や政府が進める働き方改革などに呼応した対策を進めることができます。

◇妊娠婦の健康保持・増進

ニーズ調査の結果では、「養育支援家庭訪問事業」を知っている割合は15.0%、「産前・産後ホームヘルパー派遣事業」を知っている割合は47.7%となっていますが、いずれのサービスも利用経験のある割合は1%台で少なくなっています。関係団体との意見交換では、産前・産後ホームヘルパーについて、「マンパワー不足や実施できる施設が少ないと等を理由に希望どおり利用できない場合がある」「利用できなくなった後の支援がない」などの意見があり、サービスの利便性の向上に課題があります。

② 就学期

◇子どもの健康保持・増進

ニーズ調査の結果で充実してほしい子育て支援サービスで多いものは、就学前児童の保護者の回答では、第1位が「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」(69.0%)で、第2位が「育児休業給付の拡充など



の子育て世帯への経済的援助の拡充」(60.8%)です。

一方、小学生の保護者の場合も、「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」(58.5%)と「児童手当、扶養控除の拡充など子育て世帯への経済的援助の拡充」(57.1%)で、小児医療に対するニーズと経済的支援のニーズが高くなっています。

食育の面では、朝食を毎日摂取する児童は就学前・小学生とも9割に上り、また家族と共に食する児童も9割を占めています。

◇就学前教育・保育の充実

ニーズ調査の結果では、育児休業を取得した母親が職場への復帰時期を希望より早くした理由は、「保育所の入所に合わせたため」(70.3%)が多くなっています。復帰時期を早めて教育・保育事業を利用している実態がある一方、就学前の希望する子育てについては、就学前児童の保護者の4人に1人(25.6%)が「自宅で子育て後、私立幼稚園に通わせたい」と回答しています。また、「自宅で子育て後、子育て支援施設に通わせたい」と回答した人の52.6%が3歳までは自宅で子育てをすることを望んでおり、このような意向は夫婦の一方が家事に専念している家庭が67.9%で高くなっています。

一方、平日に定期的に利用したい施設やサービスとして、「認定こども園」(37.5%)と「幼稚園+幼稚園の預かり保育」(36.0%)が多く、比較的長時間預けることができる教育施設への利用希望が「認可保育所」(30.4%)よりも多くなっています。待機児童の受け皿として、引き続き認定こども園や幼稚園の預かり保育を実施する施設の充実に努めることが必要です。

また、今後利用したい教育・保育施設のうち、「認定こども園」は0~2歳児の保護者の利用希望が、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」は3歳以上の児童の保護者の利用希望が特に高く、利用を見込む上では、幼児教育の無償化の導入による潜在ニーズの増大を考慮する必要があります。

◇子育て支援サービスの充実

ニーズ調査の結果では、子育てと仕事を両立させる上での課題は、就学前児童の保護者、小学生の保護者とも、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」(就学前56.6%、小学生45.4%)が最も多く、平成25(2013)年度調査の回答傾向からほとんど変化はありません。平日に定期的に幼稚園や保育所、認定こども園などを利用している就学前児童が病気やけがなどをしたことがあった家庭では、父親や母親が休んで対応する割合が8割を超え、そのうち4人に1人は病児・病後児保育施設を利用したかったと回答しています。特に0歳児のニーズが高くなっていますが、「病気の子どもを家族以外の人みてもらうのは不安である」(56.3%)という意見が半数を超えており、安心して子どもを預けられる施設を確保し、子育てと仕事の両立ができる



支援の充実が求められます。

また、保護者の通院や不定期な仕事などを理由に子どもを不定期に預かるサービスの利用は、「幼稚園の預かり保育」(12.6%)が最も多く、これに次いで「一時預かり」(8.2%)で、保育所や子育て支援総合センターなどで実施している一時預かりの利用希望は4割となっています。働き方が多様化する中で、一時預かりに対するニーズも高まっており、提供体制の充実を図ることが必要です。

一方、定期的に教育・保育施設やサービスを利用せず、在宅で子どもを養育する家庭も少なくありません。このような家庭の地域での子育て支援として、「地域子育て支援拠点事業」を実施していますが、0・1歳児の3~4割近くが利用し、現在利用している児童を含め今後の利用意向率は25%程度となっています。また、利用希望者が利用したいと思うサービスは「常設の子育て親子の交流の場の提供」(61.2%)、「子育てに関する相談・援助」(51.6%)、「地域の子育て関連情報の提供」(34.5%)などが多く、交流や情報提供の機能を充実させるなど、事業を利用しやすくし、在宅で子どもを養育する保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減につなげていくことが必要です。

茨木市における子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルなどへの支援等については、「満足度が低い」が52.8%で半数を超えていました。就学前児童の保護者では「初めての土地で、一人でとても孤独だった。思うようにいかないとき、どこに相談したいのかわからず、わかつてもうまく相談できなかった」や「親同士が知り合える場が欲しい」「市役所のホームページに子育て広場、サロンの情報は掲載されているが、情報が少ないように感じる」などの意見があり、また関係団体との意見交換では、「窓口がたくさんあり、母親は混乱している」「窓口のわかりにくさと、サービスへのマッチングがうまくいっていない」などの意見がありました。

ホームページなど市からの一方的な情報提供方法なども相談や情報提供に対する満足度を低くしている原因のひとつと考えられ、特に市外から転入して間もない子育て家庭への相談・情報提供体制の充実が重要です。そのため、相談したいとき、最初にどこに相談すればよいのか窓口の明確化を図ることのほか、効果的な情報提供と、身近な地域において妊娠・出産・子育ての切れ目のない相談や必要な支援を行うワンストップ拠点の整備・充実が必要です。

◇地域ぐるみの子育て支援

ニーズ調査の結果では、子育てが地域の人や社会に支えられていると感じる割合は、就学前児童の保護者が78.1%、小学生の保護者が77.3%となっています。

また、就学前児童、小学生の保護者とも同じ世代の子どもを持つ保護者から支えられていると感じており（就学前69.6%、小学生80.2%）、特に小学生の保護者の割合が高くなっています。これに対し、子育てが地域の人や社会に支えられていると感じない保護者でも、「同じ世代の子どもを持つ保護者」（就学前31.2%、小学生34.8%）が多く、同世代の子どもをもつ親同士が近くにいることが子育



ての孤立感の軽減に効果があることがうかがえます。

一方、近所（お住まいの近く）で日常的にちょっとした子どもの話や世間話をする人がいる保護者の割合は、就学前児童・小学生とも7割前後を占めています。このような人が身近にいたり、気軽に相談したりできる相手がいる人ほど、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」と回答する割合が高くなっています。子育てのつらさを軽減するためにも、地域で子育て家庭を見守り、支え合うことができる関係づくりが重要です。

◇安心して外出できる環境整備

ニーズ調査の結果では、子どもと外出する際に困ることは、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」(44.6%) や「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」(37.8%)、「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない」(36.6%)、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」(30.6%)、「歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっている」(30.5%) などが多くなっています。

また、子育てを「楽しいと感じることの方が多い」と回答した保護者が子育てをする中で有効だと感じている支援・対策については、就学前児童・小学生の保護者とも「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も多くなっています。

③ 小・中学校期

◇特色ある学校教育の充実

ニーズ調査の結果で本市の学校教育に対する満足度をみると、「教育相談や家庭教育支援」（満足度が低い 52.6%、満足度が高い 36.5%）、「『生きる力』を育む教育の推進、子どもの健全育成」（同 53.2%、同 35.4%）、「さまざまな課題を抱える子ども・家庭への支援」（同 51.4%、同 34.5%）など、いずれも「満足度が高い」よりも「満足度が低い」の割合のほうが高くなっています。

就学前児童や小学生の平日のテレビ・ビデオ（ゲームを含む）の1日あたり平均視聴時間は、いずれも「2時間以上」（就学前 25.7%、小学生 34.6%）が最も多く、半数以上（就学前 63.7%、小学生 76.6%）の子どもが1日に1時間半以上視聴している状況です。

また、小学生の子どもに自分専用のスマートフォンを持たせている家庭は 18.1% で、その理由は「連絡を取るため」が 14.9% で最も多くなっています。

平日のインターネット・スマートフォンの1日あたりの平均利用時間を見ると、就学前児童・小学生とも「30分以内」（就学前 69.9%、小学生 44.8%）が最も多くなっていますが、小学生で 30 分を超えて利用している割合が 43.6% と多くなっています。



近年、スマホゲームやネットに依存する子どもの増加が社会問題化しており、小学校低学年の段階から、学校においてインターネットの正しい使い方について教育を進め、ネット利用にあたってセルフコントロールができる能力を習得させるための情報教育が重要です。

◇学校・地域・家庭の連携

ニーズ調査の結果では、子どもに関する悩みごとで最も多いものは、就学前児童、小学生とも「子どもの教育に関すること」(就学前 39.6%、小学生 46.6%)となっています。また、就学前児童の保護者では、子どもが小学校に入学するにあたって、55.1%が不安を感じており、具体的な不安としては「友人関係」(63.9%)や「学校生活全般」(49.0%)などが多くなっています。

一方、身近な地域で子ども同士が交流等を行える場として、「子どもが放課後などに集まって子ども同士で自主活動などができる場」(63.4%)や「子どもに遊びのルールやマナーを教えてくれるところ」(50.8%)が多くなっています。

また、子育てを支援するために必要、あるいは効果があると考えられている事業や活動は、「放課後子ども教室事業」(66.0%)が最も多く、次いで「スポーツ少年団」(33.0%)、「こども会活動」(27.0%)となっています。

関係団体との意見交換では、「今の子どもたちは研究心がない。子どもたちに教えたいという高齢者向けの講座がある。依頼があれば喜んで行ってくれる人がいるし、紹介もできる。学校での部外講師等にどうか」といった提案があり、子どもの学びと成長を支える教育を学校・地域・家庭の相互の取組によって担いながら、教育に関わる大人もともに成長していく取組の推進が重要です。

◇安全で安心な居場所づくり

ニーズ調査の結果では、地域の遊び場についてふだん保護者が感じていることは、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童で 69.6%、小学生で 67.2%と 7 割近くを占めています。また、地域における子どもの遊び場に満足している保護者は、就学前児童が 24.8%、小学生が 21.4%に対し、満足していない保護者は、就学前児童が 31.8%、小学生が 40.1%で、地域の遊び環境に不満を抱く保護者は少なくありません。

一方、充実してほしい子育て支援サービスの中で、「公園などの屋外の施設の整備」(就学前 56.9%、小学生 43.8%)のほか、就学前児童の保護者では「つどいの広場などの屋内の施設を整備する」(40.9%)が、小学生の保護者では「児童館などの屋内施設の整備」(51.6%)が多くなっています。また、関係団体との意見交換では、「小学生の居場所は地域に絶対必要。こども会も衰退してきており親も入ってこないので何か仕掛けが必要」「子どもが安心して自由に遊べる場がない」「自然と遊べる場所が都市部にあると遊びに行ける」「散歩は子どもが体を使う大事な行為。散歩道の安全対策があるとよい」などの意見があり、子ど



もたちが安全・安心に過ごせる居場所が求められています。

母親の就労が継続し、現在就学前児童が小・中学校期を迎えた場合、学童保育に対するニーズへの高まりも予想されます。ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者の就学後の子どもの放課後の過ごし方の希望をみると、低学年時は「習い事」(58.1%)、「自宅」(57.5%)に次いで3番目に「学童保育」(39.3%)が多くなっています。また、小学生の保護者では、現在学童保育を利用している家庭の希望する放課後の過ごし方として「学童保育を利用したい」(74.0%)と7割を占め、平成25(2013)年度調査の59.9%から上昇しています。小学生の母親の就労率の上昇傾向を踏まえると、学童保育に対するニーズの一層の高まりが見込まれ、就学前から小・中学校期に至る切れ目のない保育の提供体制の充実が必要です。

◇子どもの視点を取り入れた社会づくり

中高生を対象に実施した調査（以下「中高生調査」という。）の結果では、地域で役に立ちたい行動として、中学生、高校生とも「年下や同年代からの相談にのる」（中学生38.7%、高校生31.6%）が最も多く、これに次いで、中学生は「災害が起きた時に地域のお手伝いをする」(37.0%)、高校生は「赤ちゃん連れの人やお年寄り、障害のある人などへ、ちょっととした手助けをする」(29.4%)が2番目に多くなっています。このように、地域に貢献したい、役立ちたいという意識を持つ中高生は少なくないと思われることから、様々な活動に関する情報提供をはじめ、参加・体験しやすい条件づくりが必要です。

④ 青年期

◇若者の自立支援

上中条青少年センターやユースプラザには相談窓口が設置されていますが、中高生調査の結果では、これらの施設を利用しない最大の理由として、「施設について知らなかったから」(53.3%)や「一緒に暮らしている人や先生、友人など身近な人が相談しやすいと思うから」(39.8%)、「行くのが面倒」(33.7%)などが多くなっています。子どもや若者が不安や悩みを抱えても、家庭の中では話しにくい、あるいは話しても解決につながらないといった状況に陥ったり、また相談された親自身も子どもが抱えている問題にどう対処していいのかわからない場合も少なくないと考えられます。市役所や青少年施設に気軽に利用できる相談窓口があることを周知するとともに、話しやすい、相談しやすい窓口となるよう、子ども・若者の声に耳を傾けながら利用しやすい相談窓口の充実に努めることが必要です。

現在の生活に充実感が少ない中高生では、「友だちとよく話している」や「休み時間が楽しい」「部活が楽しい」「学校の先生や友だちに悩みを相談したことがある」の各割合が低く、逆に「我慢をすることが多い」「学校の勉強についてい



けない」「友だちといいるよりも一人でいることが多い」「いじめられたことがある」「1年間に30日以上、学校に通えなくなったことがある」の各割合が高くなっています。自尊感情が低いと、人間関係を避けたり、チャレンジ精神が発揮できなくなったりし、結果的に成績や業績が下がることなどにつながるとの指摘もあります。何事に対しても積極的に取り組み、豊かな体験を積み重ねていくことを通じて自尊感情を育み高めていくことが重要です。そのような取組の中で、さらに自信をつけ、自身を受け入れ他者をも受け入れていくことで、生活の充実感が高まることにつながっていくものと考えられます。そのためには、子どもたちが夢や目標を持ち、具体的な計画を立て、それに向かって進んでいく力をはじめ、コミュニケーション能力や課題対応能力など、将来、自立した社会人・職業人として求められる能力の育成を支援していくことが必要です。

◇青少年の健全育成

中高生調査の結果では、中高生の約9割が現在の生活は充実していると回答しているものの、多くの中高生が、「もっと自分に自信を持てたらよいと思う」や「今の自分に満足していない」と回答しています。一見、自尊感情が低い中高生が多いようにみえる一方で、「自分にはいいところがある」や「自分には得意なことがある」「何をやっても失敗するのではとは思わない」「自分は役に立つ人間だと思う」「自分は他の人より劣っていない」と自己評価している中高生は少なくありません。

また、家族などの会話の頻度が多いほど、生活に対する充実感が高い傾向がみられることから、子どもたちが気軽に集い、多様な人たちとのコミュニケーションを通じて、生き方が内向きにならないよう支援することが必要です。

◇体験活動の充実

中高生調査の結果では、中高生とも、平日はパソコンやスマートフォンなどを使って過ごすことが9割前後を占めるとともに、中学生は部活動や勉強などをして過ごすことが多く、高校生は友人と交遊が主流となっています。休日の過ごし方も平日と概ね同傾向で、学校以外の時間の希望する過ごし方として、高校生は「何もしないでのんびりする」(50.6%)が多いのに対し、中学生は室内で過ごすことのほか、スポーツや旅行などへの関心が高く、高校生に比べ活動的です。

また、学校以外の活動に参加したいと思うきっかけとしては「楽しそう」がポイントとなっています。本市には上中条青少年センターや多世代交流センター、ユースプラザなどの公共施設が整備されており、これら施設の利用のメリットとして“無料”や“便利”“楽しい”が挙げられています。一方、公共施設を利用しない最大理由として、「施設について知らなかったから」が最も多くなっています。これら施設を楽しい居場所として子どもたちに活用されるよう周知とともに、子ども・若者のニーズに沿った機能の充実を図ることが必要です。



(2) 社会的な支援が必要な子どもや家庭への支援の展開

◇ひとり親家庭支援

関係団体との意見交換では、母子家庭に対する就労支援、特に技能講習の受講の利便性などについて意見がありました。具体的には、「土曜日にわざわざスキルアップするために、子どもを置いてまで受講か」「今はまだ小さいし小学生でそばにいてあげたい時期もあるから、講座を受けない人が多いのではないか」「介護職員初任者研修の勉強は、土曜日の朝から晩までになるので、就学前の子どもだけでなく、小学生も預かる体制を取るなどすれば受講すると思う」「看護師をめざすための講習会へ行っている方が、朝早く家を出ないといけないため、子どもを預けるところがない」など、子どもを預けるところがないために講習会等への参加をためらっている保護者は少なくありません。また、「研修後も就職に結びつけてくれるようなフォローがあれば、就職につながるという気持ちになり講習会を受けやすくなるのではないか」といった意見がありました。小さな子どもがいても講習を受けやすい体制や、講習受講後のフォローアップの充実が求められています。

◇障害のある子どもを養育する家庭への支援

平成28(2016)年度に実施した「茨木市保健福祉に関するアンケート調査」の「障害児通所支援サービス利用者調査」の結果では、日頃子どものことで、「緊急時もしくは用事のときにはご自身や配偶者の親、親せきに手助けしてもらえる」(52.1%)、「日常的にご自身や配偶者の親、親せきに手助けしてもらえる」(26.4%)が多い一方で、「手助けしてもらえる人がいずれもいない」(20.8%)が5人に1人となっています。

また、「フルタイムで働く母親(育休等の休み含む)」(10.6%)は、就学前児童の30.0%、小学生の25.2%に比べると低く、子どもを預けて働く環境は十分ではありません。さらに、「地域子育て支援センターやつどいの広場などを利用したことがない」(38.9%)が約4割で、利用しない理由は「内容が合わない」(21.6%)が最も多くなっています。情報提供の面では、本市が発行する「子育て支援情報誌(子育てハンドブック)」について認知率・利用経験率のいずれも就学前児童の保護者の割合に比べかなり低く、また悩んでいることでも「サービスの情報」(25.7%)となっています。障害の特性に応じたサービスや情報提供の充実が必要です。

子育て支援サービスの利用状況をみると、0～6歳児は「児童発達支援事業」(0～3歳72.0%、4～6歳71.0%)が、7歳以上の子どもは「放課後等デイサービス」(7～9歳88.9%、10～12歳93.8%、13歳以上96.8%)が、それぞれ最も多くなっています。また、今後の子育てサービスの利用意向について、6歳までの年代は「小学校(通常学級・支援学級)」(0～3歳52.0%、4～6歳41.9%)が、7～9歳は「放課後等デイサービス」(15.6%)が、10～12歳は「支援学校」(37.5%)が、13歳以上では「相談支援事業」(25.8%)がそれぞれ最も多くなっています。現在利用中の通所支援サービスについて、「すぐに利用できた」(32.0%)が最も多くなっ



ていますが、利用までに1か月以上かかっている場合が38.1%を占めています（「3か月以内」30.0%、「6か月以上」8.1%）。

障害の有無に関わらず、すべての子どもが夢や希望を持ち、社会の一員として自立し、主体的に社会に参画できるよう一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる支援の推進が必要です。

◇児童虐待防止

ニーズ調査の結果では、子育てについて「楽しいと感じている」保護者の割合は、就学前児童が62.2%、小学生は58.1%となっています。就学前児童の保護者の場合、気軽に相談できる人がいる保護者のほうが、いない人に比べ、楽しいと感じている割合が高くなっています。また、相談できる人がいない保護者では「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることが多い」の割合が高くなっています。就学前児童の保護者で、子育てに関して日頃悩んでいることは、「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうこと」が27.6%で、「自分の時間が十分取れないこと」(45.2%)、「子育てにかかる出費がかさむこと」(37.1%)に次いで3番目に高くなっています。

また、同じく就学前児童の保護者のうち、近所で子どもの話をする人がいないが約4人に1人、子育てが地域の人に支えられていないが約5人に1人となっています。地域のつながりの希薄化や身近なところで子育てについて相談できる相手がないなどによる孤立は、養育力の低下や児童虐待の要因となると考えられます。多くの地域住民が子どもたちの健やかな成長や子育てへの関心・理解を深め、地域において子どもを見守り育んでいくことができるまちづくりに引き続き取り組んでいくことが必要です。

さらに、関係団体の意見交換の中で、子育てに疲れた母親などの相談対応について、「児童虐待に向けた相談業務をSNSでするなら、24時間対応が必須」や「窓口での相談の際は、『それは難しい』など一言で終わらせるのではなく、相談員が『こういう場合はこうすればよい』といった適切な助言を与えることができるようスキルアップすることが必要」などの意見が出されています。

◇子どもの貧困対策など支援が必要な子ども・若者や家庭への支援

平成28(2016)年度に大阪府が実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果では、大阪府内全自治体における相対的貧困率は14.9%と報告され、特にひとり親世帯では、この率はさらに高まっているものと考えられます。

世帯の経済状況や生活状況は、子どもには責任はないことから、世帯の状況にかかわらず、すべての子どもや子育て家庭が、貧困に苦しむことがなく、生きる力を備えることができるよう支援する必要があります。

中高生調査の結果では、一緒に暮らしている人の手伝いや世話をしている割合は、高校生に比べ中学生で高く、中高生とも母親の手伝いが9割を占めています。



その手伝いの中で、トイレの手助けやおむつの交換、衣服の着脱、移動の手助け、服薬の手助けなどを行っている中高生は、全体の中では少数ですが、買い物や料理、食事の後片付け、洗濯、掃除などの家事も併せて行っている割合が高くなっています。また、「勉強をみること」や「遊び相手」「保育所・幼稚園・学童保育・習い事などの送り迎え」などの割合も高くなっています。

調査結果から、いわゆる「ヤングケアラー」に該当する子どもたちが少数ですが存在することが示唆されています。このような子どもたちの実態の把握に努めるのはもちろんのこと、ケアを行う子どもの不安や悩みに対して、教育や福祉、医療などの関係者が意識して対応していくことや、子どもの話にしっかり耳を傾けて一緒に解決策を探る取組が重要と考えられます。

19～39歳の若者を対象に実施した調査の結果では、現在「ひきこもりリスクがある人」は1.5%で、そのうち男性が2.8%、女性が0.7%、年代別では19～24歳が2.8%で最も高くなっています。

また、ひきこもり状態になったきっかけは「学校になじめなかった」(28.6%)や「職場になじめなかった」(28.6%)、「人間関係がうまくいかなかった」(28.6%)などが多くなっています。その背景には、精神疾患や発達障がいなどがある場合も少なくなく、それによりひきこもり状態が長期化する場合もあるとされています。また調査結果では、ひきこもりの状態になってからの期間が「7年以上」の若者もあり、ひきこもりは長期化すればするほど、学校関係者や友人から疎遠になり、支援が困難になるおそれがあります。そのため、ひきこもりの初期段階から学校関係者や地域の支援者、行政機関等が包括的に関わり、社会との関係を維持できる支援体制の充実が必要です。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた施策の展開

◇意識啓発

ニーズ調査の結果では、仕事と子育てを両立させる上での課題として、「子どもと接する時間が少ないこと」や「配偶者の協力が得られないこと」が子育てと仕事を両立させる上での課題の上位となっています。

父親の平日の就学前の子どもと接する時間をニーズ調査の結果でみると、母親に比べかなり少なく、不十分であるとの評価が多くなっています。また、父親の家事に関わっている時間も短くなっています。このような傾向は、平成25(2013)年度調査の結果からほとんど変わっていません。

男性が子育てなどにおいて「参加」というサポートではなく、「主たる」役割を担う存在となることが求められます。母親と同じように子育てに関わることを推進するため、男性の働き方の見直しとともに、男性を対象とした「男性の子育て支援プログラム」の充実が必要です。

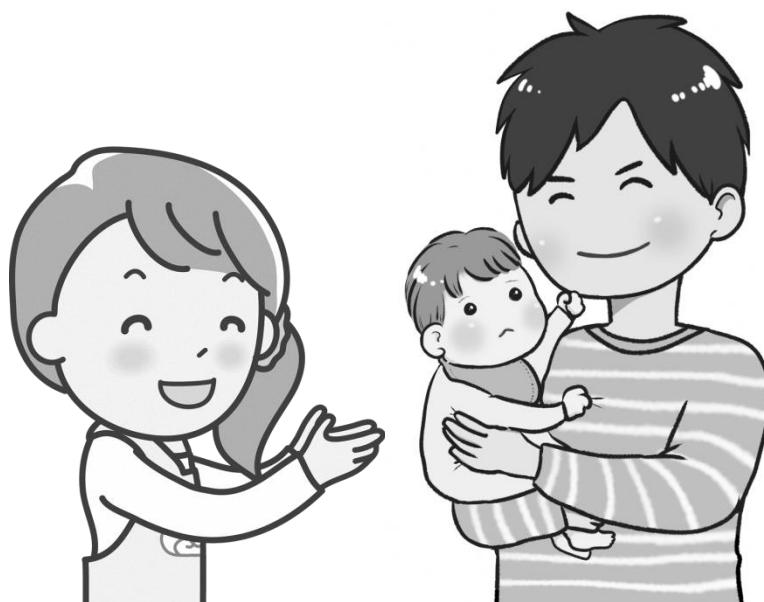


◇職場環境の改善に向けた支援

ニーズ調査の結果では、就学前児童の就労する母親の育児休業の取得状況は、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」割合は33.7%で、平成25(2013)年度調査の29.6%からやや上昇しているものの、父親の取得率は3.8%（平成25(2013)年度調査2.7%）と依然低いままとなっています。母親の育児休業を取得しなかつた理由は「収入減となり、経済的に苦しくなる」（28.6%）、「職場に育児休業の制度がなかった」（28.6%）、「出産後すぐに仕事に復帰したかった」（25.0%）、「保育所などに預けることができた」（21.4%）などが上位となっています。また、育児休業を取らず離職した理由は「子育てや家事に専念するため」（30.5%）に次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」（22.1%）が2番目に多く、子育てと仕事の両立支援に対する職場の理解が必ずしも十分でない状況がうかがえます。

一方、子育てを「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」または「つらいと感じることの方が多い」と回答した保護者では、就学前児童、小学生児童とも「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」（就学前38.1%、小学生41.6%）が子育てのつらさを解消するために必要な支援・対策としていずれも最も多くなっています。

仕事と子育ての両立支援等、企業における働きやすい職場づくりを促すための取組が必要です。





3 子ども・子育てワークショップで出された意見

(1) ワークショップの実施概要

① 実施目的

本計画において次世代育成支援に関する施策推進の観点から重要課題としている2つのテーマ（「いばらき版ネウボラに期待すること：利用者からみた切れ目ないサポート」「地域の支え合い：地域で多世代の支え合いについて考える（教育・福祉・地域連携含む）」）について意見・アイデアを求め、本計画での施策に反映することを目的に実施しました。

② 実施時期

・令和2年1月27日（月）午後6時25分から7時55分

上記2テーマに関する問題点・課題の洗い出しを行い整理

③ 参加者・実施方法

・参加者：子ども育成支援会議委員（出席人数：17人）

1グループ（1テーブル）×5、6人でグループ分け、3テーブルセッティング

各テーブルにファシリテーター（進行）2人配置

・方法：グループワーク方式（子ども育成支援会議の場を活用し、2つのテーマごとに自由に意見・アイデアを出し合い、相互理解を深めるとともに、本計画の施策を検討するにあたってのヒントを得ました。）

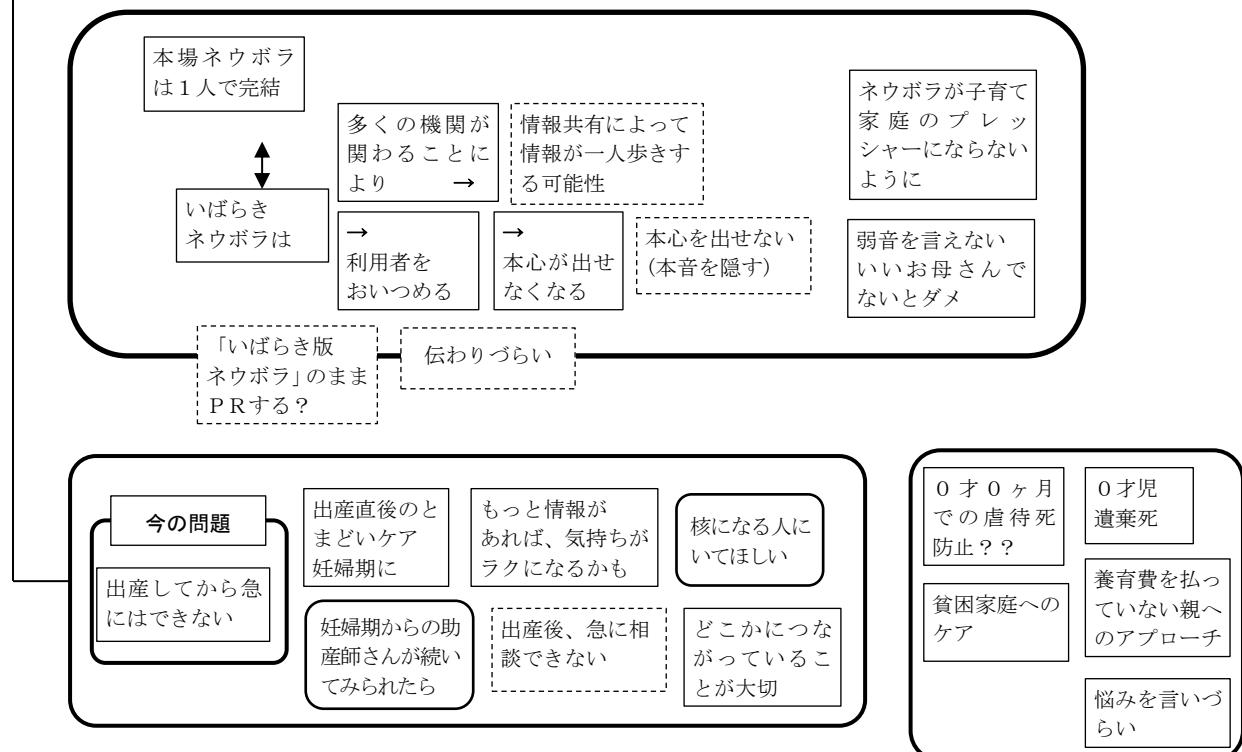
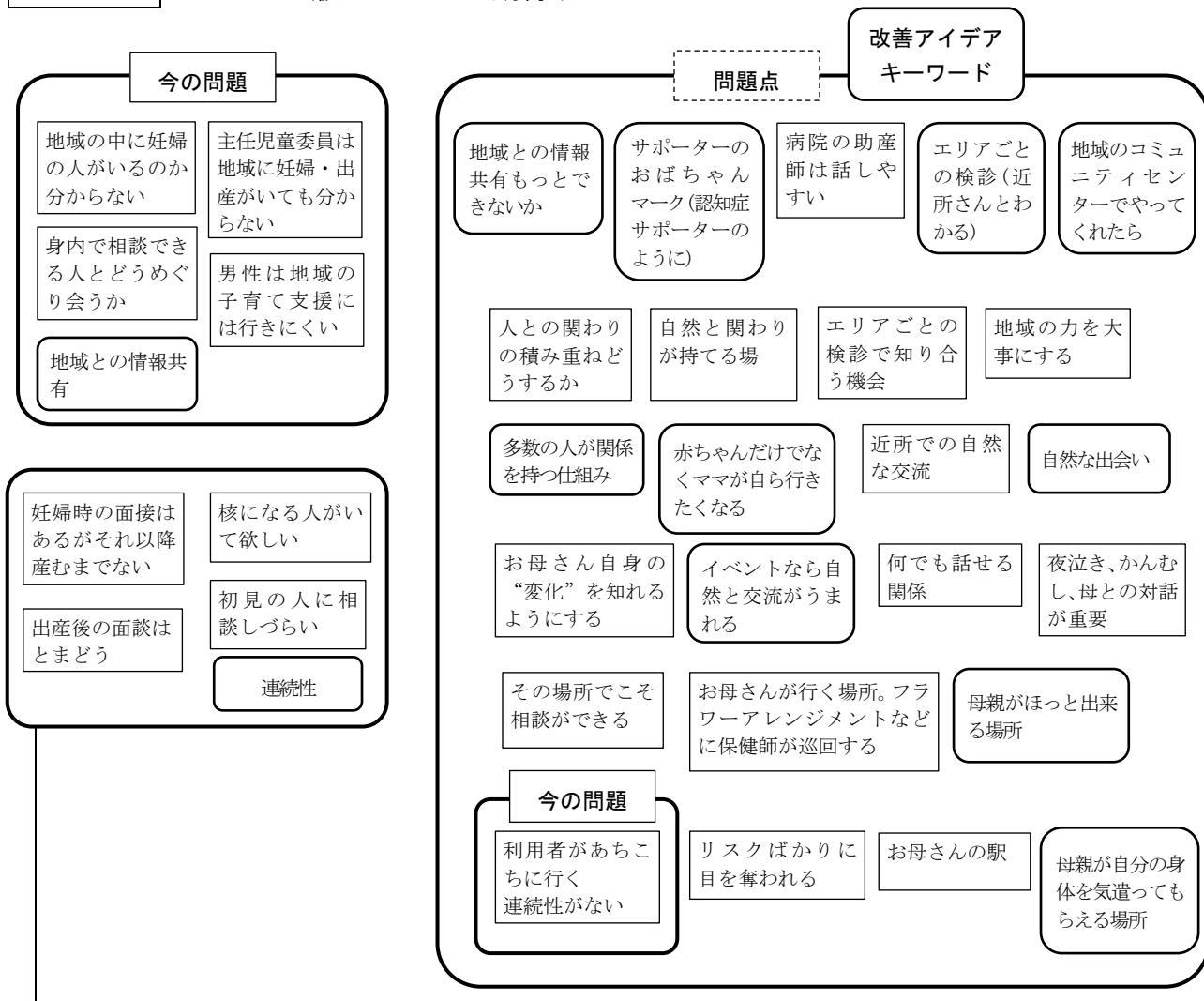
グループA 「いばらき版ネウボラに期待すること：利用者からみた切れ目ないサポート」

グループB・C 「地域の支え合い：地域で多世代の支え合いについて考える（教育・福祉・地域連携含む）」



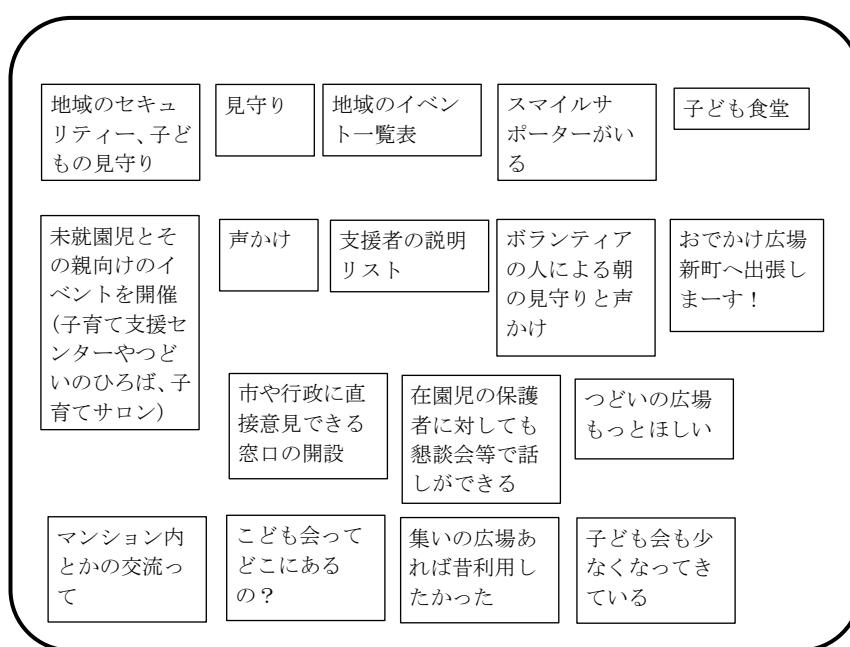
(2) ワークショップで出された意見

グループA いばらき版ネウボラに期待すること





グループB 地域の支え合い：地域で多世代の支え合いについて考える

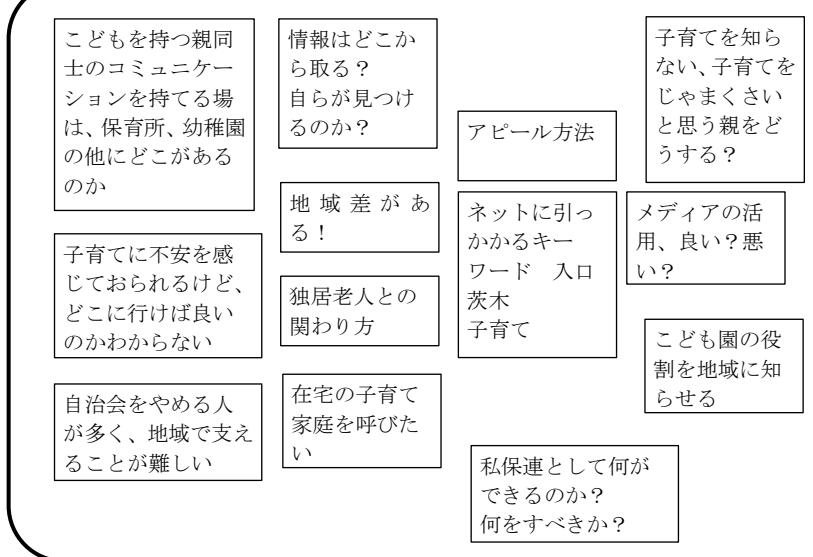


いいことあるよ
茨木の子育て
(それはポイント)

ものも思いもたまる
子育てポイント

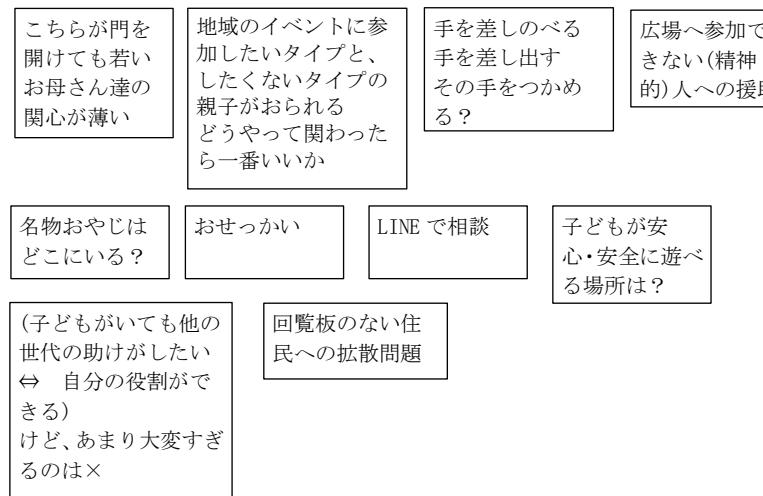
子育て満足度
99%

色々発見あるよ！
茨木の子育て！
答えはポイント



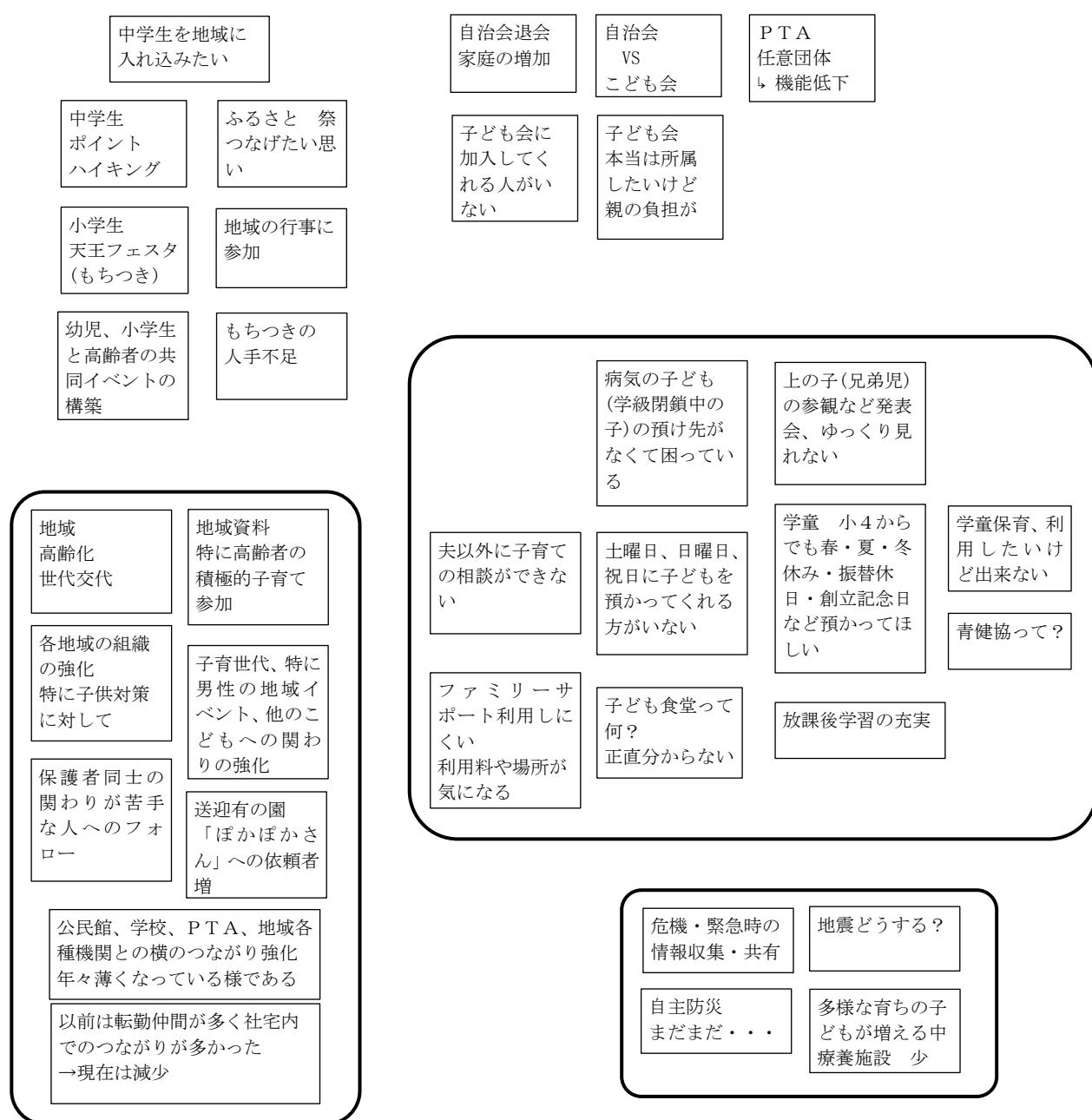
キーワードは
ポイント

母子手帳の配布時
が





グループC 地域の支え合い：地域で多世代の支え合いについて考える



つぎなる茨木
つながる茨木



4 茨木市こども育成支援会議条例

平成25年9月27日
茨木市条例第37号

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、茨木市こども育成支援会議(以下「こども会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 こども会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項第3号及び第5号において「法」という。)
第77条第1項各号に掲げる事務
- (2) 次世代育成支援行動計画その他次世代育成支援対策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議すること。

(組織)

第3条 こども会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) 事業主又は事業主の推薦する者
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5 こども会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、こども会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 こども会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 こども会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 こども会議の庶務は、こども育成部において処理する。

(秘密の保持)

第8条 こども会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、こども会議の運営について必要な事項は、会長がこども会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(茨木市附属機関設置条例の一部改正)

2 茨木市附属機関設置条例(平成25年茨木市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表市長の附属機関の表茨木市次世代育成支援推進協議会の項を削る。

(茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

3 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例(平成21年茨木市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「次世代育成支援推進協議会委員」を「こども育成支援会議委員」に改める。



5 茨木市こども育成支援会議の開催経過

回	開催日	主な議事内容等
第27回	平成30(2018)年8月20日（月）	(1)報告事項 ・保育所等の入所に係る利用調整指標について (2)協議事項 ・次世代育成支援行動計画(第3期)平成29年度実施状況報告書(案)について
第28回	平成30(2018)年10月26日（金）	(1)次世代育成支援行動計画(第4期)策定に関わる市民意識ニーズ調査について (2)次世代育成支援行動計画(第3期)平成29年度実施状況報告書(案)について
第29回	平成30(2018)年11月27日（火）	協議事項 (1)次世代育成支援行動計画(第3期)平成29年度実施状況報告書(案)について (2)次世代育成支援行動計画(第3期)「未来は変えられる」～子どもの貧困対策～平成29年度実施状況について 報告事項 (1)茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査アンケート(最終版)について
第30回	平成31(2019)年2月25日（月）	報告事項 (1)茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画について (2)<仮称>茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)策定に関わる市民意識ニーズ調査について (3)子ども・子育て支援法に基づく基本指針について 子ども・子育て支援法に基づく基本指針概要 (4)「量の見込み」の算出について 討議事項 (1)教育・保育提供区域について (2)茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)PDCA確認シート(案)、<仮称>茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)目標設定シート(案)について (3)統計データ・資料について (4)<仮称>茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)骨子(案)について



回	開催日	主な議事内容等
第31回	平成31(2019)年3月28日（木）	報告事項 (1)茨木市 待機児童解消保育所等整備計画 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の確認について 討議事項 (1)市の現況について (2)茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）策定に 関わる推計児童人口について (3)茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）策定に 関わる市民意識ニーズ調査報告書について (4)教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量 の見込み」について
第32回	令和元(2019)年6月27日（木）	会議案件 (1)量の見込みの算出について 報告案件 (1)幼児教育・保育の無償化の動きについて (2)夏季休業期間の預かり事業について
第33回	令和元(2019)年8月29日（木）	会議案件 (1)量の見込み及び確保方策について (2)各団体との意見交換報告について (3)茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）PDCA結果報告書（案）について
第34回	令和元(2019)年9月27日（金）	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）PDCA結果報告書（案）について
第35回	令和元(2019)年10月25日（金）	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）実施事業（案）について (2)茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）素案について 茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）構成案について
第36回	令和元(2019)年10月30日（水）	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）実施事業（案）について (2)茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）素案について
第37回	令和元(2019)年12月23日（月）	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）案（諮問）について



回	開催日	主な議事内容等
第38回	令和2(2020)年 1月27日(月)	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)案について (2)ワーキング・ミーティング ①地域での支えあい ②いばらき版ネウボラに期待すること
一	令和2(2020)年 2月1日(土) ～2月21日(金)	パブリックコメント実施(市民意見募集)※予定
第39回	令和2(2020)年 3月23日(月)	会議案件 (1)茨木市次世代育成支援行動計画(第4期)案パブリックコメント結果について (2)利用定員の確認について (3)学力向上の取組について (4)子ども読書活動推進計画について



6 茨木市こども育成支援会議委員名簿

(令和元年(2019)年9月30日まで)

区分	所属団体等	役職	氏名
1	市民		えすが よういち 江菅 洋一
2		就学後から18歳未満の子どもの保護者	やの ただし 矢野 正
3		放課後児童健全育成事業(学童保育)を利用している児童の保護者	よしだ よしこ 吉田 佳子
4	学識経験者	准教授	ふくなが ひでひこ 福永 英彦
5	保護者	つどいの広場利用者	たなか あやか 田中 綾香
6		茨木公立保育所保護者会連絡会	にしたに ちさと 西谷 千理
7		私立保育園・ 私立認定こども園保護者	こばやし りえ 小林 梨恵
8		茨木市PTA協議会(幼稚園)	かたやま えりか 片山 絵里香
9		茨木市私立幼稚園保護者	かじ みな 梶 美奈
10		茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園 親の会	みま ゆか 美馬 ゆか
11		茨木市PTA協議会(小・中学校)	もり ともこ 森 智子
12	事業主又は 事業主の推薦する者	株式会社 原田設備	はらだ つよし 原田 強
13	子ども・ 子育て支援に 従事する者	茨木つどい連絡協議会	なかむら くみ 中村 久美
14		子育てサロン関係者	しもだいら けいこ 下田平 敬子
15		茨木市私立保育園連盟	みすみ ともあき 三角 智昭
16		茨木市私立幼稚園連合会	きむら かおる 木村 薫
17		児童養護施設 レバノンホーム	くりもと かずみ 栗本 一美
18		放課後子ども教室代表者連絡会	むねきよ しょうぞう 宗清 勝三
19		茨木市民生委員児童委員協議会	にしのつじ いさお 西之辻 功
20		茨木市青少年指導員連絡協議会	かわた まりこ 河田 真理子



(令和元年(2019)年10月1日現在)

区分	所属団体等	役職	氏名
1	市民		しばた かつら 柴田 桂
2		就学後から18歳未満の子どもの保護者	やまと みさき 山戸 美咲
3		放課後児童健全育成事業(学童保育)を利用している児童の保護者	にしまつ ゆか 西松 由香
4	学識経験者	准教授	ふくなが ひでひこ 福永 英彦
5	保護者	つどいの広場利用者 (ふくろう 広場)	うえだ ゆうか 植田 友香
6		茨木公立保育所保護者会連絡会 会長	やまね みさき 山根 美咲
7		私立保育園・ 私立認定こども園保護者	うえき さやこ 上木 小綾子
8		茨木市PTA協議会(幼稚園) 副会長	いまなか やすこ 今中 靖子
9		茨木市私立幼稚園保護者	まえだ ゆかり 前田 由香利
10		茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園 親の会 会長	かとう としこ 加藤 敏子
11		茨木市PTA協議会(小・中学校) 副会長	もり ともこ 森 智子
12	事業主又は 事業主の推薦する者	(株)西川印刷所	にしかわ さちこ 西川 幸子
13	子ども・ 子育て支援に 従事する者	ななつ星きらきらひろば(山手台 地区福祉委員会) 代表	うえみち もとこ 上道 元子
14		子育てサロン関係者 (耳原地区 福祉委員会)	しもだいら けいこ 下田平 敬子
15		茨木市私立保育園連盟 会長	みすみ ともあき 三角 智昭
16		茨木市私立幼稚園連合会 茨木高美幼稚園園長	おおもり ともみ 大森 智美
17		児童養護施設 子供の家 施設長	ふなき こうじ 舟木 康二
18		放課後子ども教室代表者連絡会 (耳原小学校区放課後 子ども教室 実行委員会)	むねきよ しょうぞう 宗清 勝三
19		茨木市民生委員児童委員協議会 監事	にしおつじ いさお 西之辻 功
20		茨木市青少年指導員連絡協議会 会計	かわた まりこ 河田 真理子



7 用語説明

用語	解説	初出頁
あ アンガーマネジメント講座	1970年代にアメリカで生まれたとされている怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニングのことです。	18
い いのちの教育推進交付金 茨木市公共施設等マネジメント基本方針 茨木市国際親善都市協会 茨木市国際親善都市協会青少年活動室 茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例 茨木市進学対策委員会 茨木市人権教育推進プラン 茨木市人権保育カリキュラム 茨木市総合計画 茨木市総合保健福祉計画	茨木市立中学校が取り組む「命の大切さ」に関する体験活動等に対し、市が交付金を交付することにより、生徒の他の生命を尊重する心の教育を推進することを目的としています。	21
	(P224「①茨木市公共施設等マネジメント基本方針」参照)	33
	茨木市と姉妹並びに友好都市及びその他の都市との交流を通じて、都市相互間における市民文化の向上につとめ、市民相互の理解と連帯を密にし、友好・親善の促進をはかり、市民福祉の向上と世界平和に寄与することを目的とした民間団体のことです。	26
	市内の青少年に英語に親しむ機会を提供することによって、国際社会に対応した青少年の育成に資することを目的とした同協会内の団体のことです。	72
	平成29(2017)年度に策定した「茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想」において示した内容をより具体化するものとして、利用者等へのヒアリングやアンケート、また、市民ワークショップや広場の社会実験など、様々な形での対話や参加を得ながら、施設機能、ゾーニング、管理運営や事業の進め方について検討し、まとめたものです。	33
	障害のあるなしに関わらず、お互いの人権や尊厳が大切にされ、支え合う「共に生きるまち茨木」を実現するため、障害者差別の解消や、言語としての手話を含む多様なコミュニケーション手段の推進など、障害のある人に関わる多様な内容について総合的に定めた条例(平成30(2018)年4月施行)です。	28
	茨木市立中学校全校の進路指導担当教員を中心に構成され、茨木市全体の高等学校等進学に関する事項について情報共有などをを行う組織です。	23
	「茨木市人権教育基本方針」をもとに、人権教育を推進するために平成15(2003)年3月に作成し他プラン。学習者が主体的に学ぶ多様な指導方法、教職員の体制づくりなど様々な人権問題の解決に向けた教育を総合的に推進するためのものです。	54
	平成15(2003)年に策定された「茨木市人権保育基本方針」に基づき、すべての保育所において、人権尊重の意識と行動の基礎を培うとともに、乳幼児期の子どもの人格や個性が尊重され、成長・発達を保障するための指針です。	54
	長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるものです。	4
	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包括した保健福祉の領域における総合的な計画です。	5



	用語	解説	初出頁
え	茨木市多世代近居・同居支援事業	多世代が支え合って暮らせるまちづくりを促進し、本市への定住を図ることを目的に、市外在住者のうち多世代が市内で近居又は同居するため住宅を取得するもの及び同居するため住宅のリフォーム工事を行うものに対し、補助金を交付する事業です。	19
	茨木市男女共同参画計画	男女が対等な立場で社会を支え、責任と利益を分かち合う社会の実現に向けて、市の施策の方向と推進の方策を明らかにし、男女共同参画社会の実現をめざした計画です。	5
	茨木市特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、国及び地方公共団体が策定する計画で、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するために策定する計画です。	32
	茨木市配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、DVに関する相談、情報提供、被害者の安全確保や一時保護及び自立支援などを行うDV被害者支援専門機関です。	30
	茨木っ子プラン22	平成20(2008)年度から実施した第1次学力向上3力年計画です。「ゆめ力」「自分力」「つながり力」「学び力」の「子どもに育みたい4つの力」と「学習事項の定着」を目的としています。	99
	茨木発人権学習授業プラン集パート2	様々な人権課題について、すべての学校で共通して取り組むことができるよう、茨木市教育研究会人権教育部会とともに作成したものです。	21
	いばらき版ネウボラ	子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠期からの子育てを切れ目なく支えるための新たな相談支援体制のことです。 (P226「③施設空間の具体的な方向性～子育て支援機能『いばらき版ネウボラ』～」参照)	33
	インクルーシブ	Inclusive 包含しているさま。含んでいるさま。包括的を意味します。	42
	インセンティブ	人の意欲を引き出すために、外部から与える刺激。行動を促す動機付けを意味します。	103
お	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。インターネット上の交流を通して、人と人のつながりを形成するサービスのことです。	84
	MR	麻しん風しん混合ワクチンのことです。第2期は小学校入学の前年（通常、幼稚園、保育所児の最年長児）1年間に1回接種します。	53
か	大阪府子ども総合計画	「こども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「こども・子育て支援新制度」にも対応した計画として、平成27(2015)年度を初年度として、令和6(2024)年度を目標とする10年間を見据えた計画です。	5
	オレンジリボンキャンペーン	児童虐待とその通告に対する理解を深めるため、「児童虐待の防止」のシンボルとしてのオレンジリボンを広めようという取り組みです。	79
か	介護職員初任者研修	介護職員初任者研修とは、介護の基礎知識・スキルを証明するための入門資格として位置づけられています。平成25(2013)年4月の制度変更により「ホームヘルパー2級」から名称が変更されています。	28



	用語	解説	初出頁
	学力・体力向上3カ年計画（茨木っ子ジャンプアッププラン28）	茨木型保幼小中連携教育を根幹として「学習事項の定着」「ゆめ力」「自分力」「つながり力」「学び力」「体力」を育成し、「知・徳・体」の調和のとれた人間形成を進め第3次学力・体力向上3カ年計画です。	91
	家計改善支援事業	生活困窮者自立支援制度の事業。失業や借金など根本的な課題を把握し、家計状況に合わせた支援計画の作成、関係機関へのつなぎ、必要に応じた生活福祉資金の貸付利用などの支援を行う事業です。	31
	学校応援サポートチーム	いじめ対策指導員や専門家等をサポートチームとして派遣し、学校だけでは対応が難しい事案が発生した場合の支援や日常的な訪問による学校支援を行います。	23
	家庭教育学級	児童をもつ保護者が、家庭教育の重要性を認識し、家庭において子どもの育成をはかるために必要な知識と技能を学習する学級です。 各小学校単位で開設し、各学級とも年間を通して子育てや人権などの学習、情報交換などの活動に取り組んでいます。	24
	加配指導員	条例上配置する必要のある1支援の単位（クラス）あたり2人の学童保育指導員に加えて、配慮の必要な児童等の状況に応じて配置する指導員をいいます。	29
	寡婦・寡夫控除のみなし適用	税法上の寡婦（夫）控除が適用されない「婚姻歴のないひとり親家庭」を対象に、障害福祉サービスや子育て関連サービス等の利用料等の算定において、寡婦（夫）控除をみなし適用する制度です。	28
	上中条青少年センター	市内在住・在学・在勤の青少年や青少年の育成を図る目的で青少年対象の事業を実施する団体などがご利用できます。主催事業は子どもセミナー、観劇会、ミキシング講習会などがあります。個人では自習目的の学習室や友達と集う場としてラウンジが利用できます。 所在地：上中条二丁目11-22 (P68「1324. 上中条青少年センターの運営」参照)	24
	カリオスタッフ	むし歯のなりやすさの検査です。	52
き	キッズスポーツデー	子どもたちのスポーツに対する関心を高めるため、一日でたくさんのスポーツを体験できる場を提供するとともに、各競技の教室やチームについて紹介し、スポーツに取り組むきっかけをつくるイベントです。	23
	キャリア教育	主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観・職業観を身に付け、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育です。	23
	キャリア教育全体計画	小中学校におけるキャリア教育を推進するための全体計画です。	23
	キャンプカウンセラー	青少年野外活動センターで青少年を中心とした利用者の指導・助言を行う大学生スタッフのことです。四年制大学の1～4年生約80人で構成されており、青少年指導者としての育成も目的としています。キャンプ活動だけでなく、こども会の活動援助や支援の必要な子どもを対象とした事業の補助なども行っています。	26
	緊急一時保護施設（シェルター）	ドメスティック・バイオレンスや虐待等の被害者を緊急一時保護する施設のことです。シェルターの機能は、暴力という極限の緊張状態から逃れてきた被害者に安全な場所を提供し、心とからだを癒しながら将来の方針についての自己決定を支援します。	101



	用語	解説	初出頁
け	健康いばらき 21・食育推進計画	茨木市総合保健福祉計画の分野別計画で、健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防の推進に向けた具体的な目標を定めた計画です。	5
	健康福祉セーフティネット	地域で援護が必要な人を発見し、相談や見守りにつなげるためのネットワークのことです。小学校区ごとに設置し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が関係機関等と連携・協力して運営しています。	20
こ	口腔保健	歯と口の健康を保つことは、健康で質の高い生活を営む上で、重要な役割を果たしており、日常生活の中で歯科疾患予防に向けた取組を行うことです。	17
	合計特殊出生率	女性の15歳から49歳までの各歳ごとの出生率（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）を合計したものです。一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数に相当します。	1
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画です。	5
	国際理解教室	留学生を講師に迎え、さまざまな国の言葉・遊び・衣装や楽器など、文化について交流したり、児童・生徒が日本の文化について発表をする授業です。	21
	「子育ち」と「親育ち」	地域社会で子育てを行いながら、子どもだけでなく、親も一緒に育っていくという考え方です。	41
	子育て安心プラン	待機児童解消等のための国的新たなプランです。平成29(2017)年5月31日に総理より発表されました。	1
	子育てサポーター	子育てサークルや子育てサロンなど、親子の集まる場に出向き、親子遊びやサークル活動がより楽しくなる遊び方などを紹介するボランティアのことです。	20
	子育てサロン	主に0～3歳の未就園・未就学児とその親が、地域の中で活動を通じて子育てを楽しみながら仲間を作り、互いに支え合う場です。地区福祉委員会の福祉委員を中心としたボランティアが見守る中、おもちゃで遊んだり、保護者同士でお話をしたり、自由に過ごすことができます。地区によっては、保健師による相談や、子育てサポーターによる遊びの提供もしています。申し込みは不要です。	15
	子育て世代包括支援センター	地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する拠点として、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関して包括的な支援を行います。 (P92「子育て世代包括支援センター」参照)	8
	子育てバリアフリー	子育てを支援する生活環境の整備のことです。公共施設や交通機関、公園、商業施設などで、妊婦や小さな子どもを連れた人が快適に利用できる環境をつくろうという取り組みです。	86
	子育てハンドブック	子育て中のサービスやお出かけ先、各種相談先、子育てに関する施設の情報等を掲載した本市の子育て情報誌です。	18
	子ども“わいわい”ネットワーク茨木	市内の子育て支援事業を行う民間団体の連携により発足した組織です。次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、より身近で地域に根ざした子育ての総合支援を幅広く展開されています。	20



用語	解説	初出頁
子ども・若者自立支援センター	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者との保護者に対し、相談支援を行う専門機関です。 (P70「1402. 子ども・若者自立支援センター」参照)	25
こどもエコクラブ	子どもたちが環境保全活動や環境学習を行うことにより、環境問題の解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする取組で、3歳から高校生までのメンバーと活動を支える大人でクラブを作ります。クラブは、(公財)日本環境協会に登録し、環境省や地方自治体などが活動を支援しています。	23
こども健康センター	茨木市こども健康センター1階及び2階では母子健康手帳の交付のほか、乳幼児の健診や相談等の母子保健事業や予防接種事業を実施しています。 また、安心して子育てができるよう妊娠・出産・子育てに関する相談窓口として子育て世代包括支援センターを併設しています。 なお、3階では児童発達支援事業所すぐ近く親子教室を運営しています。 所在地：春日三丁目13-5	8
子ども・子育て関連3法	次の3法を指します。 ○子ども・子育て支援法 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 ○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	1
こども食堂	地域で子どもに家庭的な雰囲気の食事、学習、交流の場を安価で提供する取組です。	31
子どもの安全見守り隊	児童の登下校時に、校区内の巡回などを行うことにより犯罪を抑止し、児童の安全を守ることを目的に、各小学校区ごとにつくられた団体です。	24
子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの現在と将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようするため、子どもの貧困対策を総合的に推進するために制定された法律<令和元(2019)年一部改正>です。。	1
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、作成することとされた計画です。(努力義務)	2
子供の未来応援国民運動	内閣府、文部科学省、厚生労働省、日本財團が中心となって立ち上げた子どもの貧困対策の支援を進める運動で、生まれ育った環境によって、教育の機会が得られずに将来の可能性が閉ざされてしまう子どもたちや健やかな成長を育むための衣食住が十分確保されていない子どもたちに貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもたちがそれぞれの夢と希望を持って成長していくける社会の実現を目指して取り組んでいる全国的な国民運動です。	89
子ども・若者育成支援推進法	教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援対策の総合的推進と、ニートやひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを主な目的とした法律です。ニートやひきこもり等に対して関係機関が現場レベルにおいてより一層連携して支援する地域協議会の仕組みが定められたことが特色になっています。	2



	用語	解説	初出頁
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法に基づき、作成することとされた計画です。（努力義務）	2
	個別支援計画（子育てプランシート）	母子健康手帳交付時にすべての妊婦を対象に、妊婦等が妊娠や出産、子育てに向けて、自身や乳幼児等にとって必要とする母子保健や子育て支援サービスを適切に選択して利用できるようにするための利用計画や関係機関による支援等についてまとめたものです。	15
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	社会福祉士や介護福祉士など福祉の資格を持ち、地域の要援護者に対する個別支援や住民活動のコーディネートを行う専門職です。	20
さ	産後うつ	出産後1～2週間から数か月以内の女性に現れる抑うつ状態や情緒不安定な状態で、治療を必要とします。	33
し	支援学級等就学奨励費	教育の機会均等の趣旨にのっとり、支援学級に在籍する児童及び生徒等の保護者に対し、保護者の経済的な負担を軽減し、支援教育の振興を図るため支給される費用です。主な費目として、学用品費・学校給食費・修学旅行費のほか、学校教育の一環として他の支援学校等の児童及び生徒とともに集団活動を行う共同学習にかかる交流学習交通費があげられます。	100
	事業所内保育事業所	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。	34
	自己有用感	他人の役に立った、他人に喜んでもらえた、人から認められたというような、自分と他者（集団や社会）との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価のことです。	26
	次世代育成支援対策推進法	国の少子化対策の一環として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために制定された法律です。この法律に基づき、国・地方公共団体だけでなく、企業にも次世代育成支援のための行動計画を策定することを求めています。平成27(2015)年3月31日までの時限立法でしたが、令和7(2025)年3月31日まで10年間延長されています。	2
	次代を担う若者世代との未来ミーティング	(P84「4103. 次代を担う若者世代との未来ミーティング」参照)	25
	児童相談所全国共通ダイヤル	児童虐待を児童相談所に通告・相談できる全国共通ダイヤルです。覚えやすいように3桁の番号「189」となっています。	29
	児童の権利に関する条約	「子どもの権利条約」ともいいます。平成元(1989)年11月に国連総会で採択され、平成14(2002)年に発効された条約で、児童の意見表明権、思想表現の自由、生命・教育に関する権利など児童の権利に関して包括的に規定しています。日本は平成6(1994)年に批准しました。	25
	児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。	28
	児童福祉週間	子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間と定めています。 (P84「4101. 児童福祉週間（5月5日～11日）の普及啓発」参照)	15



用語	解説	初出頁
児童扶養手当	18歳到達年度末日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童で、父母の離婚により父または母と生計を同じくしていない児童や、一定の障害のある父または母をもつ児童を養育している母、父または父母に代わって養育している人を対象に、年6回(奇数月)支給されます。 (P76「2111.児童扶養手当」参照)	27
児童用文化財普及啓発カード	歴史や文化財について興味をもってもらうため、ふるさとの歴史を楽しく学ぶコンテンツのひとつとして、児童向けにわかりやすく紹介したカードです。	61
シニアマイスター	シニアの方がこれまでに培ってこられた経験、知識、技能、生活の知恵等を社会資源として登録し、市民の方からの要望に基づき派遣を行う、シニアマイスター登録事業に登録されている者です。	60
市バリアフリー基本構想	市でバリアフリー事業を進めていくうえでの基本方針を定めるとともに、「JR茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区」、「総持寺駅周辺地区」、「南茨木駅周辺地区」の3地区におけるバリアフリー化に関する取組内容を記載しています。	21
社会福祉協議会・地域福祉活動計画	社会福祉協議会が策定する地域福祉を推進するための活動のあり方を定める計画です。	5
住宅確保要配慮者	高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者など住宅の確保に特に配慮が必要な方のことです。	101
就労準備支援事業	生活困窮者自立支援制度の事業です。すぐに就労することが困難な人に對し、基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や社会的な居場所の提供など最長1年間支援するものです。	101
主任児童委員	児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉の関係機関と児童委員との連絡調整など、区域を担当する児童委員の活動に協力する方です。	20
小1の壁	主に、共働きやひとり親世帯において、子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立がむずかしくなることを言います。親の退社時間まで子どもを預けられる施設が見つかなくなったり、保護者の負担が増えたりすることにより、働き方を変えなければならないような問題が生じます。	163
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画です。	5
障害者差別解消法	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28(2016)年4月に施行された法律です。	28
障害者施策に関する第4次長期計画	「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害者施策を推進するための基本方向や取組内容を定めることにより、今後の障害者施策の推進のための指針(基本計画)となるものです。計画の期間は平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間となっています。	5
障害者相談支援センター	障害者やその家族のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用調整等、地域での生活における総合的な相談・支援を行う窓口です。	85



	用語	解説	初出頁
す	障害福祉計画	長期計画を上位計画とし、障害者施策を推進するに当たり具体的な実施計画と位置付けられるものです。国及び大阪府の基本指針に基づき、これまでの計画の成果や課題を踏まえ、成果目標や各年度における障害福祉サービス及び地域生活支援事業等のサービス見込量を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものです。	5
	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	養育者の家庭に児童を迎える家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（「要保護児童」）に対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する事業です。	37
	小規模保育事業所	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。	34
	情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことです。	22
	食に関する指導の全体計画	学校全体で食育を組織的、計画的に推進するため、各学校において食に関する指導に係る全体計画を作成しています。	22
	職場におけるハラスメント	職場における嫌がらせのこと。同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為であるパワーハラスメントや、相手方の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させるセクシュアルハラスメント等があります。	31
	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父で、市が承認した教育訓練給付講座を受講し、修了した場合、経費の60パーセント(上限あり)を支給します。	27
	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、作成することとされた計画です。（努力義務）	2
	心理判定員	障害の早期発見や対応のための助言等、児童の自立のために心理学的な見地からの援助を行う専門職です。	17
す	吹田子ども家庭センター	子どもや家庭についての相談、おおむね25歳までの青少年についての相談、里親に関する相談、また、配偶者暴力相談支援センターを設置し、配偶者等からの暴力に関する相談を行う大阪府の施設です。	30
	スーパーバイザー	スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）に対して専門的な指導助言を行う専門家です。スーパーバイザーによる個別ケースに対する指導助言、事例検討会などを行うことでスクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の力量アップを図っています。	90
	スクールカウンセラー（SC）	いじめや暴力行為などの問題行動や不登校に対応とともに、事件・事故及び災害などの被害者である児童生徒等の心のケアに資するよう学校に配置される専門職です。	22
	スクールソーシャルワーカー（SSW）	学校を拠点に、不登校や学校における保護者や子どもが抱える問題に対して専門的な視点に立ち活動する専門職です。教育及び社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境の改善や関係機関等とのネットワークを活用した支援を実施しています。	23



	用語	解説	初出頁
	スマイルオフィス	障害者や生活困窮者等を市の臨時職員として短期雇用し、就労支援を行い、一般就労を目指す取組です。	109
	スマールステップ	外出困難で自室生活の「ひきこもりレベル」から週40時間程度の勤務時間の職に就く「自立レベル」までの10段階の活動自立度で状態改善の変化を把握しています。	70
せ	生活習慣病	食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病。主な生活習慣病には、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病などがあります。	16
そ	総合型地域スポーツクラブ	幅広い世代の人々が、それぞれの興味・関心、競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのことです。	23
	相対的貧困率	一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいいます。	37
た	第4次3か年計画（茨木っ子グローイングアッププラン）	「茨木っ子プラン22」「ステップアッププラン25」「ジャンプアッププラン28」の取組を継承・発展させた第4次3か年計画です。	21
	第5次学校教育計画（茨木っ子プラン）	茨市教育委員会が策定する5か年計画。平成20(2008)年度からの「茨木っ子プラン22」に始まり、現在は第4次の「グローイングアッププラン」を実施しています。初期は学力向上を目的とし、現在は総合的な教育施策と位置付けています。	5
	大学奨学金利子補給事業	若者の大学等卒業後の奨学金返済の負担軽減を図り、本市への若者の流入と定着を促進することを目的とした事業です。（P110「5012. 大学奨学金利子補給」参照）	25
	体験型等まちづくり学習	（P67「1322. 子どもたちの体験型等まちづくり学習」参照）	25
	多世代交流センター	地域の交流、活動の場として高齢者及び子ども世代が利用できる施設です。 （P68「1325. 多世代交流センターの運営」参照）	20
	男女共生センターローズWAM	女性と男性があらゆる分野でともに参画し、協力しながら社会の対等な構成員として活躍するための拠点施設です。情報の収集・提供、各種講座・研修の開催や、女性問題等に関わる相談業務等を行っています。	22
ち	地域子育て支援センター	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行うとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に向いた地域支援活動を行う地域の子育て支援施設です。	9
	地域子供の未来応援交付金	子どもの貧困対策に取り組む地方自治体による、地域における実態調査、地域ネットワークの形成等の取組を包括的に支援することを目的として予算化されました。 実態を把握するための調査、整備計画の策定、子供たちと支援を結びつける事業、連携体制の整備など、地方自治体の様々な取組を支援しています。	89
	地域福祉計画	社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進についての施策を定める計画です。	5
	地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する高齢者の総合相談窓口です。	85



	用語	解説	初出頁
	地区福祉委員会	社会福祉協議会の内部組織。身近な地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を、見守り活動や声かけ、相談対応をしながら早期発見・解決に向けて取り組み、地域と社会福祉協議会とを結ぶボランティアである地域福祉委員で構成されています。おおむね小学校区単位である33地区での地域福祉活動の中心的役割を担っています。	48
つ	つどいの広場	子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する地域の子育て支援施設です。	9
て	D V	D V（ドメスティック・バイオレンス）。配偶者間、恋愛間など親密な関係にある（又はあった）者から受ける暴力のことをいいます。暴力には殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力なども含みます。D Vを受けた被害者の大多数は女性であり、犯罪となる行為を含む、重大な人権侵害です。	15
	デート D V	10代20代の若いカップルの間で起こる暴力のこと。身体的暴力のほかに強い束縛や行動の規制、性的な行為の強要、金銭を貸すように強要されたりする等の行為があります。	26
	適応指導教室	心理的、情緒的原因又は発達の課題等によって登校できない状況にある児童生徒に対して、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助することを目的として設置する教室です。	30
	出前型講座	思春期のこころやからだの変化と向き合い方について、小・中学校へ出向いて行う保健教育に関する講座です。	22
と	特色ある学校づくり推進交付金	小・中学校の各学校が特色ある学校づくりを推進していくことを目的とします。補助対象は、校内研修の実施や各研究会への参加、外部の学習の支援者に対する報償、児童等の体験活動に係る経費です。	21
	特定地域型保育事業	3歳未満の少人数の子どもを保育する、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4事業のことです。	6
	特定妊婦	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことです。	100
	特別児童扶養手当	身体障害・知的障害または精神障害のある20歳未満の児童を監護している父母もしくは父母にかわって児童を養育する人に支給されます。障害認定があり、障害の程度は、国民年金法の1級、2級の障害程度に相当するものです。 (P79「2212. 特別児童扶養手当」参照)	29
に	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。	7
	認定こども園特別支援事業	健康面又は発達面において、特別な支援が必要な1号認定子どもが就園している園で職員を加配している場合、補助金を交付する事業です。	160
	妊娠シミュレーター	おなかの部分に重りが入ったベストのようなもので、出産間近の妊婦の疑似体験ができる教材です。	22



	用語	解説	初出頁
ひ	ひきこもりリスク	平成22(2010)年に内閣府が実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」における「ひきこもり群」の集計方法を参考に、平成30(2018)年度に実施した「茨木市次世代育成支援に関するニーズ調査」の結果から本市でのひきこもりのリスクが高いと考えられる人を集計しました。 国の調査定義にならって、回答者の中からひきこもりに該当する人（リスクの高い人）を区分し集計を行いました。	36
	ひとり親家庭医療費	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るために、医療費の一部を助成しています。	28
	ひとり親自立支援員	ひとり親に対し、生活全般の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び支援などを行います。	27
	貧困率	世帯所得から国民一人ひとりの手取り収入を計算し、それを並べた時に真ん中となる人の額の半分に満たない人の割合をいいます。一般には、相対的貧困率のことです。国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合をいいます。 なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。 また、「子どもの貧困率」とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいいます。	1
ふ	フードバンク	食品企業の製造工程で発生する規格外品や、家庭で不要になった食品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体や活動です。	92
	福祉まるごと相談会	支援を必要とされる方に対して、公民館等の施設に窓口を設け、民生委員・児童委員が相談員となり、福祉のことから地域の困りごとまで、さまざまな相談に応じる取組です。	20
	「ふたりの出会い」や「子育ていいとくらべ」	人生のパートナーとの出会いから、ともに歩み始めるまでの体験談と、子育てをする中で得た喜びや家族のすばらしさを感じた体験談を募集、選定して作成したエピソード集のことです。	15
	ブックスタート	赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心がふれあうひとときを持つことを目的とした事業です。4か月児健康診査を受診する子どもを対象に絵本をお渡しします。	20
	プラットフォーム	駅のプラットホームとして日本語として使用されてきましたが、駅のプラットホームにさまざまな人が乗っているように、近年、上部のさまざまなものを下から広く支えるグループや機能を指す用語として転用され、学術、地域産業・経済、情報等、さまざまな分野で使用されています。	98
	プレママ・プレパパ	プレママはもうすぐ母親になる人。妊娠中の女性のことです。プレパパはもうすぐ父親になる人。妊婦の夫のことです。	19



	用語	解説	初出頁
	プログラミング教育	プログラミング教育とは、子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育むことです。「プログラミング的思考」とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの「動き」に対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のことです。	22
	プロフィールブック	子どもの成長の記録をするとともに、発達で気になったことや健診、相談などでアドバイスを受けたことを記録して書きためておくものです。検査の結果や個別の支援計画なども一緒にファイルし、新しく医療機関にかかる場合や子どもに関わる支援者に理解や配慮を求める場合などに使用します。	28
ほ	防煙教育	(P62「1304. 防煙教育」参照)	22
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、すべての児童を対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動等の機会を提供する子どもたちの安全・安心な居場所です。	24
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。	29
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉の向上を図ることを目的とした法律です。	2
	母子生活支援施設	保護を要する母子世帯を入所させる児童福祉法上の施設で、単に住居を提供するにとどまらず、生活、教育、就職等の問題についての解決の場として、社会的自立と児童の福祉の向上を図るために相談、指導を行っています。	27
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親等が自立にむけて技能を習得するための資金、子どもを進学させるための資金（入学金、授業料）などにお困りの人への貸し付けを行っています。	100
ま	ママヨガ	産後の母親の体を整えるストレッチやエクササイズを取り入れた赤ちゃんと一緒にに行うヨガのことです。	18
み	三島地域若者サポートステーション	茨木市、高槻市、摂津市、島本町を対象地域とする地域若者サポートステーション（通称「サポステ」）働くことに踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする 厚生労働省委託の支援機関です。）のことです。	71
	民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれるボランティアです。担当地区内の生活に困っている人や、障害者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な指導・助言を行っています。児童委員は児童福祉法に基づき民生委員が兼務しています。	20
め	面前DV	面前DVとは、子どもの目の前で、親がパートナー（配偶者や同居人など）に暴力を振るうことをいいます。子どもに対して直接暴力を振るってはいないが、子どもの心に深い傷を残す恐れのある行為であり、児童虐待防止法において心理的虐待の一つに挙げられています。	30



	用語	解説	初出頁
や	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。	35
ゆ	ユースプラザ	概ね中学生から39歳までの子ども・若者が、様々な社会経験や交流ができる居場所と相談窓口（保護者も対象）を備えています。 (P68 「1326. ユースプラザの運営」 参照)	24
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、可能な限りすべての人が利用できるデザインのことをいいます。	21
よ	養育費相談支援センター	養育費は子どもが生活するための費用です。取り決め方や請求の方法などの相談に応じます。	103
	幼児教育・保育の無償化	令和元(2019)10月1日から、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を鑑み、3歳児クラスから5歳児クラスの小学校就学前児童及び0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯を対象に、幼児教育・保育の無償化が実施されています。	1
	幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者です。大阪府のアドバイザー育成計画により、平成29(2017)年度以降、茨木市に複数名の認定者がおり、初任者向け研修等の場で活躍しています。	161
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童等に関する情報交換や支援内容等の協議を行う法定協議会です。	30
ら	ライフイベント	人生の節目に起こる様々な出来事のことです。誕生、就学・就職、結婚、出産・子育てなどです。	2
	ライフステージ	人の一生を乳幼児期・学齢期・妊娠期・壮年期・中年期・高齢期などに区切った、それぞれの段階のことです。 本計画では、「妊娠・出産期」「就学期間」「小・中学校期」「青年・若者期」の4つのステージを示します。	15
り	リトミック	一般的には、音楽に合わせて親子で体を動かすなど、音楽に親しみながら子どもたちの基本的な音楽能力を伸ばすとともに、個々の潜在的な基礎能力の発達を促すとされている教育のことです。	18



	用語	解説	初出頁
	利用者支援事業（特定型・基本型・母子保健型）	<p>子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう必要な支援を行う事業です。</p> <p>利用者支援事業には、「基本型」「特定型」「母子保健型」があります。</p> <p>基本型：主として子育て家庭の身近な場所等で、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう地域連携を図りながら当事者目線の寄り添い型の支援を行います。</p> <p>特定型：主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。</p> <p>母子保健型：主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。</p>	8
れ	レスパイト	レスパイト(respite)とは、「一時的中断」「休息」「息抜き」という意味で、育児負担の軽減や児童虐待の防止のために、子育て等から解放される時間をつくることです。	92
ろ	ローズWAM親子交流	(P60「1237. ローズWAM親子交流」参照)	21
わ	ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） 老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であることをいいます。	27
	ワンストップ	1か所で用事が足りることです。窓口一元化、総合窓口を指します。	40



8 市民会館跡地エリアを活用した子育て支援機能「いばらき版ネウボラ」の整備について

(1) 今後の公共施設等のマネジメントに関する基本方針

① 茨木市公共施設等マネジメント基本方針

急激な人口増加等を受けて整備した公共施設等の多くが、整備後30年を経過し、一斉に改修や更新の時期を迎える、財政負担が集中することが懸念されます。

そのため、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」では、将来の人口減少や人口構造の変化等を見据えた公共施設等の保全・更新等に係る総合的かつ計画的な取組を一層進めるため、基本となる考え方や方向性を示しています。

② 今後の公共施設の保全・更新等の考え方

公共建築物の大規模改修や更新の機会を捉え、これまでのように1つの機能に1つの施設を対応させるのではなく、周辺の既存施設における同種の機能の集約や、他の機能への転用、異なる機能の複合化・多機能化、所期の目的の達成等により意義の薄れた機能の廃止などを検討し、より利用しやすく効率的な施設運営をめざします。

また、新たな行政需要への対応は、施設の新設ではなく、既存施設への機能追加や民間施設の活用により対応することを基本とし、建物の新設を検討する際には、将来の維持管理や修繕等に係る経費等を踏まえ、周辺既存施設との複合化等を図ります。

(2) 市民会館跡地利用に関する考え方

① 茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画に基づく施設機能再配置の方向性

事業に伴う施設機能の再配置（移転、縮小、除却等）を、公共施設等マネジメントのモデル的取組と位置づけ、「既存施設の規模等適正化、適正総量の維持」、「新施設の機能充実」、「施設機能の相乗効果の発揮」の3つの視点から、施設の有効活用と全体最適化を図ることとしています。

施設機能の再配置検討を進めた結果、教育委員会分室、待機児童保育室あゆみの建物を除却することにより、床面積の削減総量が約 16,500 m²となったため、これを新施設の延床面積の上限とします。



■現状

施設群	施設（機能）
元市民会館	元市民会館（ホール・貸室部分）

福祉文化会館	福祉文化会館（ホール・貸室部分）
	社会福祉協議会
	更生保護サポートセンター
	水道部庁舎

合同庁舎	合同庁舎（共用・庁舎部分）
	消防本部
	中条図書館
	子育て支援総合センター
	プラネタリウム

市役所	下水道関係事務室
	その他略

市民総合センター	市民総合センター（ホール・貸室部分）
	教育センター
	市民活動センター
	消費生活センター
	労働センター

教育委員会分室	教育委員会分室

こども健康センター	こども健康センター
	児童発達支援事業所 すくすく親子教室

待機児童保育室あゆみ	待機児童保育室あゆみ

■再配置後

施設群	施設（機能）
跡地エリア新施設	ホール・貸室・賑わい施設等（共用部含む） 中条図書館 子育て支援総合センター

福祉文化会館	福祉文化会館（ホール・貸室部分）
	社会福祉協議会
	更生保護サポートセンター
	水道部庁舎

合同庁舎	合同庁舎（共用・庁舎部分）
	消防本部
	中条図書館
	子育て支援総合センター
	プラネタリウム

市役所	市役所
	消費生活センター

市民総合センター	市民総合センター
	教育センター
	市民活動センター
	消費生活センター
	労働センター

教育委員会分室	教育委員会分室

こども健康センター	こども健康センター
	児童発達支援事業所 すくすく親子教室

待機児童保育室あゆみ	待機児童保育室あゆみ

② 子育て支援機能の位置づけ

跡地エリア新施設に再配置される子育て支援総合センター及びこども健康センターについては、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条「子育て世代包括支援センター」(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。)と位置づけ、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。



③ 施設空間の具体的な方向性～子育て支援機能「いばらき版ネウボラ」～

平成29(2017)年度に、こども健康センター及び子育て支援総合センターに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目のない支援を一体的に提供するため、ワンストップ支援体制の推進に向けて取り組んでいますが、それぞれのサービスを円滑に利用できる仕組みや利用者との継続的な関係などが求められています。

今後は、次の方向性に沿って、子育て支援機能のひとつとして「いばらき版ネウボラ」の実施体制の構築に取り組みます。

■方向性

- ・ 新たな相談支援体制として、「いばらき版ネウボラ」を創設します。中核となる新施設では、母子保健事業と子育て支援事業の一体化を図るとともに、支援者間の一層の連携を促進し、妊娠期からの切れ目のない支援を実現します。
- ・ 子どもの虐待等に関する相談窓口も併設し、「妊娠・出産・子育て」に関するすべての相談ができる総合相談窓口をめざします。
- ・ 地域の相談支援拠点や他の福祉施策等とも連携し、家庭状況等の変化に応じた包括的・継続的支援の充実を図るとともに、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

■整備により期待される効果

- ・ 母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査などの母子保健事業と、子育て親子が交流を図る場や一時預かりなどの子育て支援事業を新施設に集約することにより、妊娠期からの子育て家庭が求めるサービスをワンストップで提供できるだけでなく、妊娠婦の健康問題から子どもの虐待等に関する相談まで幅広い相談に対応することが可能となります。
- ・ 図書館や広場といった子どもの集まる場所に当該センターが併設されていることによって、市民が相談窓口として気軽に利用することができたり、他の施設利用者との交流が生まれたりするなど、複合施設ならではの相乗効果も期待することができます。
- ・ 当該センターと市庁舎が隣接していることから、生活困窮や介護等、他の福祉施策との連携が迅速かつ容易になり、課題を抱える家庭に対し遅滞なく対応することが可能となるなど、立地上の効果も期待できます。
- ・ 天候に左右されず、また、安心して子どもを遊ばせる場所が求められており、同時にネウボラ機能の利用促進など相乗効果も期待できます。

「ネウボラ」とは

フィンランド語で、「Neuvo」は「情報、アドバイス」を意味し、「～la」は「場所」を表す接尾語、つまりネウボラとは、「アドバイスを受ける場所」を言い、妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援することを特徴とした子育て支援施設（ワンストップ拠点）及びその制度を意味します。フィンランドにおいて制度化されており、子育て家族が気軽に相談できる人・場所があることやリスク・問題の早期発見・支援が可能であること、安心して子育てを行える環境を提供するなど、多くのメリットや子育てに関する課題解決が期待できるものとして注目されています。

茨木市民憲章

わたくしたち茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

茨木市次世代育成支援行動計画
(第4期:令和2~6年度)

令和2年(2020年)3月

編集・発行 茨木市こども育成部こども政策課
茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-622-8121(代)
URL <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>

